

同(山田正彦君紹介)(第一九四二号)
同(山井和則君紹介)(第一九四三号)
同(横光克彦君紹介)(第一九四四号)
同(鷺尾英一郎君紹介)(第一九四五号)
同(安住淳君紹介)(第一九六七号)
同(赤松広隆君紹介)(第一九六八号)
同(泉健太君紹介)(第一九六九号)
同(内山晃君紹介)(第一九七〇号)
同(枝野幸男君紹介)(第一九七一号)
同(小川淳也君紹介)(第一九七二号)
同(大串博志君紹介)(第一九七三号)
同(大島敦君紹介)(第一九七四号)
同(太田和美君紹介)(第一九七五号)
同(逢坂誠二君紹介)(第一九七六号)
同(岡本充功君紹介)(第一九七七号)
同(奥村展三君紹介)(第一九七八号)
同(河村たかし君紹介)(第一九七九号)
同(菅直人君紹介)(第一九八〇号)
同(黄川田徹君紹介)(第一九八一号)
同(菊田真紀子君紹介)(第一九八二号)
同(北神圭朗君紹介)(第一九八三号)
同(小平忠正君紹介)(第一九八四号)
同(小宮山洋子君紹介)(第一九八五号)
同(古賀一成君紹介)(第一九八六号)
同(後藤斎君紹介)(第一九八七号)
同(郡和子君紹介)(第一九八八号)
同(近藤昭一君紹介)(第一九八九号)
同(階猛君紹介)(第一九九〇号)
同(篠原孝君紹介)(第一九九一号)
同(鈴木克昌君紹介)(第一九九二号)
同(園田康博君紹介)(第一九九三号)
同(田名部匡代君紹介)(第一九九四号)
同(高木義明君紹介)(第一九九五号)
同(高山智司君紹介)(第一九九六号)
同(武正公一君紹介)(第一九九七号)
同(仲野博子君紹介)(第一九九八号)
同(鳩山由紀夫君紹介)(第一九九九号)
同(伴野豊君紹介)(第二〇〇〇号)
同(平野博文君紹介)(第二〇〇一号)

同(福田昭夫君紹介)(第二〇〇二号)
同(藤村修君紹介)(第二〇〇三号)
同(古本伸一郎君紹介)(第二〇〇四号)
同(細川律夫君紹介)(第二〇〇五号)
同(前田雄吉君紹介)(第二〇〇六号)
同(牧義夫君紹介)(第二〇〇七号)
同(松本謙公君紹介)(第二〇〇八号)
同(松原仁君紹介)(第二〇〇九号)
同(松本大輔君紹介)(第二〇一〇号)
同(松本龍君紹介)(第二〇一一号)
同(三井辨雄君紹介)(第二〇一二号)
同(村井宗明君紹介)(第二〇一三号)
同(山口壯君紹介)(第二〇一四号)
同(山田正彦君紹介)(第二〇一五号)
同(山井和則君紹介)(第二〇一六号)
同(鷺尾英一郎君紹介)(第二〇一七号)
同(渡辺周君紹介)(第二〇一八号)
同(安住淳君紹介)(第二〇一九号)
同(赤松広隆君紹介)(第二〇二〇号)
同(池田元久君紹介)(第二〇二一号)
同(石川知裕君紹介)(第二〇二二号)
同(岩國哲人君紹介)(第二〇二三号)
同(内山晃君紹介)(第二〇二四号)
同(枝野幸男君紹介)(第二〇二五号)
同(小川淳也君紹介)(第二〇二六号)
同(大串博志君紹介)(第二〇二七号)
同(大島敦君紹介)(第二〇二八号)
同(太田和美君紹介)(第二〇二九号)
同(逢坂誠二君紹介)(第二〇三〇号)
同(岡本充功君紹介)(第二〇三一号)
同(奥村展三君紹介)(第二〇三二号)
同(河村たかし君紹介)(第二〇三三号)
同(菅直人君紹介)(第二〇三四号)
同(黄川田徹君紹介)(第二〇三五号)
同(菊田真紀子君紹介)(第二〇三六号)
同(北神圭朗君紹介)(第二〇三七号)
同(小平忠正君紹介)(第二〇三八号)
同(小宮山洋子君紹介)(第二〇三九号)
同(郡和子君紹介)(第二〇四〇号)

同(近藤昭一君紹介)(第二〇四九号)
同(階猛君紹介)(第二〇五〇号)
同(篠原孝君紹介)(第二〇五一号)
同(末松義規君紹介)(第二〇五二号)
同(鈴木克昌君紹介)(第二〇五三号)
同(園田康博君紹介)(第二〇五四号)
同(田島一成君紹介)(第二〇五五号)
同(田嶋要君紹介)(第二〇五六号)
同(高木義明君紹介)(第二〇五七号)
同(高山智司君紹介)(第二〇五八号)
同(滝実君紹介)(第二〇五九号)
同(武正公一君紹介)(第二〇六〇号)
同(津村啓介君紹介)(第二〇六一号)
同(寺田学君紹介)(第二〇六二号)
同(中井治君紹介)(第二〇六三号)
同(長島昭久君紹介)(第二〇六四号)
同(長妻昭君紹介)(第二〇六五号)
同(鳩山由紀夫君紹介)(第二〇六六号)
同(伴野豊君紹介)(第二〇六七号)
同(平野博文君紹介)(第二〇六八号)
同(福田昭夫君紹介)(第二〇六九号)
同(藤村修君紹介)(第二〇七〇号)
同(古本伸一郎君紹介)(第二〇七一号)
同(細川律夫君紹介)(第二〇七二号)
同(前田雄吉君紹介)(第二〇七三号)
同(牧義夫君紹介)(第二〇七四号)
同(松本謙公君紹介)(第二〇七五号)
同(松原仁君紹介)(第二〇七六号)
同(松本大輔君紹介)(第二〇七七号)
同(三谷光男君紹介)(第二〇七八号)
同(三井辨雄君紹介)(第二〇七九号)
同(村井宗明君紹介)(第二〇八〇号)
同(山口壯君紹介)(第二〇八一号)
同(山田正彦君紹介)(第二〇八二号)
同(鷺尾英一郎君紹介)(第二〇八三号)
同(安住淳君紹介)(第二〇八四号)
同(池田元久君紹介)(第二〇八五号)
同(岩國哲人君紹介)(第二〇八六号)
同(内山晃君紹介)(第二〇八七号)

同(枝野幸男君紹介)(第二〇七号)
同(小沢鋭仁君紹介)(第二〇八号)
同(大串博志君紹介)(第二〇九号)
同(大島敦君紹介)(第二一〇号)
同(太田和美君紹介)(第二一一号)
同(岡本充功君紹介)(第二一二号)
同(金田誠一君紹介)(第二一三号)
同(菅直人君紹介)(第二一四号)
同(黄川田徹君紹介)(第二一五号)
同(菊田真紀子君紹介)(第二一六号)
同(北神圭朗君紹介)(第二一七号)
同(小宮山洋子君紹介)(第二一八号)
同(郡和子君紹介)(第二一九号)
同(佐々木隆博君紹介)(第二二〇号)
同(階猛君紹介)(第二二一号)
同(篠原孝君紹介)(第二二二号)
同(鈴木克昌君紹介)(第二二三号)
同(園田康博君紹介)(第二二四号)
同(田嶋要君紹介)(第二二五号)
同(田村謙治君紹介)(第二二六号)
同(高木義明君紹介)(第二二七号)
同(高山智司君紹介)(第二二八号)
同(滝実君紹介)(第二二九号)
同(武正公一君紹介)(第二三〇号)
同(土肥隆一君紹介)(第二三一号)
同(長妻昭君紹介)(第二三二号)
同(鳩山由紀夫君紹介)(第二三三号)
同(伴野豊君紹介)(第二三四号)
同(平野博文君紹介)(第二三五号)
同(福田昭夫君紹介)(第二三六号)
同(藤村修君紹介)(第二三七号)
同(古本伸一郎君紹介)(第二三八号)
同(細川律夫君紹介)(第二三九号)
同(前田雄吉君紹介)(第二四〇号)
同(牧義夫君紹介)(第二四一号)
同(松野頼久君紹介)(第二四二号)
同(松原仁君紹介)(第二四三号)
同(松本大輔君紹介)(第二四四号)
同(松本龍君紹介)(第二四五号)

[illegible]

す。

我が国金融資本市場の競争力の強化は、一千五百兆円に及ぶ家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金を適切に供給する等の観点から、極めて重要な課題となっており、このような状況を踏まえ、必要な制度整備を行うため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、多様な資産運用、調達機会の提供を促進するため、特定投資家、いわゆるプロ投資家に直接の参加者を限定した取引所金融商品市場を開設することとし、この市場に関連した情報提供の枠組み等について所要の整備を行うこととしております。また、上場投資信託、いわゆるETFについて、商品現物と交換可能な投資信託を導入できるようにするなど、その多様化を可能とする枠組みの整備を行うこととしております。

第二に、多様で質の高い金融サービスの提供を促進するため、証券会社、銀行、保険会社等の間の役職員の兼職規制を撤廃するとともに、証券会社、銀行、保険会社等に対して利益相反管理体制の整備を求めることとしております。また、商品現物取引、排出量取引、投資助言業務等に係る銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を図ることとしております。

第三に、公正、透明で信頼性のある市場の構築を図るため、金融商品取引法における課徴金制度について、算定方法の見直し、対象範囲の拡大及び除外期間の延長等を行うこととしております。以上が、この法律案の提出理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○原田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○原田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融

庁総務企画局長三國谷勝範君、監督局長西原政雄君、証券取引等監視委員会事務局長内藤純一君、経済産業省大臣官房審議官伊藤元君、環境省大臣官房審議官谷津龍太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がございませんので、順次これを許します。広津素子君。

○広津委員 御質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の改正におきまして、参加者をプロの投資者、特定投資家に限定した取引所を創設し、一般投資家への転売を制限して、その市場に上場される銘柄には現行の開示規制を免除し、簡素な情報提供の枠組みを新設するとされております。

ここで、一般の投資家には必要でプロの投資者には不要とされる情報とは、具体的にどのようなものでしょうか。また、その情報の不足を補うために、いわゆるプロの投資者と言われる方はかわりにどのような情報を用いて判断をすることが可能となるのか、お伺いします。普通に考えますと、プロの投資者の方が情報の分析力があり、より詳しい情報を必要といたしますので、お尋ね申し上げます。

さらに、プロ向け市場に上場する企業については、取引所ではなく、取引所に承認された民間のアドバイザーが登録審査をすることを可能とする条項もあります。その法人は民間のアドバイザーなどで、登録審査される企業に対して必ずしも独立性があるとは言えないと思います。プロ向け市場への上場に当たり、上場資格の担保ができないのではないかという懸念がありますが、いかがでしょうか。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

プロ向け市場でございますが、これはプロ向け市場への直接の参加者を情報の非対称性が基本的に少ないプロ投資家、特定投資家に限定いたしまして、情報提供の枠組みなどをプロ向け市場を開設する金融商品取引所等が自主的に構築する、そういった新たな規律に基づく市場としようというものでございます。

こういった観点から、プロ向け市場におきましては現行の開示規制を適用しないこととしておりますが、プロ投資家の投資判断に必要な情報提供を確保し、投資家保護を図る観点から、プロ向け有価証券の発行者に対しては、一つは、有価証券の発行者時に有価証券の内容に関する情報及びその発行者に関する情報、これを法令で特定証券情報と定義しておりますが、この提供または公表を義務づけることとしていっております。また、二点目は、少なくとも一年一回以上の発行者に関する情報、これを発行者情報と定義しておりますが、この提供または公表を義務づけることとしていっております。

これらの情報の具体的な内容、言語、会計基準などにつきましては、今後この法案を受けまして金融商品取引所等が検討することになります。有価証券の内容に関する情報といたしましては、例えば発行条件あるいは有価証券の要項などが考えられるところでございます。また、発行者に関する情報といたしましては、財務情報などが考えられるところでございます。

なお、プロ投資家が投資判断を行う上でより詳細な情報を必要とする場合には、プロ投資家自身が発行会社が公表している情報、アナリスト等による情報等を収集、分析することによりまして投資判断を行うものと考えているところでございます。

次に、二点目の委託の問題でございますが、現在、イギリスのAIM市場等におきましてこういったプロ向け市場が隆盛をしておりますところでございますが、そういったところでもノーマッドと

いう制度がございまして、自主規制業務の委託等が行われているところでございます。

今回、できる限り取引所の創意工夫を認める、そういった観点から、自主規制業務につきましては、プロ向け市場に關しましてはその一部を自主規制法人以外に委託することができるとして、いっております。この場合におきましても、自主規制業務の実施についての最終的な責任は取引所が負っているところでございます。その上で、自主規制法人以外に委託できる自主規制業務を投資者保護の根幹にかかわる事項以外のものに限定しますとともに、委託に当たりましては、取引所に対して委託先における自主規制業務の適切な実施を確保するための措置などを義務づける、こういった方策を講じているところでございます。

○広津委員 わかりました。次の質問に移ります。

今回の改正により、証券、銀行、保険会社等のファイアウォール規制を見直し、証券、銀行、保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃することになっております。

例えば、銀行の顧客名簿を証券や保険会社の顧客獲得に利用されることが顧客にとつては不利益であることがファイアウォールをつくっていた理由だったわけですが、この点における顧客保護についてはどう解決されるのでしょうか。現在提出されている適正な情報の管理と適切な内部管理体制の整備というものは、役員の下部に位置する内部管理組織で管理を行うことになるため、この組織は役員に対しては独立性がないと思います。そのため、管理体制としては弱いと考えますが、いかがでしょうか。

○三國谷政府参考人 今回の法案におきましては、銀行、証券、保険の間におきまして役職員の兼職制限を撤廃する一方で、金融機関またはそのグループ会社による取引に伴いまして顧客の利益が不当に害されることがないよう、適正な情報管理を含む利益相反管理体制の整備を求めることとし

ているところでございます。

また、グループにおきます顧客情報の取り扱いに關しましては、内閣府令の改正によりまして、法人顧客に關する非公開情報の授受につきまして、顧客に不同意、いわゆるオプトアウトの機会を付与した上で情報の共有を認めることを考えているところでございますが、今般のファイアウォール規制の見直しの後におきましても、顧客が望まない場合には、金融機関が顧客獲得などの目的で非公開の顧客情報を金融グループ内で共有することは禁止されることとなるわけでございます。

次に、役員との関係でございますけれども、今般のファイアウォール規制の見直しにおきましては、役職員の兼職制限の撤廃を行っておりますが、今申し上げましたとおり、これにかわるものとしたしまして、自己規律に基づく利益相反管理のための体制整備を求めるところとしております。金融機関、金融グループにおきましては新たな業務展開が可能になる一方、業務運営に当たりましては、厳しい規律づけが求められることになる次第でございます。

諸外国におきましても、このような金融機関、金融グループの自主的な規律づけにより内部管理体制の整備、これを求める規制の枠組みが趨勢となつていくと承知しております。

議員御指摘の利益相反を管理すべき立場の役員が兼職すれば、その下の職員等はその意向に従わざるを得ないのではないか、あるいは適切な利益相反管理が行われないのではないかといった点におきましては、これは役員等においてそういった利益相反管理の趣旨を損なうような対応が行われた場合には、体制不備ということで行政処分の対象にもなるわけでございます。

当局といたしましては、金融機関における体制整備の状況につきまして、適切なモニタリングを行うことによりまして、規制の実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○広津委員 わかりました。

ただ、今のお答えでは、例えば監査でも、内部統制組織は経営者をコントロールすることはできないわけですね。それは、下部組織に属する者が上をコントロールするということは無理で、したがって外部監査が必要ということになっておりまして、これは監査のイロハでございますので、これもやはり同じような独立性の問題が生じてくるだろうと私は思っております。そのため、これについてはもうちょっと考えることが必要ではないかと思ひます。

次に、銀行、保険会社の業務範囲を見直し、銀行の兄弟会社に商品現物取引等の業務を解禁する枠組みを導入するという改正案につきまして御質問いたします。

最近のトウモロコシや原油の値段の異常な高騰には、世界人口の増加、地球温暖化による不作、バイオエタノールへの使用などの需給の問題以外に、商品取引、商品先物取引への大量の投機マネーの影響があったと思われまふ。

そのような中、銀行や保険会社の業務範囲を見直し、銀行の兄弟会社にも商品現物取引、先物取引の業務を解禁するという枠組みを導入して、さらなる投機資金源を入れるに当たっては、どのような規制を設けていかなるのでしょうか。

例えば、トウモロコシの値段の上昇は酪農や養鶏におけるえさ代の高騰をもたらし、まじめに酪農や養鶏を営んでいる人に、その人たちの経営努力ではいかんともしがたいコスト高による経営難をもたらしました。もし今後このようなことが続けば、国の支援にも限界があると考えられます。そして、銀行や投資信託などからの大量の資金が投機マネーとなり、まじめに酪農や養鶏を営んでいる人の経営を妨げるというようなことになれば、実業を助けるはずの金融が、実際には実業をつぶしてしまひ、ひいては金融においても資金の投資先がないという状況になると思ひます。

また、燃油の高騰は、漁業における出漁を困難にし、ハウス農業や中小企業にも打撃を与え、ま

じめに物づくりをしている人々に大きな打撃を与えました。このようなことが短期的かつ頻繁に起これば、農業、漁業、商工業のような重要な産業でも、リスクが高過ぎてやめていけないということになり、後継者難がさらに激しくなると思ひます。

そのため、生活の基盤となる食料、原料やエネルギーに対する商品取引、商品先物取引への投機をむしろ規制する必要があると考えます。そして、もちろん日本の市場だけで規制を行つても無意味であり、世界の市場、例えばアメリカ、ヨーロッパ、中国の市場でも同じような規制が必要だと思ひます。

地球上の食料、エネルギーの需給が逼迫してきている現在、例えば昔の米相場のように、投機はもうかるので起りやすくなります。そのため、投機による短期間で一定以上の値上がりに対しては、グローバルな規制を行うというようなことが必要であると思ひます。この点に關しましては、今後、どのような規制を行っていく予定でしょうか。

また、最後に、日本では農林水産省、経済産業省が直接的に管理している商品市場、商品先物市場ですが、金融による大量の投機資金の流入により、実業に携わる生産者がコスト高を吸収できずに撤退しなければならぬような状況が起りかねないよう、それぞれの省庁が協力して、グローバルな監視体制をつくっていかれることをお願いしたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 御質問の前段の、制度的な枠組みにつきまして御説明申し上げたいと思ひます。

銀行につきましては、その経営の健全性を促す観点から、他業禁止規制を課し、その子会社、兄弟会社が行い得る業務とあわせまして、業務範囲を制限しているところでございます。こういった業務範囲規制につきましては、金融サービスの高度化、多様化等が進展する中で、規制の国際的な動向も踏まえまして、銀行本体の経営の健全性の

確保などに留意しながら、新しい時代のニーズにマッチした枠組みを整備していくことが重要と考えているところでございます。

今回の法案におきまして、兄弟会社の間でございますれば親子会社間に比べてリスク遮断の面ですぐれているといったことも勘案いたしまして、我が国におきましても、リスク管理等にすぐれた銀行グループの銀行兄弟会社に、当局の認可制のもと、商品の現物取引等の新たな業務を認める枠組みを構築することとしていくところでございます。

なお、この銀行兄弟会社が商品の現物取引等の新たな業務を行うに当たりましては、銀行サイドにおきましては、銀行本体の経営の健全性を損なうことのないように留意する必要があると考えているところでございます。こうした観点から、法案におきましては、銀行持ち株会社は、銀行兄弟会社が営む商品現物取引などにつきまして、グループ内の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件、これを満たすために必要な措置を講じなければならぬこととしていくところでございます。

また、市場の適正化につきましては、私どもも鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○渡辺国務大臣 委員が御指摘になられました食料、エネルギー関係マーケットの急激な急騰ぶりについては、私も深い関心を持って見てるところでございます。私のところで金融市場戦略チームを立ち上げてございますが、その中でも議論が行われております。

エコノミストの水野和夫氏の指摘によれば、九〇年代以降、世界の金融資産が大変な勢いで膨らんできております。九〇年当時と比べて、およそ四倍ぐらいになっております。まさしくこの膨れ上がった金融資産を背景に、世界中で食料と資源の争奪合戦の様相を呈しているというのが水野氏の指摘でございます。

彼の見解によりまして、十六世紀において価格革命が起ったこととの対比で論じています。十

これで私の質問を終わります。

○原田委員長 次に、鈴木馨祐君。

そういう中で、今回の法律においては、投資者の保護と、そしてあとは規制の問題、さらにもっと広い観点で言えば、実際、間接金融から徐々に直接金融に移行してくる中で、資金調達をしている、経済を回す主体の企業というものの経営がマーケットに振り回される状況にならないかどうかどう

今回の競争力強化プランにおきましては、投資家の保護と情報開示とのバランスの観点から、我が国の対日投資を促進し資本市場を活性化する仕

まず、一般投資者が直接参加する市場におきましては、一般投資者の場合、情報の非対称性といった問題があります。したがって、投資者保護に万全を期す観点から、情報開示義務等の厳格な規制が必要とされているところでございます。これに對しまして、取引参加者が特定投資家、いわゆるプロ投資者に限定されます場合には、情報の非対称性が減少いたしますことから、

自己責任に立脚いたしました自由度の高い取引の場を創設することが可能と考えられるところでございます。

この考え方に立ちまして、今般の改正におきましては、直接の参加者をプロ投資者に限定しつつ、法令に基づく公衆縦覧型の情報開示を免除するプロ向け市場を創設することとしたところでございます。こういった市場の創設は、国外を含めました内外の企業にとりまして、法令に基づく情報開示、それに伴いますコスト、こういったものを抑えながら、その成長に必要な資金の調達を円滑に行うことができる、こういったことにもつながるものと考えているところでございます。

金融市場を取り巻く環境は大変進化しております。そういった中で、やはり制度全体として幅と厚みを持ったような、そういった制度を構築してまいりたいということでございます。

○鈴木(馨)委員 ありがとうございます。

まさに今、世界の金融市場では、ロンドンを初めこうしたプロ向け市場といった動きも出てきているところであります。そんな中で、恐らく日本としても、こうした投資家がある程度続いた、まさにプロ向けで垣根を低くした形の市場というもの整備も大変重要なことかとは思いますが、ただ、今般のサブプライム問題を見てもわかりますように、プロ投資家といっても傷むときは傷む。そしてその結果、プロ投資家が大きく傷めば、実はその背後に、一般の投資家なり、日々の生活資金を投入しているような、そうした投資家も相当いるというのこともまた事実であります。

そうした中で、そうしたプロ向け市場の非常に規制が低い中で、もし仮にこのプロの投資家が大きく傷んだとすれば、その場合、今守ろうとしている一般投資家というものにも大きな影響が出てくる。さらに言えば、その背後に大きな、いろいろな人間にも傷みというものが広がってくるということも考えられるんですけれども、その点についてはどのようにお感じになつていらっしゃるでしょうか。

○渡辺国務大臣 プロ向けに限定した市場においては、一般投資家は投資信託などによって、企業の将来性を見きわめるプロ投資家の資産運用を通じて、投資成果を享受することが可能でございます。

しかし、委員が御指摘のように、そのプロ向け市場で資産運用が常に高いリターンを享受できるかといえ、昨今のサブプライム関連商品の暴落に見られるようなことがないとは言えないわけでございます。その場合には、当然、背後にある一般投資家に損失が及んでまいります。こういったことを想定し、プロ向け市場に投資する投資信託については、一般投資家が的確にそのリスクを判断できるような、その投資方針や運用状況などに関する情報について現行の厳格な法定開示規制の対象としているところでございます。

○鈴木(馨)委員 ありがとうございます。

そうした形で、一般投資家があるに資金を出す場合にも情報開示の規制ということをきちんとしていく、そのことが恐らくはリスクを担保することにもなると思っております。

さて、次の質問に移りたいと思いますが、今回、プロ向けの市場をつくるに当たって、会計基準もそうですが、情報開示義務ということでも相当柔軟な運用ができるような仕組みに設計をされているというふうに向つております。

そうはいっても、今、実はその他の市場においては、さきのサービス法の改正においてもそうでしたけれども、四半期ごとの開示というものが義務的な開示というものが程度頻繁な割合である。確かに、これは市場のオープンだとかあるいはそういったことのために非常に大きな問題であります。ただ同時に、その一方のリスクとして、企業の経営、その市場で資金を調達する企業の経営者にとっては、そういった経営に陥りかねないというところもまた事実であります。そうしたことを考えた場合に、このそうした

マイナスの影響と、そしてあともう一つは、透明性だとか信頼性という市場へのプラスの影響、そうしたところの比較考量というものが非常に大事になってくるなというふうに考えておりますが、その点についてどのような御見解でしょうか。

○渡辺国務大臣 金融商品取引法における開示制度は、投資家の投資判断に資する会社の財務情報等を適切に提供するということを目的としております。その際には、投資情報を適時迅速に提供する必要がありますと、十分性、信頼性の要請、その間でのバランスを図りながら行われるということが大事でございます。

例えば、本年四月から導入されました四半期報告制度においても、適時に開示を行う企業に過度の負担とならないよう、次のような配慮を行っております。第一に、開示を求める情報は原則として連結ベースの情報に限る、第二に、監査人の検証は年度監査に比べて簡便な手続、四半期レビューと呼んでおりますが、そのような簡便な手続によるとしております。

金融庁としましては、引き続きディスクロージャーの適切な運用に努めるとともに、制度の趣旨を超えた過度の対応によって業務が萎縮することのないように対応してまいりたいと思っております。

○鈴木(馨)委員 ありがとうございます。

まさに企業経営への影響と、そしてあとはマーケット自身の信頼性というところで、非常にそのバランスというものが難しい。これがまさに直接金融の宿命でございます。これはその第一人者でいらっしゃる大臣のもと、金融庁の皆様にはその方面できちんとした形で適切な運営をお願いしてまいりたい、そう思っております。

最後の質問に移りますけれども、先日、今後の金融の監督というところで、いわゆるベターレギュレーションという考え方の中で、ルールベースとプリンシプルベースの最適な組み合わせということが今後の方針ということで打ち出されたところでございます。

ものが先般公表されたという形で聞いておりますけれども、今現在、ベターレギュレーションについて、今後どういった形でその取り組みを進めていくのか、そんなところについて現状の議論の状況を伺いたいと思っております。

○西原政府参考人 答え申し上げます。

このベターレギュレーション、最適な金融規制といえますか、私どもにとりましては、金融規制の質的な向上、これは大きな取り組みべき課題ということで、その中の一つの大きな柱として、ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督、この最適な組み合わせというのが標榜されておるわけでございます。

この点につきましては、昨年末の金融・資本市場競争力強化プラン、この中でも、我が国の金融資本市場の競争力強化に貢献するものであるということで、その具体策を推進していくという中で、事業者との対話を通じてプリンシプルの有、よりよい規制環境を構築し、いわば金融機関にとつてみればベストプラクティスのよりどころになるもの、あるいは関係者のルール解釈の基礎となる原則、これについて議論を行って、共通の認識を得た上で取りまとめるということで、委員御指摘のとおり、先週、議論の結果この取りまとめをいたしまして、共通の認識に立ったということで発表させていただいたわけでございます。

これからは、これを職員一人一人にまで浸透させていくということが重要だと思っております。また、それと同時に、これで終わりということではなく、これがスタート台だということに思っておりますので、そうした中で、やはり金融サービス提供者との間で継続的にこれからの対話を続けていき、さらに議論も深めていきたい、これからは実施の段階だというふうに通じております。

○鈴木(馨)委員 ありがとうございます。

ちよつと時間を厳格に考え過ぎまして、実は質問を一個飛ばしてしましたから、多少時間が……ないようです。

本場に金融のマーケットの規制というものは、まさに、縛り過ぎれば萎縮をしますし、縛りなさ過ぎればまたそれも、ちよつと緩み過ぎでしまふ。それは投資家と企業という関係でもそうですし、また、先ほどおっしゃいましたけれども、投資者の保護と規制という関係でもそうです。私は結婚していませんが、まさに夫婦関係と似たようなものかもしれませんけれども、そうした非常に難しいかじ取りをされる金融庁の大臣以下皆様に心より敬意を表しまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○原田委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。早速質問させていただきます。

大臣、「金融商品取引法」、こういう書物まで著されておられます、やはり非常に政治家らしく、一般の方にわかりやすいように工夫されて書かれていて、私も読ませていただきました。そういう中で、今回、タイムリーにも、この法案の改正法案を審議、答弁をされる、こういうことでございます。

それで、シティー・オブ・ロンドンの「ザ・グローバル・フィナンシャル・センターズ・インデックス3」に国際金融センターとしての競争力の比較というのがあります、日本が、ロンドン、ニューヨーク、香港、シンガポール、チューリヒ、フランクフルト、ジュネーブ、シカゴ、そして東京、シドニー、こういう指数でいくと九番目になっている。

また、これは財団法人の国際金融情報センターが行ったアンケート調査によりますと、ニューヨーク、ロンドンと比較しますと、多額の個人金融資産の存在というのはプラス面なんです、マインナス面として、国際金融に豊富な能力を持つ人材の雇用及び確保、あるいはファイアウォールの高さ、それから金融機関の取引規制の問題、香港、シンガポール等との比較におきましても、人材、取引規制の少なさ、ファイアウォールの高さ

等々ということになっておるわけであります。

大臣は、この著書の中でも、ホップ・ステップ・ジャンプということ、日本の金融市場の競争力強化をするために、今はステップの段階、金融商品取引法の段階、「いわゆる投資サービス法」とごいますけれども、次のジャンプの段階は、包括的な金融サービス市場法、いわゆる金融サービス法、こういうことも視野に入れておられると。そして、それとともに日本版FSA構想についても記述されておられるわけでございます。

そこで、日本の金融資本市場の競争力に関する大臣の認識、そしてまた、金融資本市場の競争力強化プランをどのように実行していくのか、その一環として今回の改正があるわけでありますが、そしてさらに金融サービス市場法、包括的なものですね、あるいは日本版FSA構想についての展望、これをお伺いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 今御指摘になられましたように、日本の競争力が、残念ながら、我々の予想以上に低いところにあるという大現実がございます。

一方、日本には眠れる宝物があります。それは、家計の富、一千五百兆円に及ぶ。ソブリン・ウエルス・ファンド三百兆円の五倍もお宝があるわけですね。こうしたお宝を十分活用し切れていないところに我が国の不幸があるのではないのでしょうか。

まさに昨年末の強化プランは、このような問題解決の突破口をつくつていくという発想でつくられたわけでございます。このプランをスピーディーかつ着実に実施していくことが大事でございます。

現在、ホップ・ステップ・ジャンプのステップ段階にあると、確かに私が自分の本の中で書いております。今までの流れを振り返ってみますと、まさに、包括的、横断的な規制の枠組みを目指してやってきております。したがって、次のステージにおいては、より包括的な規制の枠組みがあつてもいいではないかという思いで御指摘の三段階

論法を使つたわけでございます。現時点では、まさに、昨年九月に施行された金商法の適切な運用と定着を図っていくことが大事でございます。

日本版FSA構想というのは、いわゆる日本版SEC構想と対比をしながら、日本版でいいのではないかという思いを込めてネーミングをしたものでございます。金融商品の多様化や金融コングロマリット化といった、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、包括的、横断的な監督、監視を行うことが必要でございます。

我が国においては、銀行、証券、保険等の各分野を業態横断的に所管する金融行政組織が現在ございます。このような体制のもとで、引き続き、利用者保護、投資家保護の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○大口委員 次に、今大変な話題になっております、日本の証券会社のトップ、野村証券のMアンドAを扱う企業情報部に所属していた中国人社員が、留学生仲間であつた二人と二〇〇六年から二〇〇七年にかけて内部情報を流して、一年半で二十一銘柄、そのうち、この担当になっているもの以外が十六銘柄だという報道がありますけれども、このインサイダー取引によつて、五千万とも言われておりますけれども、利益を上げた、こういうことで、これは証券取引監視委員会の調査、そして東京地検特捜部がこの元社員を逮捕する、こういう事態になつたわけでございます。

本場に今、日本の金融資本市場を、競争力を高めよう、国民に対する信頼を本場にもっと高めていくことによつて、貯蓄から投資へ、こういうこととに大きく私は水を差す事件ではないかな、こういうふうにご考えておるわけでございます。

今回、そういう点では、この金商法の改正によりまして、課徴金の水準につきまして、これを従来の倍ぐらいの課徴金になるように金額水準を上げたわけでありますけれども、過去のを見てみますと、平成十八年の一月十三日から平成二十年の四月二十二日まで、要するに、課徴金の制度がスタートして、勧告した日で見ますと、三十八件あ

るわけです。

その三十八件のうち、課徴金が十万円以下が五件、五十万円以下が二十五件、百万円以下が三十一件ということで、三十八件のうち三十一件は百万円以下、こういうことで非常に低いわけでございます。そこで大臣も、どかんと目の玉が飛び出るような課徴金というもの、これは課すべきではないか、こういうふうにご著書でもお書きになつておるわけでございます。

そういう点で、確かにこの課徴金というのは、行政処分でありまして、反社会性とか反道徳性を問うものではないということで、利得の相当額というところで考えてきたわけであります。しかし、違反の抑止の実効性を一層確保していく、こういう観点からいくならば、今回、利得というものの可能性という形で最大限この額をアップするような基準を考えようとしたのではないかな、こう思つておるわけでございます。

しかしながら、本場に外国の場合は制裁的な課徴金というようにも課しておるわけであります。憲法三十九条の二重処罰の禁止ということとの関係もありますけれども、私どもは、やはり違反抑止の実効性を確保することからいつて、さらに水準を上げるべきではないかな、こう考えておりますけれども、今回の改正に関連して、さらにまた私どもはこの水準を上げるべきだ、こう考えておるわけでございますけれども、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 お答えいたします。

課徴金の金額水準につきましては、今御指摘ございましたとおり、一つには、規制の実効性を一層確保する観点からは、利得に必ずしもとらわれる必要はないのではないかとといった意見がある一方で、これも御指摘のとおり、課徴金が反社会性、反道徳性を問うという形ではないものでございまして、利得から完全に離れるべきではない、こういったいろいろな意見があるところでございます。

こういった中で、御指摘のとおり、私ども、今

回の見直しに当たりましては、これまでインサイダー取引の売買価格は、重要事実の公表日の翌日の終値と実際の買った差額、こういったものを基準として課徴金の額を算出している、これが現行の制度でございますが、現実の世界を見ますと、その重要事実発表後もまだしばらく株価は変動する、こういった事実に着目いたしまして、これを、重要事実公表後の二週間以内の最高値または最低値、これを基準とした算出方法に変更することを考えているところでございます。

これによりまして、御指摘のとおり、過去の事例等に当てはめますと、おおむね二倍程度になるわけでございまして、最近起きました事象に当てはめてみましても、この水準は相当の効果があるものと考えているところでございます。

引き続き、課徴金の適正化には努めてまいりたいと考えております。

○大口委員 九万とか六万とか五万とか四万とか、こういう課徴金もあるわけでございますので、やはりこれは考えていかなきゃいけないと思います。

また、相場操縦、なれ合い売買、仮装取引、変動操作、安定操作、風説の流布、偽計取引等々の不正取引、あるいは開示書類の虚偽記載の罰則、こういうものは懲役十年以内、あるいは罰金は一千万以下、こういうことでございますが、インサイダー取引の罰則は、懲役五年以内、罰金も、個人は五百万、法人になると五億ということであり

ます。アメリカの場合は、禁錮二十年、個人の場合は二十五万ドルでございますので、日本の五倍となっておりまして、これは郵便・通信詐欺罪という形でやっておりますわけでございますけれども、こういう諸外国に比べて、インサイダー取引の刑罰については、三年から五年に最近上げたばかりでございます。それにしまして低いのではないかな、こう思っておりますのであります。

没収、追徴につきましては、やはりかなり高額になっております。インサイダーで重要事実を

知ってから買って、そして売ったら、その売ったものの全体にかかるといふようなことで、追徴額は確かに大きな額になっておるわけでございますけれども、こういう刑罰のレベルにつきまして、妥当なのか、お伺いしたいと思います。

〔委員長退席、田中(和)委員長代理着席〕

○三國谷政府参考人 インサイダーに係ります罰則につきましては、これまで複数回にわたりますしてその強化を図ってきたところでございまして、御指摘のとおり、先般の金融商品取引法の改正におきまして、インサイダー取引につきまして、それまで懲役三年以下でありましたものを五年以下というぐあいに改正を図っているところでございます。

御指摘の相場操縦行為等につきましては、これが市場を通じて直接的に一般投資者に損害を与えようという点で、刑法の詐欺罪に類似性があるという点で十年以下ということになっているわけ

でございますが、インサイダー取引につきましては、構成要件が詳細に規定されておりました、一定の要件に該当するとそのまま違反となる、こういうことを勘案いたしまして、法定刑が五年以下となっているところでございます。

一般論として申し上げますと、罰則の水準は、違反行為の性質や他の法令との均衡などを総合的に勘案して決められることとなっているところでございます。

インサイダー取引に対します法定刑につきましては、刑事罰全体のバランスを考えながら、今後検討すべき課題と考えているところでございます。

○大口委員 平成十五年、金融庁は、大和証券のSMBCに対する行政処分、これを行っております、このときは、事業法人部ですか、業務停止命令と、あと、業務改善命令ということで、法人関係情報の厳重な管理の徹底、十分な研修の実施等による役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定、厳格な社内処分の実施による責任の所在の明確化、こういう業務改善命令を出しておるわけ

でございます。

今回のことにつきましては、確かに、確信犯的なインサイダー、個人的なものについてこれを社内で見つけるということは難しい部分もあるという指摘もありますけれども、ただ、二十一件中十六件はこの企業情報部の担当でない情報を入手してやっている、こういうことでございます。そういう点では、ここはやはり、この証券会社に対してきちっとした対応をしておかなければならない、再発防止のために厳重にきちっとしておかないといけない。

もちろん、今は捜査の段階で、事実はまだ報道で私ども知ることです、そういう点では、具体的にこの件についてということではないにいたしまして、大臣としてこのような事犯に対してどう対処されるか、お伺いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 我々が一生懸命、日本の市場の競争力を高めよう、内外の投資を促進しようとしてやっているとやきやきに起こった事件としては、大変遺憾に思っております。

証券会社というのは、まさに金融資本市場の仲介者であり、高い公共性を有しております。一般的に申し上げますと、金融庁としては、証券会社が、市場仲介者としての高い公共性にかんがみれば、適切な業務運営体制をとっているということが極めて重要でございます。金融商品取引業者向けの監督指針においても、その趣旨を明らかにしているところでございます。

金融庁としては、こういう事件のあるなしにかかわらず、引き続き、法令や監督指針のつとめて、証券会社の業務の適切性の確保に向けて的確な監督体制をしいてまいりたいと考えております。

○大口委員 そういう点でも、金融人材をしっかりと育てていくということが本当に私は大事だと思います。今のニューヨーク等の市場あるいは香港の市場等からいっても、日本の金融の人材というものは、私は、いろいろな面でもっと育ててい

くべきではないかと思えます。

そういう点で、市場参加者や当局における共通のコンプライアンス感覚を有する人材、金融専門人材に関する研究会というものを発足させておられるわけであります。我が党も青年政策で、高度金融人材、これを育てていくということを提言しているわけでございます。

強化プランに盛り込まれた項目のうちの金融専門人材の育成が特に重要であると考えますが、この点について大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 これも、金融のコンプライアンス感覚を共有した人材の必要性を私もかねて指摘をし、痛感してきたところでございます。御指摘の金融専門人材に関する研究会というものを昨春秋に設けまして、精力的に開催してまいりました。

人材の育成について申し上げますと、私が自民党の企業会計小委員長をやっておりますときに、金融サービスをつくらうかどうかという提案をしたところでございますが、これも、国家資格にするとかいうことは別に、まさに、民間からこのような人材を育てようという議論の高まりを期待して行った提案でございます。いろいろな角度から、資格制度も含めて議論をしていただいております。

今後は、先ほど御指摘になられましたプランに基づいて、基本コンセプトを公表し、広く意見を募集した上で、夏ごろまでに論点の取りまとめを行い、制度設計に取り組んでいきたいと考えております。

○大口委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

ありがとうございました。

○田中(和)委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

法案の審議に入る前に、今回の、野村証券の社員によるインサイダー取引事件についてた

いと思います。

今回、三人が逮捕されておりますが、事件の概要、現在把握しているところ、説明をいただきたいと思ひます。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

本件につきましては、四月二十二日でございますが、富士通デバイス株式会社に係る内部者取引事件といふことの嫌疑に基づきまして、強制調査などに着手をいたしております。現在、調査を目下精力的に進めているというふうな段階でございます。

しかしながら、個別の事案といふことの内容につきましましては、本件は目下調査中でございます。従来より、個別事案の内容につきましましては、答えを差し控えていただいているというところでございます。本件についても、同様に差し控えていただきたいというふうに考えております。

これは、証券取引等監視委員会の活動を円滑に進めるといふ観点からも必要であるということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに存じます。

○佐々木(憲)委員 調査中ということでありまして、最近はこの種の事件が急速にふえておりまして、証券取引等監視委員会にお聞きをしますと、風説の流布、偽計、相場操縦、内部者取引、これで勧告を受けた件数は、平成十七年度と十八年度はそれぞれ九件でありましたが、平成十九年度になると二十件にふえている。倍以上であります。大変ゆゆしき事態だと思ふわけです。

渡辺金融担当大臣にお聞きしますが、インサイダー取引事件がこのように増加をしている、その理由といふのは一体どこにあるとお考えでしょうか。

○内藤政府参考人 まず言えますことは、こうした取引をつかまえる最初の段階、つまり、ちょっとこの取引は異常ではないか、そういったことを審査する件数が大体年間八百八十四件ぐらいございます。そして、その中から、どうもこれは臭い

なというのを捕捉するその精度が高まってきたということが一つは言えようかと思ひます。

インサイダー取引につきましましては、平成十七年四月に課徴金制度が導入されております。また、監視委員会は、市場の公正性の確保、投資者保護の観点から、機構、定員の増強を行い、市場監視体制を強化してきたわけでございます。

このような市場監視のための体制が強化され、多様化された手段を戦略的に活用し、迅速、効率的な調査を行ってきた結果、近年、インサイダー取引についての多くの事案の告発及び課徴金納付命令の勧告がなされるようになったものと考えております。

○佐々木(憲)委員 その精度が高まったからふえたというわけですが、それは、それまでは見逃していたのかという話にもなります。ただそれだけではなくて、全体の取引の活発化の中でこういう事件が非常にふえてきている。その理由は何かといふことをもうちょっと詰める必要があるというふうに思ふんです。

そこで、お配りした資料は、野村証券に関する証券法、金商法違反事件であります。このとおり繰り返されているわけです。金融庁の検査は、資料の下の欄にありますけれども、このように行われております。一番新しいところを見ますと、上の欄で、二〇〇三年八月、ニチメンによる子会社のTOBに絡むインサイダー取引というのがあったわけです。検査は、まさにこの時期の二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇六年というふうに行われているように思ふけれども、当然、このインサイダー取引を念頭に置いて検査というものが行われているはずだと思ひますが、いかがですか。

○内藤政府参考人 お答えいたします。今、先生御指摘のとおり、野村証券に対する検査でございますけれども、直近の検査は平成十八年八月二十八日に着手をいたしまして、平成十九年二月十九日に終了しております。この配付資料にございますとおり、この検査の結果、個人勧告という形で処理をしている、そういうことでござ

います。

検査でございますけれども、私ども監視委員会の検査は、常に市場動向等に関心を持って情報収集、分析を行うとともに、検査対象先の市場における位置づけでございますとか、あるいは抱える問題点、そういったものを勘案しまして、重点的に、リスクに応じた検査をやっております。

特に検査の過程では、このインサイダー取引の事案そのものについての説明というよりは、むしろ、その未然防止といふことが、社内の体制がどういふふうになっているのかというふうな、リスクの管理体制あるいは内部の管理体制といったものに着目をいたしまして検査をしているというふうなことでございます。

他方、インサイダー取引の個別事案の解明というものにつきましましては、私ども監視委員会の別の課で、市場分析審査課というのがございます。そこで一般的な情報を集めまして、そこでその情報を分析いたしまして、さらにその調査を深掘りをしていく、それで疑いがかなり濃厚であるというふうな場合には、特別調査課あるいは課徴金課それぞれにおいて本格的な調査をしていく、こういう体制でいわば多面的な調査をいたしまして、問題の解明に努めているというふうな体制をとっております。

○佐々木(憲)委員 多面的に検査、調査を行っていると言いますが、大臣、こういうふうな繰り返されているわけです。ずっと検査が何回も行われているわけですが、いまだにこういうインサイダー取引の事件が何度も起こっている。今、未然防止と言いましたけれども、未然防止の具体的な措置が検査結果に基づいてとられていても、それが起こる。

では、どこに原因があったのか。そういう究明は当然やる必要はあると思ひますが、検査をただ繰り返していても、なぜこういう形で事件が起こるのか。その対応に問題があったのではないかと、いふふうに思ひますが、大臣はどのようにこれを受けとめていますか。

○渡辺国務大臣 こういった犯罪事件を抑止していくためには、まさに委員御指摘のように、その原因を究明していくことは極めて大事なことでございます。

一般的な問題でございますが、例えば、証券会社の内部管理体制がどういふふうになっているのか、どこに問題点があつてこのような事件が起きるのかといふことを解明していくことは、必要であらうかと思ひます。

○佐々木(憲)委員 具体的に例えば事例を挙げますと、今回のこの野村証券の場合は、海外での事業展開を行うために外国籍社員の登用を積極的に進めてきた。今回の容疑者の一人もその一人でありまして、入社したのが一昨年の二〇〇六年二月、すぐにMアンドAなどを行う企業情報部に配属された。昨年十二月まで在籍していた。ですから、重要な非公開情報に接する部署に会社に入つて間もない人物を配置する、これはちよつと我々は常識的には考えられないんですけれども、こういう人事配置のあり方、こういうところにも問題点があったのか。

例えば大臣、この人事配置の問題についてはどのように御所見をお持ちでしょうか。

○渡辺国務大臣 個別の会社の人事配置にまで口を差し挟むつもりはございません。

一般的に、証券会社においては、証券市場の信頼を損なわないことが大事でございます。証券会社がイカサマをやっているんじゃないかなどと思われたら、これはアウトですよ。適切な内部管理体制を構築し、適切な業務運営を確保する、そういう体制をとっているんですという信頼は非常に大事なことでございます。

○佐々木(憲)委員 この容疑者が逮捕された直後に、野村証券の渡部賢一社長は記者会見で、なぜ見抜けなかったのかと聞かれました。把握できないので言えない、あるいは、ほかで口座を持つとチェックはできないんだ、こういう答えをしているわけですね。これでは、最初から不正がチェックできないんだ、事件を防ぐことはできないのか

ようなとられ方をされかねないわけであります。
 こういう対応について、大臣としてはどう受け
 とめていますか。

○渡辺国務大臣 個別の問題についてはコメント
 はいたしません。一般論として、市場仲介者と
 して公共的な役割を担っており、証券会社は、
 市場の信頼を損なわないように、コンプライア
 ス体制、内部管理体制の整備を徹底して行っ
 たことが大事でございます。

当然、それぞれの証券会社において、こういう
 認識のもとで業務運営を行っていただく必要がござ
 います。

○佐々木(憲)委員 この渡部社長は、四月二十二
 日の会見で、いつ事件を把握したのか、この間か
 れまして、けさ初めて聞いた、調査に協力する過
 程でインサイダー取引を確認したと答えているわ
 けです。しかし、今回の容疑者逮捕は、野村証券
 の協力を得て、周到な準備の上で踏み切ったとさ
 れているわけです。

中日新聞の四月二十三日付によりますと、こ
 う書いています。「監視委員は社員の事情聴取を
 行うため、野村に協力を要請。出張で来日させる
 という手の込んだ手法で、二十二日朝、身柄の確
 保に成功。」したと。

監視委員会にこのことを聞いても答えなと思
 いますが、報道がのとおりだとすると、野村証
 券は、逮捕以前に容疑者のインサイダー疑惑を
 知っていたということになる。なぜ渡部社長はけ
 さまで知らないか答えたのか。これは、社長に知
 らせていないとすれば、これは野村証券のコンプ
 ライアンス体制が疑われるわけでありまして、社
 長は、知っていたながら、きょうの朝初めて聞
 いた、こういうその答弁をしたことになる。

こういうことで、私は、今回の事件、野村証券
 の社長の姿勢も非常に重大な問題点を持っている
 と思いますので、委員長、この野村証券の社長の
 参考人招致をぜひ当委員会で行っていただきたい
 と思います。

○田中(和)委員長代理 後刻、理事会で協議をい

たします。

○佐々木(憲)委員 事件が繰り返されるのはなぜ
 かという点、先ほども申しましたけれども、その
 原因を究明するということが非常に大事でありま
 して、それに対する対応というものがしっかりと
 されなきゃならぬ。

社内では例えばコンプライアンス体制を確立した
 という場合、ルールはつくられているかもしれない
 いけれども、それだけじゃだめなのであって、そ
 れが果たしてワークしているのかどうか、機能し
 ているのかどうか、このことが改めてしっかりと
 問われなきゃならぬ。

例えば、研修というものは一体どうなっている
 のか。例えば、入ってすぐにこういう重大な情報
 に接する部署に配置する場合にどのような社内教
 育が行われているか。あるいは、情報管理の社内
 体制、これが一体どうなっているのか。今回も、
 担当以外の情報というものも知り得たというよ
 うなことでもありますので、その点をしっかりと調
 査する必要があります。

それから、重大事実を知り得る立場は、社内だ
 けじゃないですね。社外の関係、例えば印刷だ
 とか、そういう関係者のインサイダー取引という
 はこれまでも問題になってきた。そういうことに
 対してどのような対応が必要なのかということな
 らぬと、不備があればそこを穴埋めしなければな
 らぬというふうに思うわけです。

これらの点について、具体的な対応策を金融庁
 として今後どのように考えているかとされている
 のか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 一般的に、証券会社が適切な内
 部管理体制を構築するというのは、これは当然の
 ことでございます。コンプライアンス体制の徹底
 を含む、役職員管理の一層の努力を求めたいと考
 えております。

○佐々木(憲)委員 今回提案されている金商法改
 正案というのは、課徴金のあり方なども含めて
 新しい提案が行われておりますけれども、果たし

てこれが、このような事件にしっかりと対応でき
 るような内容になっているのかどうか。今後、そ
 の内容について議論を深めていきたいというふう
 に思います。

きょうは第一回目ですので、以上で終わらせて
 いただきます。ありがとうございました。

○田中(和)委員長代理 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木克昌でございます
 。

私からは、主に、金商法等の一部を改正する法
 律案との関係から、温室効果ガスの排出量取引に
 ついて質問をしたい、このように思います。

これは、この七月の洞爺湖サミットでも最大の
 テーマになっておりますし、今、ある意味では、
 国民を挙げてこの地球温暖化に取り組んでいか
 なきゃならないということでもあります。少し、順
 を追って御質問をさせていただきたいというふう
 に思います。

これは、今申し上げましたように、気候変動枠
 組み条約の究極の目標というのは、大気中の温室
 効果ガスの濃度を、自然の生態系に悪影響を及ぼ
 すことのない水準に安定させるということござ
 います。気候変動に関する政府間パネル、すなわ
 ちIPCCのシナリオによれば、どのような安定
 化水準を想定しても、全世界で五〇%から八〇%
 という大幅な温室効果ガスの削減が必要かつ不可
 欠だということに言われておるわけでありまして、
 まさに、地球温暖化対策としての温室効果ガスの
 排出削減は、地球規模で重要かつ喫緊の課題と
 なっているわけでありまして。

そこで、京都議定書に定めるところの温室効果
 ガスの削減目標、我が国についていえば、第一約
 束期間の最終期限である二〇一二年までに、温室
 効果ガスの排出を基準年である一九九〇年比で二
 酸化炭素に換算して六%削減するという目標、こ
 の課題に向けて、その第一歩としてこれはもう必
 ず達成しなきゃならない。これは、与党とか野党
 とか問わず、我が国における共通の認識となっ
 てるんだというふうに思っております。

さて、ここで金商法等の一部を改正する法律案
 を見てみますと、銀行法の改正がありまして、銀
 行法第十一条、銀行の業務のうち、いわゆる他業
 証券業と言われている部分でありますけれども、
 ここに、「算定割当量を取得し、若しくは譲渡す
 ることを内容とする契約の締結又はその媒介、取
 次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令
 で定めるもの」が追加されております。この改正
 は、銀行にその業務として排出量取引を行うこと
 を認める、平たく言えば、銀行に排出量取引を解
 禁するということではないかというふうに思うん
 です。

そこで、まず渡辺大臣にお伺いをしていきたく
 んですけれども、銀行に排出量取引を解禁しよ
 うということになった背景、そして、これは単に銀
 行の国際競争力の強化のためなのかどうか、そし
 てさらに、銀行が業務として排出量取引を行うこ
 とについてどのような意義を認めておみえになる
 か、このあたりのところからまずお伺いをしてい
 きたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 我が国における地球温暖化対策
 への取り組みというのは、極めて重大な課題だと
 考えております。

京都議定書の第一約束期間に既に入ったところ
 でございます。この議定書の定めるマイナス六%
 の削減目標の達成のために京都クレジットの活用
 が予定されているのは、御案内のとおりでありま
 す。排出権取引をめぐっては、昨年の十一月に、
 京都クレジットの現物取引のインフラとなる国際
 取引ログが稼働するなど、最近においてその取引
 環境が整いつつあるというのも、委員が御案内の
 とおりでございます。

海外、特に欧州においては、銀行等が、京都ク
 レジットを含む排出量の現物取引に積極的に参加
 をしている状況にございます。

我が国の銀行も、途上国でのクリーン開発メカ
 ニズムプロジェクトに対する融資あるいはコンサ
 ルティング業務等を通じて、排出量に関連する業
 務のノウハウを蓄積しているところであります。

銀行に排出量取引を解禁することは、このような銀行が培ったノウハウを活用しながら、みずから取得した排出量を、クレジットを必要とする企業等の主体に対して、まとめてあるいは小口化して売却をする、またその仲介取引を行う、こうしたことを可能にするわけでございます。排出量取引の円滑化、ひいては、我が国に課せられた温室効果ガスの削減目標の達成にも資するものと考えております。

〔田中(和)委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木(克)委員 今、大臣から、銀行に排出量取引を解禁することによって、京都メカニズムに基づく排出量、京都クレジットの取引の円滑化が見込まれる、そして、そのことが最終的には我が国の京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成に資することになる、こういうお話でありました。

先ほどの御答弁の中にありましたように、確かに、クリーンメカニズム業務だとかコンサルタント業務、そういうものを我が国は先行してやってきたことも事実でありますし、そのノウハウをやはり十分生かしていかなきゃならないということもよくわかるところであります。

それでは、順を追ってお尋ねをしたいと思います。まず、京都議定書のその目標を達成するのに、まず、国内の温室効果ガスの排出自体を削減することが最も重要なことだ、このように思うわけがありますし、それは当然申し上げるまでもないというふうに思います。これは、排出量取引、京都クレジットを取引によって取得するということがありますけれども、そういったことも必要になってくるというふうに考えられるわけです。

この点に関して、我が国として、京都議定書の目標を達成するために、排出量取引によって一体どのくらいのボリュームの京都クレジットを取得することを予定しているのか、そしてそれは、京都議定書の削減目標、先ほどのお話のように、マインス六%ほどの程度寄与することになるのか、この辺をお示しいただきたいというふうに思います。

環境省ということでしょうか、詳しくひとつ御説明ください。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。

我が国は、京都議定書の六%削減目標を達成するために、御指摘のとおりでございますけれども、温室効果ガスの排出削減あるいは吸収源といった国内対策、これを徹底して行うというのが大原則でございます。

それでもなお不足する部分について、補完的に、京都メカニズムを活用して、海外からクレジットを調達して対応するということとしておるわけでございます。

三月に京都議定書目標達成計画を改定したわけでございますけれども、この計画の中では、基準年であります一九九〇年の総排出量の一・六%分について京都メカニズムを活用するという計画にしております。

これを排出量で見ますと、京都議定書の第一約束期間、これはことしから二〇一二年までの五年でございますけれども、この五年間全体で、二酸化炭素に換算いたしますと、約一億トンに相当する分を京都クレジットで対応したい、これが政府の計画でございます。

○鈴木(克)委員 一・六%、そして、量で一億トンというお示しがあったわけでありまして、京都議定書の目標を達成するために、国分として一億トン、民間分をお伺いしなかったんですが、恐らく民間分が二億トンというふうに聞いております、合わせて三億トン、京都クレジットを取得することが前提となっておる、こういうことだというふうに思います。

そこでお伺いをするんですが、これは実際大変な数字ではないかというふうに思います。これだけの量の京都クレジットを取得するのは一体どれくらいの費用がかかるものなのか、また、もし国内の温室効果ガスの排出削減が見込みどおり進まなかった場合に、国や国民にさらに追加的に費用がかかることになるのではないかと、うううに思うわけですが、その辺、経産省になり

ますか、御答弁をいただきたいと思っております。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど環境省の方から答弁をさせていただきまして、政府が国の財政資金を使って購入する予定の量は一億トンでございます。

民間からの購入ということが御指摘ございました。これは、自主行動計画のまさに信頼性を確保する観点から民間の企業が自主的に購入する分でございますが、これは、当然民間企業がみずからの資金で購入するというものでございます。

その上で、量は一億トンということでございまして、それでは一体幾らかかるかということですが、当然のことながら、単価をどういうふうに見込むかという問題がございます。この点につきましては、京都クレジットを取得するための費用に、クレジットの価格が市場における需給動向等により変動するものでございまして、なかなか予想することは難しいでございます。また、クレジット調達時のタイミングなどの不確定な要素が多いことから、現時点で、幾らかかるということを試算するのは難しい状況でございます。

それから、これも先ほど環境省の方から答弁させていただきまして、先般、先月でございまして、京都議定書目標達成計画を改定いたしました、新しい目標達成への道筋を示したわけでございます。

具体的な対策といたしましては、既存対策の着実な推進に加えまして、病院、外食産業等による新規計画策定等の自主行動計画の拡大の強化、それから、現在御審議をいただいております省エネ法改正等によりまして省エネ対策の強化、それから、対応がおります中小企業の排出削減対策の推進等を進めていくことになっております。

こうした、さらなる排出削減対策とそれから森林吸収源による対応というのを加えまして、従来どおり、約一億トンの京都クレジットを取得することにより、六%の目標は達成し得ると考えております。

○鈴木(克)委員 今、御答弁を聞いて、本当に大丈夫かなというふうに正直思っておるわけですね。

確かに、おっしゃる通りに、幾らかかるかということになると、その単価をどう出すのか、これは市場の動向ということでありましょう。それからまた、いつのタイミングで購入するかということにもよる。これは全くそのとおりであります。

しかし、一応目標を設定した以上、幾らかかるか全くわかりませんということで、私は本当にそれでいいんだろかなと。難しいことはもちろん私もわかっておるわけですが、では、ちなみに、過去にどれだけこの分野というかこういうことに対してお金を使ってきたのか、これをとりあえずお示しをいただけませんか。

○伊藤政府参考人 これまでの政府によりまして京都クレジットの取得の状況でございますが、これは、環境省、経済産業省が一体となって進めておりますけれども、十八年度から、予算それから債務負担行為を予算においてつけていただきました、平成二十年三月二十七日時点で、取得量につきましては、二千三百四万トン取得させていただいております。

ちなみに、予算額について簡単に御紹介いたしますと、十八年度クレジット取得費として五十四億円、これは経済産業省計上分、環境省分合わせてでございます、それから、国庫債務負担行為の限度額が百二十二億円、それから十九年度につきましては、クレジット取得費が百二十九億円、これは予算でございますが、国庫債務負担行為限度額として四百七億円ということでございます。

したがって、政府は、平成十八年度及び十九年度におきまして、国庫債務負担行為の合計額でございます五百二十九億円を用いまして、先ほど申し上げました二千三百四万トンの京都クレジットを取得する契約を締結しております。

○鈴木(克)委員 そういうことになりましたと、それで逆算をする、予測することになりますと、不可能かもしれません。不可能というか無理があ

るのかもしれないけれども、一つの目安になるわけですよ。そんなふうに私は理解をいたしますが、そこは違うんですか。全く違うんですという事なのか、それはやはりある意味では一つの目安になるというふうに判断をしいていいんですか、その辺をちょっと御答弁いただけますか。

○伊藤政府参考人 まさにそれは計算の問題として、これまでの二年度間におきまして二千三百四万トンと五百二十九億円で契約したということからすれば、一トン当たりの契約金額の実績というものは出てまいります。それから、一億トンを取得するということからすれば、二千三百四万トンにさらに上積みする額も出てまいります。

そういう形から、機械計算ということではそれはできる話ではございますけれども、ただ、繰り返すになりますけれども、実際にどれほどの資金がかかるかということにつきましては、これから将来にわたっての単価の変動がどうなるかということに左右されるわけでございますので、現時点のところで試算ということはお述べすることは難しいというふうに認識をしております。

○鈴木克委員 冒頭私が申し上げましたように、今、国民最大の関心事は環境問題であります。どういふふうにかこの環境問題が、地球に、そして人類に、日本に影響を与えるかということ、時間があれば後でまた詳しく申し上げたいと思いますけれども、そういうことの中で、目標はあるけれども幾らかかるか全くわからない、やみ夜にやたら繰返していきような感じにしか私は聞こえないわけでありまして、これはやはり、非常に難しいことではありましようけれども、一つの額を算定して、そして国民にも、こういうものですよ、これぐらいのいわゆるコストはかかるんですよというところを出していかない限り、私は、国を挙げての環境問題の一つの方向性を出すというわけにはいかないんじゃないかなというふうに思っております。ひとつ、ぜひ今後御努力をさせていただきたいというふうに思います。それから、またこれも繰り返すことになるわけでは

けれども、京都議定書の実現を達成するためには、まず京都クレジットの取得ありきという考え方はやはりだめだ、私はこのように思っております。国内の温室効果ガスの排出削減を進めるといことが最も重要であるというのは、これはもう言うまでもないわけでありまして。

一方、環境経済学とか公共経済学からの立場は、温室効果ガスの削減に向けて努力している国内企業に市場メカニズムによってインセンティブを与える施策として、いわゆるキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度である国内排出権取引制度の導入が提言をされておる、このことは御案内のとおりであります。

我が党も、昨年五月に、脱地球温暖化戦略というところで、具体的な地球温暖化対策として、国内排出権取引制度の導入を提唱しておるところであります。実際、今、EUにおいては、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度が導入をされて、大変盛んに取引が行われているというふう

に聞いているわけでありまして。そこで伺いをしてみたいと思うんですが、EUでも、EUで行われておるキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度とは、実際どのような制度であり、どの程度の規模の取引が現実行われているおるのだろうか。また、それ以外の国、先進国といいますが、の取引の実態についても把握をしておるところがあれば、ぜひお聞きしたいというふうに思います。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。欧州におきましては、EUの域内を対象に、二〇〇五年一月から排出量取引制度が導入されております。

この制度は、CO₂を排出する発電所あるいは工場などに排出枠を割り当てまして、その排出枠の達成を義務づけるとともに、他社から応分の排出枠を購入すれば、その枠を超えて排出することもあり得るという制度でございます。御指摘のとおり、いわゆるキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度と呼ばれております。

具体的な中身についてのお尋ねでございますので、少し数字を入れて御答弁させていただきます。

まず対象施設数でございますが、全体で約一万一千五百施設、火力発電所、製鉄所、セメント製造施設、大型ボイラーなどの、大規模なエネルギー燃焼施設を主な対象にしております。ちなみに、自動車燃料については対象から外れております。

制度開始からの三年間、これは二〇〇五年から七年までの三年でございますけれども、これを第一フェーズの試行期間として位置づけられておる、比較的緩い目標設定をしたというふうに承知してございます。

さらに、本年からは、京都議定書の第一約束期間と重なる五年間でございます、これを第二フェーズといたしまして、第一フェーズより、より厳しい目標設定を行っていると承知しております。

二〇〇七年からは新たにブルガリアとルーマニアがEUに加盟をいたしましたので、現在の対象国は二十七カ国ということでございます。

また、ことからは、EU域外ではございませんけれども、EUと同様の制度を導入したノルウェー、アイスランド、またリヒテンシュタイン、この三カ国と国際的に市場をリンクさせまして、クレジットの相互融通が可能な体制を整えてございます。

排出の実態量についてのお尋ねでございます。

EU-ETSにおける排出量取引市場の市場規模は、二〇〇六年の数字で見ますと、年間十一億トン、これは、額にいたしまして二百四十四億ドル、約三兆九千億の規模の市場になってございます。

そのほかの先進国についてのお尋ねでございます。ニュージーランドはことしから、オーストラリアが二〇一〇年から制度を開始するとしておるほか、カナダにおきましても、二〇一〇年からの導入を目指して検討が進められていると聞いてお

ります。

私ども、米国の動向に非常に注目しているところでございますけれども、アメリカにおきましては、州レベルで先行的な取り組みが進められておる、カリフォルニアなどの西部、イリノイなどの中西部、また、ニューヨークなどの北東部諸州でそれぞれ独自の排出量取引制度が導入または検討されております。

例えば、ニューヨーク州を中心といたします北東部の十州では、二〇〇九年の一月から義務的な排出量取引制度を開始することといたしております、ことしの九月には、第一回の排出枠配分のための入札、いわゆるオークションが行われると伺っております。

最後に連邦議会の動きでございますけれども、全米規模で、この制度を導入するための法案審議が活発化していると承知しております。上院では、昨年十二月五日に環境公共事業委員会、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引を導入するためのいわゆるリバーマン・ウォーナー法案が可決をされまして、下院においても、法案提出に向けた準備が進められていると承知しております。

○鈴木(克)委員 今、EUで、間違いないならば、十一億トンとして三兆九千億というような数字が明示をいただいたんではないかなというふうにいるんですかね。先ほど、出ないということでありまうけれども。

やはりこの際、きつと目標数値を出して、数値という金額を出して、国民に周知徹底をしていく必要があるんじゃないかな。この数字と先ほど私が伺った数字とは違うんだということかも知れませんが、そのことの議論はまた後刻させていただくというふうにさせていただきます。

今、いろいろとEUにおける先行事例をお示しいただきました。また、アメリカ等も御紹介があったわけでありまして。EUの制度をそのまま我

が国に持つてこれらるかどうかということとは別としても、私は、これは非常に参考になるんじゃないかなというふうに思っております。そこで、国内排出量取引制度を導入されたとしても、単に取引の規模が拡大するだけにとどまって、国内の温室効果ガスの排出削減という効果が見られないということになれば、これは制度としては失敗ということになるわけであります。

そこでぜひお伺いをしたいんですけれども、EUにおいて、域内排出量取引制度であるEU-ETSを導入したことによって域内の温室効果ガスの排出削減が実際に進んでいるのだろうか、これをお伺いし、もしそうでないとしたら、その原因はどこにあると考えられるのかというところをひとつお示しをいただきたいと思っております。

環境省から御答弁をいただきたいと思っております。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁させていただいたとおり、EU-ETSは、二〇〇五年から二〇〇七年を第一フェーズ、また、二〇〇八年から二〇一二年を第二フェーズとしておるわけでございます。

第一フェーズにつきましては、これを世界で初めて導入するという観点から、EUにおきましては試行的な期間と位置づけられておりまして、比較的緩やかな排出枠が割り当てられたと承知しております。

この制度は二〇〇五年に導入されたわけでございますけれども、この制度を導入する以前には、制度の対象となっておりません発電所などの個別施設からのCO₂の排出量が必ずしも正確に把握されていなかった。逆に言いますと、これを正確に把握する制度がなかったというところでございまして、この結果、実績の数字がない中でどうやって排出量を割り当てるのかというところでEUは御苦労されたんだろうと思っておりますけれども、実際にやられたのは、例えば、稼働状態は別に、施設の能力に着目したような、緩やかな割り当てがなされたというふうに伺っております。

この結果、個別施設からの排出量が制度的に把握されるようになりました二〇〇五年の実績に比べまして、制度全体での総排出量は、結果的にブラスの八・三というところで、削減というよりはふえたというふう聞いております。

最近の状況でございますけれども、EUの発表によりますと、二〇〇六年の排出量は、前年、二〇〇五年に比べて〇・三％の増加ということになっており聞いております。

ことしから第二フェーズが始まるわけでございまして、二〇〇五年に比べまして全体で五・七％の削減ということで、第一フェーズに比べて一段の深掘りがされるというふうに承知しております。

○鈴木(克)委員 今、非常に大事なことをおっしゃったわけでして、確かに、EUは第一フェーズでは非常に苦労をして、しかも、ある意味では、テスト期間であるということ非常に緩めの目標をまず設定して、結果的には、八％ぐらい伸びても仕方がないというのが八・三％だったということでありまして。しかし、これはテスト期間ということに非常に意味があるというか、そういうことを非常に苦労の中でやってきたということ、私はすばらしいことだというふうに思っております。

第二フェーズでは、五・七％ですか、第一フェーズの経験を生かしてこれは恐らく達成できるといふふうに私は思っております。

そこで、いわゆるキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度については、先ほど御紹介のあったEU、そしてアメリカの一部の州、そしてオーストラリア等でも導入に向けた検討が行われておるといふことのようにあります。先ほど一部紹介があったんですが、アメリカにおいても、共和党のマケイン、民主党のクリントン、オバマ、いずれの大統領候補も、連邦レベルでのキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の導入に非常に前向きな姿勢を示しておるといふふうに聞いております。

それに対して我が国においては、キャップ・ア

ンド・トレード型の排出量取引制度であるところの国内排出量取引制度について、先ほど御紹介ありましたけれども、三月に政府が改定した京都議定書目標達成計画においても、自主行動計画の拡大強化による排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い視点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に研究していくべき課題とのみ位置づけられているというふうに思っております。

これは、制度の是非について結局結論を出してないんですね。先延ばしをするということでは消極的な対応だというふうに思うんですよ。こういう国が七月のサミットで環境問題をということが本場に言えるかどうかということでございます。

そこでお聞きをするんですが、国内排出量取引制度の導入が温室効果ガスの削減に寄与する可能性があるにもかかわらず、我が国において導入されていないのは一体なぜなのか。そして、導入に踏み切れない理由として、産業界の反対が強いという導入できないんだという指摘もあると思うんですが、いかがでしょうか。

環境省そして経産省、両方からこのことについてはしっかり御答弁をいただきたいと思っております。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、去年三月に改定いたしました京都議定書目標達成計画におきましては、その改定に先立ちまして、中央環境審議会地球環境部会また産業構造審議会との合同部会において、さまざまな観点からの御議論がございました。その結果、これも御指摘のとおりでございますが、幅広い観点から総合的に検討すべき課題という結論をちやうだいたしたところでございます。環境省といたしましては、国内排出量取引制度は、今後の温暖化対策の有効な選択肢の一つであると認識しております。

こうした観点から、二〇〇五年、平成十七年度

から自主参加型の国内排出量取引制度を運用してきております。これまで約百五十社の民間企業の方々の御参加、御理解、御協力をいただきながら、国内排出量取引制度の知見あるいは実際の経験の蓄積に努めているところでございます。

また、ことし一月には、産業界の代表また学識経験者から成ります検討会を設置いたしました。現在、関係者の御理解をいただきながら、国際的な動向も踏まえつつ、我が国の実情に合った排出量取引制度の具体的な制度設計のあり方について検討を進めておるところでございます。

今後、その検討を加速させてまいりたいと考えております。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

国内排出量取引制度につきましては、自国の排出量を直接規制できる一方、個々の企業への排出枠の割り当てが前提となるものでありまして、企業の海外流出を招くおそれがないか、その公平な実施が困難ではないか等の指摘がございまして、こうした中で、先ほど環境省の方から御答弁させていただきまして、政府は、京都議定書目標達成計画を改定いたしましたして、対策を講じているところでございます。

そして、製造部門につきましては、自主行動計画の拡大強化ということを中心としておるわけでございまして、先ほど御答弁の中で環境省の方から御紹介しましたとおり、約八％排出量がむしろふえているという状況の中で、自主行動計画の効果により、製造部門においては、一九九〇年比マイナスの数字を達成しております。

それから、国全体としての排出削減を進めるためには、一九九〇年比三割あるいは四割伸びております、民生部門あるいはビルとか病院とか学校とかにおきます業務部門における対策を強化していくということが重要であると認識をしております。

ただ、当然のことながら、さまざまな政策手段というものを勉強する、検討していくということ

は当然でございます。経済産業省におきましては、先月から、産業技術環境局長の私的研究会である地球温暖化対応のための経済的手法研究会の場におきまして、主として二〇一三年のポスト京都以降を念頭に置いて、国内排出量取引制度や環境税を含む経済的手法について、個別具体的な制度設計や前提条件等、制度の詳細にまで掘り下げて幅広い検討を行っているところでございます。

○鈴木(克)委員 今、両省から御答弁をいただいたわけですが、やはり腰が入っていないというのか、本当に引けておるような感じがしてなりませんか。企業の海外流出を恐れるとか、例えば自主的行動計画を拡大してそれにまづとか、では、国というのは一体全体どういう指導力を発揮し、どういう立場にあるのかということになるわけです。

もちろん、企業の側にもいろいろと言いつ分はあるでしょう。しかし、これは海外へ行けば済むという話じゃないわけですね。むしろ、そんな姿勢の企業は、これから、やはりある意味では国民の厳しい目線にさらされていくというふうに私は思います。

それよりも何よりも、やはり国が毅然たる態度できちつとした方針を示さない、だから結局、現在のような状況が進んでおることではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほどからのお話のように、この四月からもう京都議定書の第一期約束期間が始まっているわけですよ。我々は一九九〇年と比較して六%削減をしなきゃならない、これははっきりしておるわけです。二〇〇六年の実績では、基準年に比較して六・四%の増加となっております。したがって、本当にこの第一期約束期間を達成するというのには、もうありとあらゆる施策を実行していかなくちゃならないというふうに思います。

先ほどもお話がありましたように、政府は、世界全体の温室効果ガスの排出量を現況に比して二〇五〇年までに半減、こういう目標を掲げてみえ

るわけでありまして、それで、繰り返しになりますけれども、環境問題を主要議題の一つとする北海道洞爺湖サミットの開催がもう七月なんですよ。これ、我が国は議長国であります。議論をリードしていかなくちゃならない。こういう立場の中で、先ほどの両省がおっしゃっているような状況で本当に大丈夫なのか、これは話にならないんじゃないかなというふうに思います。

したがって、早急に我が国においてもキャップ・アンド・トレード型の排出量取引である国内排出量取引制度の導入に向けた議論はもう私は避けられないというふうに思っております。先ほどお話がありました検討会、これは、環境省が国内排出量取引制度検討会、経産省が地球温暖化対応のための経済的手法研究会、本当に検討会、研究会の好きな国でして、何かといえはこういうものをつくっているわけですが、今この検討会、研究会のまさに検討状況、これは一体全体どうなっているのか、そしていつまでに結論を出そうとしておるのか、いつまでに結論を出すのか、それをひとつお教えいただきたい。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。環境省におきます検討状況でございます。

先生御指摘の検討会におきましては、国内排出量取引制度を検討するに当たっての論点整理、これを行って、それぞれの論点について、諸外国の事例、また、二〇〇五年から実施しております自主参加型排出量取引の経験を踏まえつつ、制度の具体的な内容にまで踏み込んで検討を進めているところでございます。

第一回を一月三十一日に開催をいたしまして、五月九日には第五回検討会という予定で、精力的に検討を進めているところでございます。

検討状況、内容について、ごくかいつまんでお答えを申し上げます。

例えば、この国内排出量取引制度の対象が課題、論点になるわけでございますけれども、まず化石燃料の輸入販売元を対象にするような、いわゆる上流に割り当てるやり方、また、化石燃

料等を実際に使用する発電所とか工場を対象とするような、下流に着目した割り当てをするやり方、またその割り当ての方法、これも非常に重要な論点でございますけれども、過去の排出実績を踏まえたグラント・ファザリング、対象技術の水準に着目いたしましたベンチマーキング、また、排出企業が入札などによって排出枠を調達するオークション方式など、さまざまな方式があるわけでございます。

また、最近欧米で特に論点として浮上してまいっておりますのが、国際競争力下にある業種へいかに配慮するかといった点についても検討を進めているところでございます。

この検討会におきましては、こうしたさまざまな方式について利害得失を十分分析いたしました上で、詳細な検討をしているところでございます。

いつまでかというお尋ねでございます。今後、幾つかの制度オプション案を含みます中間的な取りまとめを、五月の半ばを目途に行うこととしております。

○伊藤政府参考人 経済産業省では、先生からも御言及がございました地球温暖化対応のための経済的手法研究会というのを設けまして、個別具体的な制度設計や前提条件等、制度の詳細まで掘り下げて幅広い検討を行っているところでございます。

本研究会は、その導入を前提とした結論を出すということは必ずしも目的としてはおりません。結論の取りまとめ時期につきましては、今後の審議状況も踏まえまして今後検討してまいります。が、現時点では、六月ごろまでに論点整理を行うことを予定しております。

それから、タイミングの議論で洞爺湖サミットについて先生から御言及ございましたけれども、現在、京都議定書におきましては、世界全体の排出量の約三割しかカバーしておりません。今後の新しい枠組みづくりにおいては、一カ国ずつで二割を占めておるアメリカと中国を含めた、主要排出国を組み込んだ枠組みがつかれるかどうかにか

かかっていると思っております。

このため、これまででも交渉の立ち上げ等に政府として取り組んでまいりましたが、主要排出国すべてが参加する枠組みづくりへ向けまして、サミットの場も活用して、引き続き精力的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鈴木(克)委員 各委員も聞かれておつておわかりになると思うんですが、遅い、緩い、そして先進的ではない、私はこのように断じさせていたきたいと思います。

最後に、確かに洞爺湖サミットの、アメリカ、中国を入れた枠組みを考えていく場ということ、は、意義のないことだとは言いません、意義のあることだということだとももちろん私は思っていますけれども、しかし、その議長国である日本は、あななのところはどうかと言われたときに、今検討しております、研究をしておりますということ、で本当に済むんですか、このことを私は申し上げておるわけでございます。

いずれにしても、ちよつと視点を変えまして、排出量取引制度で先行しておる、先ほどのあの欧州の排出量の価格を見ますと、一時的に急騰したり急落した局面も見られたところでございます。そして、排出量取引制度は必要な制度というふうに考えているわけでありまして、やはり、適正な需給を反映した価格が円滑に形成されることを望ましい、このように考えております。

この点、例えば先ほどもちよつと出ましたけれども、アメリカの連邦上院に提出されておりますリーバーマン・ウォーナー法案については、一定の価格安定措置というのが盛り込まれており、一定の価格安定措置というものが盛り込まれており、うふうに聞いておるわけでありまして、そこで、仮に国内排出量取引制度を導入した場合には、適正な価格の円滑な形成を可能とするための何らかの方策を検討していく必要があるのではないかというふうに考えているところであります。そこで、環境省にお尋ねをするんですが、この検討会における議論においてこの点は何か議論さ

れておるのか、整理をされておるのか、そのところをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のクレジットの価格をいかに円滑に形成していくかという点は、極めて重要な検討課題の一つというふうに認識してございます。

国内排出量取引制度に期待される機能は、一つは、排出枠、キャップによって確実な排出削減を確保する、二つ目は、取引、トレードを認めることで社会全体の排出削減費用の低減、すなわち、効率的な削減を実現するという点にあると認識してございます。

この費用・効果の高い排出量取引制度を実現するためには、この取引を行います市場が効率よく機能いたしまして、適切な価格が形成されること、が不可欠でございます。このために、特に、取引所あるいは取引を仲介する金融機関等の果たす役割が極めて大きいと考えております。

この環境省の検討会には、銀行、証券取引所からもメンバーとして御参画いただいております。また、事務局といたしましては、金融庁にも御協力、御理解をいただきまして、オブザーバーとして参加をいただいておりますところでございます。

今後の会合において、この極めて重要な論点についても取り上げまして、適切な価格形成のためにどのような措置が我が国としてふさわしいのかという観点から議論を深めていきたいと考えております。

さらに、御指摘の価格の乱高下といった事態に対応するための措置につきましても、諸外国、先生御指摘のアメリカの例なども踏まえまして、議論を深めていきたいと考えております。

○鈴木(克)委員 大臣、お待たせしたんですが、今のお聞きをいただいておりますように、洞爺湖サミットまで残された時間というのは本当にあとわずかですね。私は、この五月、六月に関係省庁がどのような結論を出してくるのか注視をしておりわけですが、先ほど来の議論のやりとり

で、私は、本当に遅いし、先進的でないし、非常に緩いし、何をやっているのかなというふうな気がしてなりません。

そこで、今回の金商法の改正で、内閣総理大臣による認可制ということではありますけれども、金融商品取引所の兼業の業務として排出権取引市場が開設できるように規定の整備が図られた、こういうことだというふうに思ひます。もう海外においては、欧州を中心にこの市場が開設されているわけですし、また、取引所がもう既にできておるといふことでございます。

残念ながら、現時点ではその具体的な制度設計について結論が得られておらないということであり、排出量取引市場の開設を認めようとしておるねらいはどこにあつて、その趣旨について、大臣からすつきり、はつきり、きっちり答弁をいただきたい。お願いします。

○渡辺国務大臣 冒頭申し上げましたように、我が国の地球温暖化対策への取り組みは極めて大事でございます。

我が国においては、今月から、温室効果ガスの排出量削減義務が適用される京都議定書第一約束期間に入ったところであります。同議定書に定めるマイナス六％の削減目標達成のため、京都クレジットの活用が予定をされているわけでございます。そういう中で、昨年十一月に、京都クレジットの現物取引のインフラとなる国際取引ロクが稼働しておるわけでありまして、つまり、その取引環境が整いつつあるという状況でございます。

御指摘のように、欧州においては、銀行などが、京都クレジットを含む排出量の現物取引に積極的に参加をしている状態にもなっております。我が国の銀行においても、いろいろなノウハウを蓄積してきているところでございます。排出量取引の円滑化、ひいては、我が国に課せられた温室効果ガスの削減目標の達成、このことにも排出量取引の円滑化は大いに貢献をするものと考えております。

今回の法改正に当たっては、まさに、排出量取引について金融商品取引所が適時に期待される役割を発揮していくことができるよう、前広に手当てをするものでございます。

○鈴木(克)委員 以上で私の質問を終わらせていただきますが、どうぞ各委員におかれまして、今議論をお聞きいただいたとおりでございます。まだまだ我々は本場に十分な体制ができておるといふことではございません。この分野で世界をリードしていかなくならない我が国がこういうような状況でサミットを迎える、このことを我々は本当にもう一度よく考える必要があるのではないかな、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、小沢鋭仁君。

○小沢(鋭)委員 民主党の小沢鋭仁でございます。金商法の改正案について幾つか質問をさせていただきます。

まず、この金商法の改正、先般の改正がある意味では消費者保護を念頭に置いた改正、こういう話であれば、今回の改正はまさに東京国際金融市場の活性化、競争力強化を目指した改正だ、こういうふうに言えるのではないかと、こう思ひます。そして、私は、この財務金融委員会でもこれまで何回か、そういうことを目指すべきだ、こういう指摘をしてまいりました。それはとりもなおさず、この十年間を振り返ってみると、日本の国際金融センターとしての位置づけ、評価が著しく低下した、そういう危機感からも申し上げてきたわけでありまして、そういう意味では、金融庁が昨年の末に金融・資本市場強化プランですか、それを策定し、今回この改正を行ったということは評価をさせていただきたい、こう思ひます。

そういった中で、どうやって日本のこの東京の国際金融センターの位置づけを高めていくか、機能をアップしていくか、そういう観点から何点か質問をさせていただきたいと思ひます。

ただ、その前に一点申し上げておきたいのは、一九九六年にビッグバンというある意味では大改革がありました。今回のこの金商法改正はそれに次ぐ改正だというふうに金融庁は位置づけておられるようでありまして、大臣もそういう意気込みでいらっしゃるようでありまして、その心意気は評価をするわけでありまして、では、この間なぜこんなにおくれたのかという話も、私は野党ですから、申し上げておかなければいけない、こう思っております。

この間、いわゆる改革改革という話が先行してきたにもかかわらず、この問題は一向に顧みられることなく進んでまいりました。私は小泉改革、郵政改革のときにも本会議場で申し上げたんですが、小泉元総理の言われる郵政改革の話は、ある意味では金融システムの一部の改革であつて、そうではない、金融システム全体の改革、金融システム全体を展望する改革というのが全く欠落している、そして、ある意味では一部のところだけに執着してやっているような改革はまさに日本にとつての本質的な改革にならない、こういう言い方をしたわけでありまして、まさにこの十年の与党政治はそういうことに陥つていたのかなというのを御指摘申し上げておきたい、私はこういうふうに思ひます。

そして、具体的な中身に入る前に、せつかくこの金商法の改正、こういう話をしようと思つておりましたら、世間を騒がす事件であります。野村証券のインサイダー取引、こういう話が、ある意味では冷や水をかけるようにこの事件が起きました。本来であれば、その具体的な内容を聞かせていただきたい、こう思つておつたわけでありまして、理事会協議で、きょうの場合はそうではない、こういう話になったようでありますので、具体的な内容というよりも制度論的な話で何点か御質問させていただきますと思ひます。

まず、この事件、どういふ経緯で発覚したか、それをお教えいただきたいと思ひます。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

今先生お話がございましたインサイダー取引事件でございますけれども、現在、私ども、委員会といたしまして鋭意調査をしているところでございます。そこで、恐縮でございますけれども、個別の事案の内容というのかかわります論点でございまして、従来より、お答えすることは差し控えていただいているというところでございます。これは、証券取引等監視委員会の活動を円滑に進めるためにも必要であるということでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

なお一般論でございますけれども、私ども監視委員会といたしましては、証券市場における取引状況や市場動向につきまして日常的に幅広い観点から監視を行っております。一般からも情報提供を受け、あるいはまた情報提供を受けるべくいろいろ働きかけをしながら、さまざまな情報を収集、分析いたしまして市場監視に努めているというところでございます。

その中で、市場の公正性というものが疑われるような、そういう事例を発見いたしますれば、これをさらに深掘り、分析をいたしまして本格的な調査につなげていくという形で市場監視の実効性を高めているということに全力で努めているところでございます。

○小沢鋭委員 動いている事件だと思えますから、今の御答弁は御答弁として結構であります。が、一般論としてお聞かせいただくといたしますと、市場動向をチェックしている、こういうお話でありますが、やはりこれはなかなか難しいのではないかな、こういうふうに推測します。ある意味では、そういうった一般からのいろいろな連絡報告もあり、こういうお話であって、そういう話になると、きつかけは極めてわかりやすいんですが、市場動向をチェックしているだけでわかるものかな、こう思っております、こういうチェック体制をとっておられるのか御説明いただきたいです。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

のがございます。そこが中心になりまして、まず、市場の監視についてのさまざまな情報を集めまして分析を行っております。

少し具体的に申し上げますと、一般からの情報受け付けと申し上げましたけれども、これは、例えば平成十八事務年度でございますけれども、実績で約六千五百件ぐらいの件数の情報が私どもに寄せられております。ですから、日々、デリーリーにさまざまな情報が入ってくるというのが実際の姿でございます。そのうちインサイダー取引に関係する情報で四百七十一件というものがござい

それから、取引審査というふうと呼んでおりますけれども、東京証券取引所等の取引所とも連絡を密にいたしまして取引の実態を把握いたしました。インサイダー取引であるとか株価操縦などのもので、市場の公正性が疑われるような取引については早期着手、早期処理の方針のもとに審査を行っております。これについては、例えば平成十八事務年度におきましては、監視委員会、財務局合計で約千件、インサイダー取引につきましては約八百八十件の取引審査という形で調査分析を行っております。

そのほかさまざまな問題が世の中で取りざたされておりますので、それについても機動的に市場分析審査課の中で分析をし、そしてまた自主規制機関である東京証券取引所等の取引審査とも情報交換を密にいたしまして分析をさらに深めていく。その中で、先ほど申し上げましたように、疑いがかかなり濃いというようなものにつきましては、本格調査にのせるべく、犯罪事件の手続であるとかあるいは課徴金の事件の手続であるとか、そういった形にのせまして、それぞれの担当課でさらに調査を進めるといふ体制をとっております。

○小沢(鋭委員) もう一点、別な観点から質問をさせていただきますが、今回のインサイダー取引であります、問題は、このインサイダーの基準がなかなか難しい、こういうことなんだろうと思

うんですね。今回のような事例はもう明解だ、こういうふうに思いますけれども、ボーダーの事例というのなかなかいいつぱいある。

いろいろ調べてみますと、いわゆるインサイダー取引の際の重要事実、こういうような言葉に突き当たるわけですが、この重要事実というのが一体何なのかという話を明確にしておいてもらわないと、このところは一般の投資家も判断がなかなか難しい、こういう話になるんだろうと思います。

かつとも申し上げましたが、日本の法令というのは、どちらかというと、これはやってもいいです、こういう書きぶりになっているんですけども、私なんかいろいろな皆さんと話をしていると、とにかくこれはやってはいけないということと、明快に書いてくれ、それをやってはいけないということを書いてくれればそれはやらないんだと。自由な取引だから、それはやってはいけないということを明快に書いてくれればそれはやらない、それ以外のことは自由に、とにかく創意工夫をしていろいろやらせてもらいたいんだ、こういう意見もあります。

そういった意味で、この重要事実ということをどこまで明快にお示しになっているのか、それを御質問させていただきます。

○三國谷政府参考人 御指摘の重要事実でございますが、これは、例えば金融商品取引法百六十六條におきましては、大きく分けて、一つは決定事実、これは合併や業務提携など会社の意思決定に係る事実、二点目はいわゆる発生事実でございますが、これは災害に起因する損害や主要株主の異動など会社の意思によらない事実、三点目は売上高などの決算情報の子想値における差異、四点目はこれら以外の重要な事実であつて投資判断に著しい影響を及ぼすものということが書かれてゐるわけでございませう。

さらに、この重要事実につきましては、決定事実、発生事実、それぞれの項目が列挙されておりまして、また、それぞれの軽微基準があるものに

つきましても政省令等におきまして明記しているところでございます。

○小沢(鋭)委員 後はど質問をしようと思っておりますけれども、サブプライム問題に端を発して、日本の金融機関というのは直接的にサブプライム関係証券を持っていない、こういう話でありますが、ただ、アメリカが全般的にトリプルAの債券を含めて相当値崩れをしている、こういう話になると、日本の金融機関は相当そのトリプルA関係の債券は持っているだろう。そういう話になつていくと、日本の金融機関は今回決算が相当悪いのではないか、こういうような話もあったりして、例えば、そういう予測あるいはまたそういうことを、今回日本の金融機関も大変厳しいというような話を金融庁が判断したとして、それを受けてだれかがその金融関係のファンドを買ったとあるいは売るとかしたら、これはインサイダーですか、例えば今みたいな話であれば。

○三國谷政府参考人 決定事実あるいは発生事実以外の項目といたしまして、決算の数値の差異が、ございます。決算の数値につきましては、いろいろな事象が集約されて一定幅の変動があった段階で一定以上の水準になりますと、これは重要事実となるわけでございます。

したが、いまして、飯にさまざまな要因があったとして、それが決算の見込みに反映した、この段階で重要事案になると思われます。

○小沢 鋭 委員 今の一般論はなかなかわかりづらいので、三國谷さん、どうか少し、漫画のような形で結構なので、こういう話がインサイダーなんだという話をもっとわかりやすくしておいていただくことを御要望しておきたい、こういうふうに思います。

それでは中身に入らせていただきますが、金融資本市場を活性化しよう、こういう話でありますけれども、金融資本市場のアクターということで考えていきたいと思っています。日本では余りなじみがない機関であります、かなり大きな影響力を持っているものとして、私は、投資銀行、インベ

ストメントバンクというのが、こう思っております。

まず、投資銀行というのは、定義ではどういふ話になるのか、日本の金融機関ではどういふものが該当するのか、御質問いたします。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

投資銀行ということですが、これにつきましては、法令等による明確な定義というのはいまありません。しかしながら、実際に預金を元手にして融資を行うといういわゆる商業銀行、これに対する言葉として用いられることが多いと思います。

そこで、一般的にこの投資銀行というのは何ぞやということですが、業務として、例えば有価証券の引き受けを行うもの、あるいはMアンドAの助言業務といったもの、あるいはファンドや証券化商品と組成するといった業務、こういったことを行う金融機関を指して用いられているということだと思います。また、銀証分離の制度下にあります日本ですとかアメリカの場合におきましては、主として法人向けのビジネスを行う証券会社を投資銀行と呼ぶことが多いと思います。

それで、我が国においてはそれではどうかと申しますと、やはり野村証券などの大手の証券会社、あるいは大和証券SMB Cですとかみずほ証券、こういった銀行グループの法人金融専門会社、こういったところが通常投資銀行というふうには呼ばれると思います。

○小沢鋭委員 今の御説明でもわかるように、投資銀行と名前がついておりますけれども、どちらかというと証券会社ですね、我が国でいえば、ですから、そのところが少し混同する、こういう話だろと思ひますが、その投資銀行、例えば、固有名詞で挙げて差し支えないと思ひますが、ゴールドマン・サックスとかモルガン・スタンレーとか、そういった外資系の投資銀行というのがある意味では、昨今、日本の金融資本市場の中でいろいろな形で名前が出てくるわけでありませう。

例えば、ゴルフ場をだあとと系列的に買収して

いるとか、あるいはまたシティーホテルを買収しているとか、そういうことを投資銀行がさまざまに形で行っている、こういう話であります。そういう外資系投資銀行の数多くの買収案件等を見ると、これは本当に銀行なんだろうか、こうも思うし、証券会社なんだろうかとも思うし、ただ、そういう形ですさまじく日本の金融資本市場の中で動いていることは事実であります。そういうことというのは、例えば今の金商法の中で、日本の銀行、証券会社、同じことが当然できるんじゃないか。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

一般的に申しまして、我が国の証券会社と、我が国で業務を行っている外国証券会社の日本法人あるいは日本支社との間で、法令上行える業務に違いはございません。したがって、証券会社が、法令上の制約という意味でいいますと、今御指摘のお話については恐らく証券会社自身ではなくてその関連会社がやったものというぐあいに承知しておりますけれども、証券会社自身、本場で、例えばゴルフ場ですとかホテルですとか、それを買収することについても、法令上の制約はございません。

○小沢鋭委員 そうしますと、なぜ日本の会社はやらないのかな、こういうふうに思ふんです。かつて日本の会社で、例えばニューヨークのロックフェラーセンターとかを買収したことがあります。アメリカのゴルフ場も買収したことが、そういう話もかつてバブル華やかしころありました。

ただ、そういうときも、どうも不動産として買っているわけですね。いわゆる会社としてそういうものを買っているのではなくて、不動産会社として買っている、こういう話であります。この経済文化、何が原因で日本の証券会社等にはやらないのかな、こうも思ふんですが、もし御見解がありましたら、お答えください。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

日本の証券会社も決してやっていないわけでは

ございませんで、若干例を挙げさせていただきます。例えば野村証券の場合には、その子会社の中に野村プリンス・ファイナンスというものがございまして、ここでは、ハウス・ステンスについて買収を行ってやっていると事例ですとか、それから、先ほどの大和証券グループの中では大和証券SMB Cプリンス・インベストメント、こういったところでは、いわゆる温泉旅館を六社まとめて再建させるために投資を行うというような形とか、そういう面での投資活動は行われておりますけれども、目立った形で報道されてい

そういう意味では、金融・資本市場競争力強化プラン、こういう話では、ある意味でいうと、金融の側面よりも資本市場のところにもっと力点を置かないと、それがいいのか悪いのかわかりませんが、少なくとも水準として、欧米の金融機関とやっていることが違ってくる、こういう話になるのかなと思ひますので、一点、私のつたない私見を申し上げておきたいと思ひます。

六社まとめて再建させるために投資を行うという

加えて、今回は、そういう話の中で、銀証分離、ファイアウォールの若干の緩和をしてきているわけでありませう。先ほど申しましたが、アメリカでは、ある意味ではグラス・ステイガル法があつて銀行と証券の分離があり、それがまた若干垣根が低くなつてゐる。日本もそれにある意味では合わせたというか、日本も同じような話をしてゐる。片やヨーロッパでは、もうユニバーサルバンキングです。これはもう銀証一体です。保険も一体です。

必要かなというふうにも思ひます。

今回の我が国のこの改正法の動きというのは、そういう意味では、ユニバーサルバンキングの方向に進んでいく、そういう一歩なんだろうか、この位置づけは。いかがですか。

○小沢鋭委員 今お話ししたきましたように、幾つかの事例もあるようであります。制度的には当然のことながら全く差異なくできる、こういう話であります。

○三國谷政府参考人 御指摘のとおり、ヨーロッパではユニバーサルバンク方式でございますが、我が国におきましては、従来、銀行本体における証券業務を原則として禁止する一方で、持ち株会社、子会社方式による銀行、証券の相互参入は認められてございませうが、その際に、利益相反の弊害あるいは優越的地位の濫用の防止といった観点から、いわゆるファイアウォール規制を設けてきたところでございませう。

これは私の私見なんですけれども、金融資本市場、こういう話をされているわけでありませうが、日本人の意識というのは、金融までは行っているんだけれども、資本政策というかそちらが決定的に弱いのかな、こういうふうにも思ひます。ですから、日本でもMアンドAもある程度動くようになりまして、今のようないわゆるハウステンボスの買収とか、そういう事例もあるんだろと思ひます。ただ、それが極めてまれで、決定的にそこは欧米の金融機関と違う。こういう話は、やはり資本政策というか、それに対する考え方が及んでいないのかな、こう思ひます。

しかしながら、この規制につきましては、金融機関のグループ化などが進展する中で、金融グループとしての総合的なサービスの提供の障害となつてゐるのではないかと、あるいは、金融グループとして要求される統合的なリスク管理あるいはコンプライアンスの障害となつてゐるのではないかと、こういった指摘がなされてゐるところでございませう。したがって、今般の法案におきまして

は、適切な利益相反管理体制の整備を求めた上で、ファイアウォールにつきまして所要の見直しをしているところでございます。

これらの措置によりまして、金融グループとしても総合的なサービスの提供あるいはリスク管理などが可能となるわけでございまして、そういったヨーロッパの金融機関等につきましても、我が国において相当程度柔軟な活動が可能になると考えているところでございます。

御指摘の今後の方向ということでございますけれども、また、ユニバーサルバンクにつきましてはさまざまな論点がございまして、

一つには、預金の受け入れを業務とする銀行本体が有価証券の引き受けリスクなどのある証券業を併営しますことを、銀行の財務の健全性確保あるいは預金者保護などの観点からどう考えるか。あるいは、銀行による利益相反の弊害、優越的地位の濫用の可能性についてどう考えるか。それから、御指摘ございましたけれども、アメリカにおきましても引き続き銀行本体による証券業務が規制されているといった状況にございます。

したがって、こういった論点がございましてことから、なお慎重に検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○小沢(鋭)委員 私、自分なりに結論を今持てているわけじゃないんですけども、ただ、一つだけ感じておりますのは、いわゆる制度的にファイアウォールを立てて分離する、こういう話はどうもしっくりこないんですね。同じ組織でしょう。その中でファイアウォールといったって、それは虚構のあれのような気がいたします。

ですから、そういう意味でいうと、例えば、証券分離で会社は全然違います、グループも全然別ですというんだったらこれはまた話がわかる。だけれども、グループとして持ちますとか、あるいは本体の中でファイアウォールをしっかり立てて内部統制をしつかりやりますからみたいな話は、何か中途半端といいますか、いや、それは結局、後ろでこうやっていろいろ話をしてるんでしょ

う、こういうふうに通つちゃうんですね。ですから、今どっちがいいかというの私は冒頭に言ったように結論が出ないんですけども、それはどっちかにした方がいいのではないかな、こういうふうに通つておりますことを少し申し上げておきたいと思ひます。これから私も少し勉強させていただきます。

それでは、次にファンドなんですから、時間も押していますので、これは簡単にお答えをいたしたいと思います。

もう一つ、いわゆる金融資本市場のアクターとして注目を集めているのがファンド、こういう話であります。これは日本語だと集団投資スキームというんですか、資料を見ると。集団投資スキーム、何かこう出ているんですが、まず、このファンドを設立するに当たってどういう、免許制か届け出制か、あるいはまた、今金融庁はどこの額があるのか、一括してちょっとお答えいただければと思います。

○三國谷政府参考人 まずファンドが免許制か届け出制かといった話でございまして、まず、ファンドの設立自体、これには参入規制はございせん。しかしながら、金融商品取引法は利用者保護を図る法律でございまして、したがって、一般投資家を対象としてファンド持ち分の販売、勧誘を行う場合や、あるいはこのようなファンドの運用を行う場合には登録が必要とされているところがございます。なお、適格機関投資家、いわゆるプロを対象としてファンド持ち分の販売、勧誘を行う場合や、このようなファンドの運用を行う場合には、届け出制とされているところでございます。

なお、日本のファンドの数はどれくらいかというところでございますけれども、さまざまな動きがございまして、三月三十一日時点で登録が義務づけられている業者の数は十九社、それから、現在八十三社が登録申請中であると承知しております。なお、プロ向けファンドの取扱業者に

つきましては、届け出でございまして、現在四百五十八社と承知しております。

○小沢(鋭)委員 先ほど投資銀行のことを聞き、今回ファンドの話をお聞きしておりますのは、金融資本市場の中で活性化をしていく、こういう観点で考えたときに、通常の銀行業務あるいはまた証券業務等々に加えて、この辺のところをどこまで入ってくるのか、どこまで資金規模を持って動くのかというような話、ある意味ではベアスの銀行、証券というのは大体一定といえますか、あるんでしようから、それがどこまで入ってきてどこまで動くのか、こういう話なのかな、こう思っております。やはりそういったところにある意味ではしっかりと見ていくことが必要だし、必要であれば育成もしなければいけないし、こういうことなんだろうと私は思っております。ですから、お尋ねをいたしました。御指摘だけ申し上げて、次に移ります。

環境の問題、先ほど私の同僚の鈴木委員もされておりましたが、私は、この問題、ある意味では環境と金融の融合という観点で申し上げたいと思ひます。

若干宣伝させていただきますが、ここに「環境ファイナンス」という本があるのですが、これは実は私が監修をさせていただいて、二〇〇五年につくらせていただいた本であります。まさに環境と金融を融合させる、こういうことが必要だ、それから環境政策が極めて重要だという意識から、金融の側面から環境を十分サポートし、環境政策を推進することができるといふことを書いたものであります。

今回、そういう意味では、初めてこの金商法の中に環境という言葉を入ってきたのかなと。今まで、政府のそういったものは、強化プランの中にも、環境という言葉はあるんですよ、これは何とか環境をよくする、こういう話の環境という意味で、いわゆる環境問題を扱ったということではないわけでありまして、そういう意味では第一歩かなというの評価をしたいと思ひます。

そして、金融商品取引所の扱いだ、こういう話であります。さつきも出ておりましたが、ちよつと一点だけ、つまらない質問で申しわけありませんが、金商法の中は金融商品取引所という名称になっているわけですが、一般的には依然として証券取引所、こういう話になっています。最初、僕は、金融商品取引所って何だったかなと思つて一生懸命調べたら、ああ何だ、証券取引所のことか、こう思つて驚いたんですけども、何でこれはまだ統一されていないんですか。

○三國谷政府参考人 金融商品取引法は少し前までは証券取引法という名前がございました。現実に、今の金融商品取引所でございまして、長い間証券取引所ということでもって、愛着というか名前が定着してきているという事実があるかと思ひます。

そこで、法律でございましてけれども、法律は、金融商品取引所には、その名称または商号のうちに取引所という文字を用いなければならぬ、ただし、金融商品取引所でない者が紛らわしい、誤認されるおそれのある文字を用いなければならないということでございます。そういった中で、やはり長い間証券取引所という形でそういった名前が使われてきたところにつきましては、引き続き従来の名称を使用しているということかと思ひます。

○小沢(鋭)委員 わかったようなわからないような話であります。金融商品取引所と言われて、僕も勉強で、わからぬな、こう思つちやうたくらいなので、もしわかりやすれば、統一した方がいいのかなというふうに思ひます。

それで、環境に対して金融がやれることは結構あるんですね。ですから、金融庁にもぜひ知つていただいて、推進をしていただきたいと思ひます。私がこの本の中で紹介した話としては、例えば預金金利の一部を途上国の省エネルギー事業に回すというような排出権つき定期預金とか、そういうアイデアだつてあり得るわけですね。ですから、まさにそういうものを推進していく

ということは、海外の排出権を日本が獲得している、こういう話になるわけでありまして、そういった話も十分あるし、また逆に言うと、大環境問題に意識が高い、あるいはそうした事業に対して、いわゆるファイナンスをするときの金利を減免していくとか、そういう話というのはいっぱいあって、環境をバックアップする金融というのはいろいろないアイデアがあり得る、こう思うわけでありまして、その一つが今度の排出量取引だ、こういうふうには思います。私はもう推進大賛成で、民主党としては推進するという話を決めているわけでありまして。

もう一つ、先ほどのエコファンドという言葉がありますが、そういうファンドもあります。

ただ、これは日本で人気がある割にはそのファンドの率が低い、こう言われておりまして、欧米、特にアメリカなんかは、私が調べたところは、定義にもよりますが、ファンドの六割とか七割が環境問題にある意味では意識した環境配慮型のファンドになっている、こういう話もあるんですが、その辺の実態はいかがですか。全ファンドに占めるエコファンドの割合というのは、例えばアメリカなんかではどのくらいあって、日本ではどのくらいあるか、こういうことはいかがですか。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

今の御指摘のいわゆるエコファンド、これがどのくらいの割合を占めているのかというお話でございます。私ども、残念ながらそういう観点からの統計をとっていないものですから、私ども自身では把握できないんですが、調べてみましたところ、NPO法人で社会的責任投資フォーラムというものがござります。

ここが取りまとめた数字によりまして、昨年、二〇〇七年十二月末の公募SRI投信、これが五十ファンドありまして、残高が約七千四百億円というふうになっております。このうちの約七千三百億円、すなわち九八・六％に当たりますが、それが投資の評価項目に環境に関する取り組み

みが含まれているファンドというふうになってござります。この数字は、その前の年、一年前の数字が三十七ファンドで三千七百億円ですので、この一年間で、ある意味では倍増しているという状況にござります。

しかしながら、その占める割合ですが、公募株式投信全体の残高が昨年末で約六十六・七兆でござりますので、パーセンテージにいたしますと一・一％という非常に低い数字というふうには理解をいたしております。

○小沢(鋭)委員 先ほど鈴木委員が排出量取引の重要性を大臣に質問しておりましたので、通告しておりました。そこは割愛させていただきます。今のような実態です。

それで、洞爺湖サミットは、ある意味では環境を意識する、こういう話ですから、大臣、ここはぜひそういうことを金融庁として大いに推進する、という柱を立てていただいて、積極的に御発言、御活躍をいただければいいのかなと思えます。例えば車は、エコカーをつくらう、こういう話は政府としてやっているわけですが、割と推進しているわけですね。そういう意味では金融だつて、エコファンドをつくらうという、のびりを立てて大臣が持つて回るといふ話は大変受けるような気がします。ですから、そういう意味では、まさに金融として何ができるのか。日本は金融の、ある意味では、個人の金融資産が大変あるわけですから、それを活用して環境政策を推進する、という話は、これはぜひ金融庁としてやっていただきたいな、こういうふうにお願いをしておきます。

では最後に、金融・資本市場競争力強化プランの理念といえますか。考え方について少し御質問したいと思います。

まず、日本は金融という昔から、ちよつと言葉は適切でないかもしれませんが、金貸しとか、やや卑下したとか差別的な言葉遣いがある、製造業がとにかく本体、立派なんだ、こういう話がある、金貸しの方はいま一つなあ、こう

いう話があるわけでありまして、今や各国の政策の中では、まさに金融センターがそれぞれ、自国の経済を引っ張っていくという位置づけ、そういう戦略的な産業だ、こういう位置づけがなされているところがあります。ロンドンもそうです、ニューヨークもそうです、シンガポールもそうです、香港もそうです。というふうな意識でこのプランはつくられているんでしょうか、あるいはまた政府の中でそういう認識があるんでしょうか。

○渡辺国務大臣 我が国の金融サービス業がGDPに占める割合は、二〇〇六年の数字でいきますと約三十五・二兆円でございます。比率でいきますと六・九％ほどでございます。この数字は、二〇〇二年が三十三・五兆円でございますから、ほとんど横ばいに近い状態になっております。

やはり、日本が成長していくためのポテンシャルを、金融サービスをいかに活用していくか、という立場からいいますと、金融サービス業にはもっと頑張ってもらい、必要がある、そういう思いを込めてこのプランをつくり、今回の法改正を提案しているところでござります。

○小沢(鋭)委員 ぜひ政府全体で少しいく意識を持つてもらう、こういう話が必要なんだろうと思えます。

例えばある新聞を見ますと、日本はせっかく製造業で獲得した富を、金融分野の競争力の差が国富の流出を招いている、こういう書き方をしている新聞もあるわけですね。せっかく製造業でもうけた、けれども、まさに金融サービスの競争力が低くて、それがみんな外へ行っちゃっている、こういう認識もあるわけでありまして、ぜひそこは戦略的な産業としての位置づけをしていただき、さらにはまた、少なくともアジアの国際金融センターとしてのナンバーワンの位置づけは確保してもらわなければ、こういうふうには思っています。

そういう話をいろいろ、今回の改正も含めてしていただいているんですが、その中で私は意外と大事だと思っておりますのが、強化プランにもあ

るんですが、都市機能の向上というところがあるんですね。

いわゆる外国人従業員の人たちが日本に入ってくる、ときの良好な生活環境、あるいは税制も含めて、こういう話であります。国際金融情報センターの調査では、それが日本の場合には香港とかシンガポールに比べて弱い、こういう話がある、振返って考えてみると、ロンドンのシティというのがある意味では復活したのは、シティの都市開発と一緒にあの国際金融の制度改革がなされた、こういう話なんです。そういう意味では、まさに都市機能を強化していくとある意味では金が入ってくるというのか、金が入ってくるから都市機能もよくなるというのか、これは卵が先か鶏が先かわかりませんが、少なくとも同時にそれは起こっているような気がいたします。

そういう認識を金融庁としてお持ちでしょうか。金融庁の政策として都市機能を強化するということとはできないかと思いますが、そういう認識があれば、政府としては一体としてやらないかぬ、こういう話になると思えますが、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 この話は前任の山本金融大臣が大変御熱心に取り組んでおられた課題でございます。

今現在、都市再生本部においてこの構想の実現に向けて着々と準備が進んでいるものと思えます。やはり金融産業が内外のお金を集め戦略産業として育っていくには、そうした器も大変大事かと思えます。そういう観点からの政策を忘れたわけでは毛頭ございせん、政府としてそうした取り組みを行っていることを御報告させていただきます。

○小沢(鋭)委員 時間になりましたのでこれで終わらせていただきたいと思います。さっき申し上げたように、アクターとしてはインベストメントバンクとかファンドとか、そういったところに目を向けていただきたい。さらにはまた、環境問題もしっかり金融の方でも推進をできる、そ

ういう金融政策を打っていただきたい。さらにはまた、外資を取り込む、金を取り込むためにも都市機能を充実させていただきたい。以上を改めて御提案申し上げて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○原田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

金融商品取引法等の一部を改正する法律

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例等(第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の三)」を「第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例等(第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の三、第二十七条の三十五)」に改める。

「次項第一号」の下に「及び第六項」を加え、「第二十三条の十三第三項」を「第二十三条の十三第四項」に改め、同項第一号中「適格機関投資家のみ」を「特定投資家のみ」に改め、同項第二号中「及びイ」を「並びにイ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき(イに掲げる場合を除く)。

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合に於ては、金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項及び第四条第三項において同じ。)が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。)をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

行及び適格機関投資家以外の者である場合に於ては、金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項及び第四条第三項において同じ。)が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。)をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

第二条第四項中「第二号においてを」以下に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第一項有価証券 均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合(次に掲げる要件のすべてに該当する場合を除く)。

イ 当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方として行われること。

ロ 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合に於ては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。

ハ 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

第二条第六項中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(均一の条件で多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当する第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第一号イからハまでに掲げる要件のすべてに該当するもの(取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。)をいう。以下同じ。))」を加え、同条第八項第六号中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第八号中「売出し」の下に「又は特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第九号中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第十号中「行」の下に「(取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場(第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。))」以外において行うことが投資者保護のため適当でない」と認められるものとして政令で定めるものを除く。を加え、同条第十項中「又は同条第二項を」を「同条第二項に改め、」に改め、同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))を加え、同条第十八項中「第六十六条の十第一項又は第三項ただし書」を「第八十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所を子会社(第五十五条の十六第四項に規定する子会社をいう。とする株式会社であつて、第六十六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書に、」を受けた者」を「受けているもの」に改め、同条に次の二項を加える。

32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第六十七條の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

33 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場の上場されている有価証券をいう。

第四条第一項中「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」の下に「及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、同項

第四号中「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘」を「取得勧誘」に改め、同条第二項中「既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」を「売付け勧誘等」に改め、同条第六項中「第四項並びに前項」を「第三項並びに前二項」に改め、同項第一号中「(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘)の下に」又は「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「又は当該有価証券を」を「当該有価証券」に改め、「第二項の規定による届出」の下に「又は当該有価証券について既に行われた特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関する第三項の規定による届出」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項ただし書中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」の下に「若しくは第三項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「目録見書」を「資料」に、「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「除く。」の下に「特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))」を加え、「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する有価証券(第二十四条第一項各号のいずれかに該当するもの又は多数の特定投資家に所有される見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるものを除く。以下「特定投資家向け有価証券」という。)の有価証券交付勧誘等、金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して行うもの以外のもの(国、日本銀行及び適格機関投資家に対して行うものその他政令で定めるものを除く。以下「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」という。)は、発行

第四号中「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘」を「取得勧誘」に改め、同条第二項中「既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」を「売付け勧誘等」に改め、同条第六項中「第四項並びに前項」を「第三項並びに前二項」に改め、同項第一号中「(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘)の下に」又は「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「又は当該有価証券を」を「当該有価証券」に改め、「第二項の規定による届出」の下に「又は当該有価証券について既に行われた特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関する第三項の規定による届出」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項ただし書中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」の下に「若しくは第三項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「目録見書」を「資料」に、「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「除く。」の下に「特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))」を加え、「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十七号

成三十二年四月二十五日

きないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内」を加え、同条第二項第二号中「又は第二項本文」を、「第二項本文又は第三項本文」に改め、「提出した者」の下に「又は提出しなければならぬ者」を加え、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四条の六第二項及び第二十四条の七第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十五条第一項中「掲げる書類の下に」(以下この条及び次条において「縦覧書類」という。)を加え、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「第一項各号に掲げる書類」を「縦覧書類」に、「当該各号に掲げる」を「第一項各号に定める」に改め、同条第五項中「第一項各号に掲げる書類」を「縦覧書類」に改め、同条に次の三項を加える。

6 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一 第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書の提出命令

二 第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項の規定による訂正発行登録書の提出命令

三 第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四 第二十四条の四の三第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正確認書の提出命令

7 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者(当該縦覧書類が親会社等状況報告書又はその訂正報告書である場合にあっては、これらの縦覧書類を提出した者及びこれらの縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者。次項において「提出者等」という。)及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

8 前項の規定により提出者等又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二十六条中「有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者」を「縦覧書類を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者」に改める。

第二十七条の二第二項中「ならない発行者」の下に「又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む、株券等に限る。)の発行者」を加え、同条第八項第一号中「定めるところにより換算した株式に係る議決権の数」を「定める議決権の数」に改める。

第二十七条の三第一項中「定めるところにより株式に換算した数」を「定める数」に改める。

第二十七条の四第一項中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同条第三項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十七条の十四第二項中「書類を提出した者」を「書類(以下この条において「縦覧書類」という。)を提出した者(以下この条において「提出者」という。)」に、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「同項の書類」を「縦覧書類」に、「書類の写し」を「当該縦覧書類の写し」に改め、同条に次の三項を加える。

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとする。ことができる。

一 第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書の提出命令

二 第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項において準用する第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正報告書の提出命令

6 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する提出者及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

7 前項の規定により提出者又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二十七条の二十二第二項中「その特別関係者を」第二十七条の二第二項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者に改め、同条第二項中「提出すべき提出した者」に、「その関係者を」提出すべきであると認められる者若しくはこれらの関係者に改める。

第二十七条の二十二の二第二項中「第二十七

条の二十二の三第五項」を「次条第五項」に改め、「の規定」との下に「同条第五項第一号中「第二十七條の八第三項」とあるのは「第二十七條の二十二の二第二項において準用する第二十七條の八第三項」と、同項第一号中「第二十七條の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項」とあるのは「第二十七條の二十二の二第七項」と、」を加え、「前条第一項中「公開買付け者若しくはその特別関係者」とあるのは「公開買付け者」を「前条第一項中「若しくは第二十七條の二第二項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者」とあるのは「若しくは第二十七條の二十二の二第二項本文の規定により公開買付けによつて上場株券等の買付け等を行うべきであると認められる者」に改める。

第二十七條の二十三第四項中「定めるところにより株式に換算した数」を「定める数」に改め、「発行済株式の総数」の下に「又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数」を加える。

第二十七條の二十八第二項中「規定する書類」の下に「(以下この条において「縦覧書類」という。)を加え、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書」を「縦覧書類」に、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条に次の三項を加える。

4 内閣総理大臣は、次条第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令をする場合には、第一項の規定にかかわらず、当該提出命令に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとする。ことができる。

5 前項の場合において、内閣総理大臣は、大量保有者及び第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部

を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

6 前項の規定により金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類については、第二項の規定は、適用しない。

第二十七条の二十九第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十七条の三十第一項中「の提出者」を「提出した者」に、「当該提出者の」を「提出すべき」と認められる者若しくはこれらの」に改め、「共同保有者」の下に「(第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。)」を加える。

第二十七条の三十の二中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

第二十七条の三十の七第一項中「部分」の下に「及び特定部分」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「特定部分」とは、第二十五条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の十四第五項(第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)(又は第二十七条の二十八第四項の規定により公衆の縦覧に供しないものとされた部分)をいう。

第二十七条の三十の七に次の二項を加える。

5 第一項の場合において、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二十五条第六項各号(第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条の十四第五項各号、第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)(に掲げる処分をし、又は第二十七条の二十八第四項に規定する提出命令を発した旨その他第一項に規定する事

項に関連する情報であつて投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの(次項において「重要参考情報」という。))を、当該事項に併せて、公衆の縦覧に供することができる。

6 前項の場合において、内閣総理大臣は、次条第一項の規定により当該重要参考情報に係る同項に規定する事項を公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会及び第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条の十四第二項、第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の三十の十の規定により当該重要参考情報に係る同条に規定する事項を公衆の縦覧に供する者に對し、前項の規定により重要参考情報を公衆の縦覧に供した旨を通知するものとする。

第二十七条の三十の八第一項中「部分」の下に「及び特定部分(前条第二項に規定する特定部分をいう。第二十七条の三十の十において同じ。)」を加える。

第二十七条の三十の九第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十七条の三十の十中「部分」の下に「及び特定部分」を加える。

第二章の四の次に次の一章を加える。

第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表

(特定証券情報の提供又は公表)

第二十七条の三十一 特定投資家向け取得勧誘その他第四条第一項本文の規定の適用を受けない有価証券発行勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第六章の二において「特定取得勧誘」という。)(又は特定投資家向け売付け勧誘等その他第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受けない有価証券交付勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第六章の二において「特定売付け勧誘等」という。))は、当該特定取得

勧誘又は特定売付け勧誘等(以下「特定勧誘等」という。))に係る有価証券の発行者が、当該有価証券及び当該発行者に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報(以下「特定証券情報」という。))を、次項に定めるところにより、当該特定勧誘等が行われる時までに、その相手方に提供し、又は公表しているものでなければ、することができない。

2 特定証券情報の提供又は公表をしようとする発行者は、当該特定証券情報を、内閣府令で定めるところにより、自ら若しくは他の者に委託して提供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 次条第一項の規定により既に内閣府令で定める期間継続して発行者情報同項に規定する発行者情報をいう。以下この項において同じ。))を公表している発行者は、前項の規定により特定証券情報を提供し、又は公表しようとする場合において、当該特定証券情報に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の発行者情報及び同条第三項に規定する訂正発行者情報(以下「参照情報」という。))を参照すべき旨を表示したときは、特定証券情報のうち発行者に関する情報として内閣府令で定める情報の提供又は公表をしたものとみなす。

4 第二項の規定により特定証券情報の提供又は公表をした発行者は、当該提供又は公表をした日から一年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)において、当該特定証券情報に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報(以下「訂正特定証券情報」という。))の提供又は公表をしなければならない。

5 第二項の規定により特定証券情報の公表をした発行者は、当該特定証券情報の公表をした日から一年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間、当該特定証券情報(訂正特定証券情報を公表した場合)には、当該訂正特定証券情報を含む。))を継続して公表しなければならない。

(発行者情報の提供又は公表)

第二十七条の三十二 次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報(以下「発行者情報」という。))を、事業年度(発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合)にあつては、内閣府令で定める期間、第四項、第七十二条の十一第一項及び第八十五条の七第二十九項第五号において同じ。))ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 特定投資家向け有価証券の発行者 当該発行者の発行者特定投資家向け有価証券券情報の提供又は公表をした発行者(前号に掲げるものを除く。)(当該提供又は公表をした特定証券情報に係る有価証券

二 特定投資家向け有価証券に該当しなかつた有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつたとき(内閣府令で定める場合を除く。))は、当該有価証券の発行者は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、発行者情報を、当該有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。

3 発行者情報に訂正すべき事項があるとき

は、第一項各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報（以下「訂正発行者情報」という。）を提供し、又は公表しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により発行者情報の公表をした発行者は、当該発行者情報の公表をした日から当該発行者情報に係る事業年度の次の事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間（当該発行者情報に係る特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券でなくなつた場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間）、当該発行者情報（訂正発行者情報を含む。）を公表した場合には、当該訂正発行者情報を含む。）を継続して公表しなければならない。

（虚偽の特定証券等情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十三 第十八条第一項、第十九条第二号及び第二十一条（第一項第三号、第二項第二号及び第三号並びに第三項を除く。）の規定は、特定証券等情報（特定証券情報、第二十七条の三十一第三項の規定の適用を受ける特定証券情報に係る参照情報又は訂正特定証券情報（当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。）をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第十八条第一項中「有価証券届出書のうち」とあるのは「特定証券等情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）のうち」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券届出書の届出者」とあるのは「特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者」と、「募集又は売却に応じて取得した者」とあるのは「特定証券等情報に係る特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）に応じて取得した者（当該特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該特定証券等情報の提供を受けた者に限る。以下この項及び第二十七条の三十三において読み替えて準用する第二十一条において同じ。）」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報（虚偽）と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十七条の三十三において読み替えて準用する第十八条」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券の募集若しくは売却に係る第四号第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）とあるのは「特定証券等情報の提供又は公表があつた時から七年間」と、第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「募集又は売却」とあるのは「特定勧誘等」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報（虚偽）と、同項第一号中「有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「特定証券等情報を提供し、若しくは公表した発行者」と、「提出の時」とあるのは「提供若しくは公表の時」と、「当該会社の発起人」とあるのは「当該発行者の発起人その他これに準ずる者」と、「提出が

は、当該特定証券等情報の提供を受けた者に限る。以下この項及び第二十七条の三十三において読み替えて準用する第二十一条において同じ。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報（虚偽）と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十七条の三十三において読み替えて準用する第十八条」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券の募集若しくは売却に係る第四号第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）とあるのは「特定証券等情報の提供又は公表があつた時から七年間」と、第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「募集又は売却」とあるのは「特定勧誘等」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報（虚偽）と、同項第一号中「有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「特定証券等情報を提供し、若しくは公表した発行者」と、「提出の時」とあるのは「提供若しくは公表の時」と、「当該会社の発起人」とあるのは「当該発行者の発起人その他これに準ずる者」と、「提出が

会社の成立」とあるのは「提供又は公表が発行者の成立又は発足」と、同項第二号中「当該売却」とあるのは「当該特定勧誘等（特定売却勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定売却勧誘等をいう。以下この号において同じ。）であるものに限る。）と、「その売却」とあるのは「その特定売却勧誘等」と、同項第四号中「募集」とあるのは「特定勧誘等（特定取得勧誘（第二十七条の三十一第一項に規定する特定取得勧誘をいう。）であるものに限る。）と、同条第二号第一号中「又は第二号」とあるのは「第二号又は第四号」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報（虚偽）と、同条第四項中「有価証券の募集又は売却」とあるのは「特定勧誘等」と、同項第一号中「有価証券」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券」と、同項第二号中「有価証券」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（虚偽の特定情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十四 第二十一条の二から第十二条までの規定は、特定情報（特定証券等情報又は発行者情報（発行者情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。）をいう。次条において同じ。）について準用する。この場合において、第二十一条の二第一項中「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）とあるのは「特定情報（第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。）であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの（以下「公表情報」という。）と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した

発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同項第十二号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である」とあるのは「公表情報がこれらの規定により公表されている間に当該発行者の」と、「又は売却」とあるのは「若しくは売却又は特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報（虚偽）と、虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「当該虚偽記載等」とあるのは「当該虚偽情報等」と、同条第三項中「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「当該提出者」とあるのは「当該発行者」と、「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により」とあるのは「内閣府令で定めるところにより」と、同条第四項及び第五項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、第二十一条の三中「第二十一条の二」とあるのは「第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二」と、「第三号の二」と、「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類」とあるのは「公表情報（第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二第一項に規定する公表情報をいう。以下同じ。）と、「三年間」とあるのは「二年間」と」とあるのは「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあ

るのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「第二十一條第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の、その提供若しくは公表の時ににおける役員（第二十一條第一項第一号に規定する役員をいう。）又は当該発行者の発起人その他これに準ずる者（その提供又は公表が発行者の成立又は発足前にされたときに限る。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報」が虚偽」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である」とあるのは「特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の」と、「募集又は売却しによらないで取得した者」とあるのは「取得した者」当該特定情報が公表されていない場合にあつては、当該特定情報の提供を受けた者に限り、当該特定情報が特定証券等情報（第二十七條の三十三に規定する特定証券等情報）をいう。）である場合にあつては、募集若しくは売却し又は特定勧誘等によらないで取得した者に限る。」と、同条第二項中「及び第二号の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査）
第二十七條の三十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定情報を提供し、若しくは公表した発行者若しくは特定情報を提供し、若しくは公表すべきであると認められる発行者若しくは当該特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に對し参考

となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第三十一條の四の見出し中「兼職制限等」を「就任等に係る届出」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締役又は執行役員は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項及び次項において同じ。）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役員が金融商品取引業者の取締役又は執行役員を兼ねることとなつた場合を含む。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合）には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業以外の有価証券関連業を行う者に限る。）の取締役又は執行役員は、当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合（当該親銀行等又は子銀行等の取締役、会計参与、監査役又は執行役員が当該金融商品取引業者の取締役又は執行役員を兼ねることとなつた場合を含む。）又は親銀行等若しくは子銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

「及び特定投資家向け売却勧誘等の取扱い」を加える。
第三十五條第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「支払」の下に「又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付」を加え、同条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二條第一項に規定する商品投資により、又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（同項第三号に規定する指定物品を除く。）の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
第三十五條第二項第六号中「行為を行う業務」の下に「並びに第一号、第二号及び前号に掲げる業務」を加える。
第三十六條に次の四項を加える。

2 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

4 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。
第三章第二節第一款に次の二条を加える。
（特定投資家向け有価証券の売買等の制限）
第四十條の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家（特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は一般投資家のために、第二條第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合（第四條第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六條の十四の二において同じ。）、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売却の媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（特定投資家向け有価証券に関する告知義務）
第四十條の五 金融商品取引業者等は、開示が行われている場合に該当しない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売却勧誘等を行うことなく売却その他の政令で定める行為を行う場合には、その相手方に対し

て、内閣府令で定めるところにより、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないことその他の内閣府令で定める事項を告知しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、特定投資家等（第二条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）から特定投資家向け有価証券取引契約（特定投資家向け有価証券に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）の申込みを初めて受けた場合には、当該申込みに係る特定投資家向け有価証券取引契約を締結するまでに、当該特定投資家等に対し、次に掲げる事項を告知し、かつ、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 特定投資家向け有価証券に関する情報提供の内容及び取引の特質その他の特定投資家向け有価証券に関する認識すべき重要な事項として内閣府令で定める事項

二 特定投資家向け有価証券の取引を行うことがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第五十条の二第四項中「第五十一条を「次条」に、「又は第三項を「第三項又は第四項」に改める。

第五十六條の二第三項中「第三十一条の四第一項若しくは第二項又は」を削り、「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第三項に」、「第三十一条の四第六項」を「第三十一条の四第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十六条第二項の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるとき

は、特定金融商品取引業者等（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の親金融機関等（同条第四項に規定する親金融機関等をいう。以下この項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第五項に規定する子金融機関等をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第五十九條の六中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

第六十條の六中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「毎事業年度経過後三月以内」とあるのは「当該期間経過後政令で定める期間内」と、第四十九條の三第一項中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「当該事業年度」とあるのは「当該期間」を「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」に改める。

第六十條の十三中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

第六十五條の五第一項中「若しくは第二号に掲げる権利の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。）又はその代理若しくは媒介」を「又は第二号に掲げる権利についての次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一 売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。）又はその代理若しくは媒介

二 第二条第八項第八号又は第九号に掲げる行為

第六十五條の五第二項及び第四項中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改め、「第四十條」の下に、「第四十條の四、第四十條の五」を

加える。

第六十六條の十四の次に次の一条を加える。
（特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限）

第六十六條の十四の二 金融商品仲介業者は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家（特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者以外をいう。以下この条において同じ。）を相手方として、第二条第十一項第一号又は第二号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所屬金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第六十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 認可協会は、定款の定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場ごとに、協会員が特定投資家等以外の者当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。）の委託を受けて行う有価証券の買付け（第六十七條の十二第五号において「一般投資家等買付け」という。）を禁止することができる。

第六十七條の十二第五号を同条第六号とし、同条第四條の次に次の一号を加える。

五 第六十七條第三項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項

イ 店頭売買有価証券市場における協會員の有価証券の売買の受託の制限に關する事項

ロ 当該店頭売買有価証券市場において売買が行われる特定投資家向け有価証券（以下この号において「店頭売買特定投資

家向け有価証券」という。）の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他店頭売買特定投資家向け有価証券に係る情報の提供又は公表に關し必要な事項

第八十五條に次の三項を加える。

4 金融商品取引所は、第一項の規定による場合のほか、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の一部（特定取引所金融商品市場に係るものであつて、その内容等を勘案し、投資者保護の根幹にかかわる事項以外のものを取り扱う業務として内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第二百二條の十九において「特定業務」という。）を、他の者に委託することができる。

5 金融商品取引所は、前項の規定により特定業務を委託する場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該特定業務の適正な実施を確保するための措置を講じなければならない。

6 第四項の規定により、特定株式会社金融商品取引所（第五五條の四第二項に規定する特定株式会社金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。）がその特定業務を他の者に委託する場合には、当該特定株式会社金融商品取引所の自主規制委員会による当該特定業務の委託についての決定を経て行わなければならない。

第八十七條の二に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の遂行を妨げない限度において、算定制当量（地球温暖化対策の推進に關する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定制当量をいう。）に係る取引その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第八十七条の二に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行うことにより、金融商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ又は取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

第八十七条の二の次に次の一条を加える。

(審問に関する規定の準用)

第八十七条の二の二 第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書の認可について準用する。

第二百二条の十九に次のただし書を加える。

ただし、委託金融商品取引所(自主規制法人に自主規制業務を委託した金融商品取引所をいう。以下この章において同じ。)の同意を得て、特定業務を他の者に委託する場合においては、この限りでない。

第二百二条の十九に次の一項を加える。

2 第八十五条第五項の規定は、自主規制法人が前項ただし書の規定により特定業務を委託する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第二百二条の十九第一項ただし書」と読み替えるものとする。

第二百二条の二十中「自主規制業務を委託した金融商品取引所をいう。以下この章において同じ。」を削る。

第二百六条の十二第一項第一号中「認可申請者」の下に「又は認可を受けて設立される会社(以下この条において「認可申請者等」という。)」を加え、同項第二号及び第三号中「認可申請者」を「認可申請者等」に改め、同条第二項第一号及び第四号中「認可申請者」を「認可申請者等」に改める。

第一百七十七条の次に次の一条を加える。

(特定取引所金融商品市場)

第一百七十七条の二 金融商品取引所は、業務規程

の定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場ごとに、会員等が特定投資家等以外の者(当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。)の委託を受けて行う有価証券の買付け(次項において「一般投資家等買付け」という。)を禁止することができ

る。

2 前項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合において、金融商品取引所は、その業務規程において、前条各号に掲げる事項のほか、特定取引所金融商品市場に関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 有価証券の売買の受託の制限に関する事項

二 特定上場有価証券の発行者が提供又は公表すべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他特定上場有価証券に係る情報の提供又は公表に關し必要な事項

第二百五十六条の十九中「第八十七条の二」を

「第八十七条の二第一項に改める。

第二百六十六条第五項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「四半期報告書又は」を「四半期報告書若しくは」に改め、「供された」の下に「も」の、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、」を加え、「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第二百六十八条第二項及び第三項並びに第二百六十九条中「する者」の下に、特定投資家向け売付け勧誘等をする者」を加える。

第二百七十二条を次のように改める。

「届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金納付命令」

第二百七十二条 第四条第一項の規定による届出

を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする

る適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は

同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集若しくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をした者(売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をした者)については、自己の所有する有価証券に關してこれらの行為をした者に限る。があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該募集により有価証券を取得させた場合

合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他のこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この条、次条、第二百七十二条の九及び第二百七十二条の十において同じ。)である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘により当該者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、

当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

2 第十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集(第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。第一百七十三条から第一百七十四条の三までを除き、以下この章において同じ。)により取得させた発行者又は売出し(第四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。次項、次条第四項及び第五項、第二百七十八条第三項、第五項及び第八項並びに第二百八十五条の七第十二項及び第十三項を除き、以下この章において同じ。)により売り付けた者(自己の所有する有価証券を売り付けた者に限る。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行者が当該募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

3 第十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、目論見書第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出し(同項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項、次条第四項及び第五項、第七十八條第五項及び第八項並びに第八十五條の七第十二項において同じ。)に係る目論見書に限る。以下この章において同じ。)を交付しないで売出しにより自己の所有する当該有価証券を売り付けた者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、当該売り付けた有価証券の売価額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4 第二項の規定は、第二十三條の八第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集により取得させた発行者又は売出しにより売り付けた者(自己の所有する有価証券を売り付けた者に限る。)がある場合について準用する。

「記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」に、「(第二十七條において準用する場合を含む。)及び」を「において準用し、及びこれらの規定を」に、「(第七十八條第五項並びに第八十五條の七第二項及び第三項を「以下この章」に改め、同項ただし書中(「当該発行者が第二十四條第一項第二十七條において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四條第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間。以下この項及び第八十五條の七第十九項において同じ。)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 六百万円
第七十二條の二第二項第二号イ中「この号」の下に「及び第七十二條の十一第一項」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 十万分の六
第七十二條の二第二項中「記載がある」を「記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」に、「(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第七十二條の二において準用し、及びこれらの規定を」に、「(第七十八條第五項並びに第八十五條の七第二項及び第三項を「以下この章」に改め、同条第三項中「前項後段」を「第二項後段(前項において準用する場合を含む。))」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、第二十四條の五第四項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による臨時報告書のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者がある場合について準用する。

第七十二條の五 第二十七條の三第一項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に違反して、第二十七條の三第一項の規定による公告(以下この章において「公開買付開始公告」という。)を行わないで株券等(第二十七條の二第二項に規定する株券等をいう。以下この条、次条及び第七十八條第十三項において同じ。)又は上場株券等(第二十四條の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条、次条、第七十八條第十三項及び第八十五條の七第十三項において同じ。)の買付け等(第二十七條の二第二項又は第二十七條の二十二の二第二項に規定する買付け等をいう。以下この条、次条及び第七十八條第十三項において同じ。)をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該公開買付開始公告を行わないでした株券等又は上場株券等の買付け等の価格に当該買付け等の数量を乗じて得た額
二 百分の二十五
(虚偽表示のある公開買付開始公告を行つた者等に対する課徴金納付命令)
第七十二條の六 重要な事項につき虚偽の表示があり、若しくは表示すべき重要な事項の買付開始公告又は第二十七條の七第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。以下この章において同じ。)を行つた者又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等(第二十七條の三第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付届出書、第二十七條の八第一項から第四項まで(これらの規定を第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書、第二十七條の十第十一項に規定する対質問回答報告書又は同条第十二項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。)

2 前項の規定は、公開買付訂正届出書等(第二十七條の三第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付届出書、第二十七條の八第二項において準用する第二十七條の八第二項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。)を提出しない者がある場合について準用する。

(大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の七 第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定に違反して、大量保有報告書又は変更報告書(以下この章において「大量保有・変更報告書」という。)を提出しない者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に對し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該提出すべき大量保有・変更報告書に係る株券等(第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。次条において同じ。)の発行者(同項に規定する発行者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が発行する株券又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の当該提出すべき大量保有・変更報告書の提出期限の翌日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数を乗じて得た額(当該価格がないときは、これに相当するものとして内閣府令で定めるところにより算出した額)

二 十万分の一
(虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の八 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等(大量保有・変更報告書又は第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む)若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書

をいう。以下この章において同じ。)を提出した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に對し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該大量保有・変更報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の当該大量保有・変更報告書等が提出された日の翌日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数を乗じて得た額(当該価格がないときは、これに相当するものとして内閣府令で定めるところにより算出した額)

二 十万分の一
(特定証券情報の提供又は公表がされていのに特定勧誘等をした者に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の九 有価証券の発行者が当該有価証券に係る特定証券情報を第二十七条の三十一第二項に定めるところにより、その相手方に提供し、又は公表してないのに特定勧誘等をした者(特定売付け勧誘等をした者については、自己の所有する有価証券に関して特定売付け勧誘等をした者に限る。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に對し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 特定取得勧誘により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で

定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五)

二 特定売付け勧誘等により当該者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の価格の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五)

(虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の十 重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定証券等情報(以下この条、第百七十八条第二十項及び第百八十五条の七第十三項において「虚偽等のある特定証券等情報」という。)を提供し、又は公表した発行者が、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等(特定売付け勧誘等にあつては、当該発行者が所有する有価証券の特定売付け勧誘等に限る。)により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に對し、第一号に掲げる額(当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されてない場合には、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、それぞれ次に定める額

の合計額)に相当する額

イ 当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定取得勧誘により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五)

ロ 当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等により当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の価格の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合には、百分の四・五)

二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ 当該虚偽等のある特定証券等情報の提供を受けた者の数

ロ 当該特定勧誘等の相手方の数
虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者の役員等であつて、当該虚偽等のある特定証券等情報に虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき事項に関する情報が欠けていることを知りながら当該虚偽等のある特定証券等情報の提供又は公表に関与した者が、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等により当該役員等が所有する有価証券を売り付けたとき

は、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の価格の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)に相当する額(当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該額に、前項第二号に掲げる数を乗じて得た額)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

(虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金納付命令)

第七十二条の十一 発行者が、重要な事項につき虚偽の情報が有り、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている発行者等情報(以下この項、第七十八条第二十一項及び第八十五条の七第十三項において「虚偽等のある発行者等情報」という。)を提供し、又は公表したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額(当該虚偽等のある発行者等情報が公表されていない場合にあっては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 イに掲げる額(ロに掲げる額がイに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額)

イ 六百万円

ロ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1) 当該発行者が発行する算定基準有価証券の内閣府令で定めるところにより算出される市場価値額の総額(当該算定基準有価証券の市場価値額がないときは又は当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額)

(2) 十万分の六

二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ 当該虚偽等のある発行者等情報の提供を受けた者の数

ロ 第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報を提供する場合において提供を受けるべき相手方の数

2 前項ただし書の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第七十二条の次に次の二条を加える。

(虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令)

第七十二条の二 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。)により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合に、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該発行開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

二 当該発行開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

2 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者の役員等(当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項、第五項及び第七十二条の十第二項において同じ。)であつて、当該発行開示書類に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けていることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五)

る場合にあっては、百分の四・五)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3 前二項の「発行開示書類」とは、第五条(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書類の場合には、当該届出書類に係る参照書類を含む。)、第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三條の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の記録書(当該発行記録書に係る参照書類を含む。及びその添付書類、第二十三條の四若しくは第二十三條の九第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))若しくは第二十三條の十第一項(同条第五項(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行記録書(当該訂正発行記録書に係る参照書類を含む。))又は第二十三條の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による発行記録追補書類(当該発行記録追補書類に係る参照書類を含む。))及びその添付書類をいう。

4 第一項(第一号を除く。)の規定は、重要な事項(第五条第一項各号(第二十七條において準用する場合を含む。))に掲げる事項に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目録見書を使用した発行者が、当該目録見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

5 第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目録見書を使用した発行者が、当該目録見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

載が欠けている目録見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目録見書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けていることを知りながら当該目録見書の作成に関与した者が、当該目録見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

6 発行開示訂正書類(第七条前段(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書又は第二十三条の四前段(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書をいう。以下この章において同じ。を提出すべき発行者が、当該発行開示訂正書類を提出しない募集又は売出し(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。))により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従ひ、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示訂正書類を提出しないで行つた募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。))の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

二 当該発行開示訂正書類を提出しないで行つた売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるもの

として内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。))の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

(有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令)

第七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従ひ、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度(当該発行者が第五十一条(第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第二十九項(第五号を除く。))において同じ。の直前事業年度における監査報酬額(第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金額その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。))に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 第二十四条の四の七第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))又は第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、

及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、四半期報告書又は半期報告書(以下この章において「四半期・半期報告書」という。))を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従ひ、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた四半期・半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第七十三条及び第七十四条を次のように改める。

(風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者に対する課徴金納付命令)

第七十三条 第五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計(以下この条において「違反行為」という。))により有価証券等の価格に影響を与えた者(以下この条において「違反者」という。))があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従ひ、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該違反行為の開始時から終了時までの間(以下この条において「違反行為期間」という。))において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合

次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。))のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量を超える場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。))のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

三 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発

行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成(第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。以下この章において同じ)により交付した場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをい)、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の違反行為の直前の価格として政令で定めるもの(以下この条において「違反行為の開始前の価格」という。)に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

四 違反者(金融商品取引業者等に限定する)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第五項各号に掲げる者を除く)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限定する。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限定する。その他の政令で定める取引をいう。)

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限定する。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限定する。その他の政令で定める取引をいう。)

4 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

5 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合には、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等(当該各号に掲げる者が当該違反者と同じ違反行為をした場合にあっては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等と同一のものを除く)を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

6 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ)の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しない当該有価証券の売付けをしていない場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う(第二条第二十一項第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限定する。))を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

7 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する(第二条第二十一項第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限定する。))を自己又は第五項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く)の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

8 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

9 第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に必要事項は、政令で定める。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に必要事項その他同項の課徴金の計算に

関し必要な事項は、政令で定める。
(取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて有価証券の売買等をした者に対する課徴金納付命令)

第七百七十四条 第五百九十九条第一項の規定に違反する有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の申込み若しくは委託等(以下この条において「違反行為」という)をした者(以下この条において「違反者」という)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該違反行為の開始時から終了時までの間(以下この条において「違反行為期間」という)において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等(有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品(有価証券を除く)若しくは金融指標をいう。以下この条及び次条において同じ)について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府

令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

三 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第三百三十条に

規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

四 違反者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第五項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引

(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

5 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合には、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等(当該各号に掲げる者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等と同一のものを除く。)を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

6 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。)の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しない当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う第二十一条第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

7 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二十一条第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己又は第五項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。)の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

8 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

9 第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(取引を誘引する目的をもつて一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令) 第一百七十四条の二 第一百五十九条第二項第一号の規定に違反する一連の有価証券売買等(同項に規定する有価証券売買等をいう。)又はその申込み若しくは委託等(以下この条において「違反行為」という。)をした者(以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額(第十項及び第十一項において「合算対象

額」という。)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 自己の計算による有価証券の売付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額

ロ 自己の計算による有価証券の買付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額

二 次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから二までに定める額(次のイから二までのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイから二までに定める額の合計額)

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(1) 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

(2) 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第六十三条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲

げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(1) 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第六十三条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

(2) 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

ハ 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第六項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(1) 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第六十三条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

(2) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時ににおける価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

二 違反者(金融商品取引業者等に限る。)
が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第六項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

二 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)、その他の政令で定める取引をいう。

三 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)、その他の政令で定める取引をいう。

四 第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量のうちい

れか少ない数量をいう。
五 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

六 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合には、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等(当該各号に掲げる者が当該違反者等同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等と同一のものを除く。)を自己の計算においてしたものとし、前各項の規定を適用する。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者
二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

七 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。)の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しない当該有価証券の売付けをしていない場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う第二十一条第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとし、前各項の規定を適用する。

八 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行

為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二号第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は第六項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

9 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

10 一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

11 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

12 第二号第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

13 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。
（安定操作取引等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百七十四条の三 第百五十九条第三項の規定

第一類第五号 財務金融委員會議録第十七号

に違反する一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十一項及び第十二項において「合算対象額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の価額
ロ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の価額
二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額）
イ 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等（第百五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この条において同じ。）又は店頭売買有価証券等（以下この条において同じ。）の当該違反者の売付け等数量が買付け等数量を超える場合
次（1）に掲げる額から次（2）に掲げる額を控除した額に次（3）に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
（1）当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）
（2）当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）

（1） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）
（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）

（1） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）
（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）

（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）
（3） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）

有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為中の価格（当該違反行為の開始時から終了時までの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）
（3） 当該超える数量
ロ 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券等（以下この条において「有価証券」という。）の当該違反者の買付け等数量が売付け等数量を超える場合
次（1）に掲げる額から次（2）に掲げる額を控除した額に次（3）に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
（1） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格
（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格
（3） 当該超える数量

（1） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格
（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格
（3） 当該超える数量

（1） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格
（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格
（3） 当該超える数量

（1） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格
（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格
（3） 当該超える数量

させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量
二 違反者（金融商品取引業者等に限る。）が、その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（特定関係者を除く。）の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二号第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二号第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項第一号の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。
5 この条において「売付け等数量」とは、違反者が自己若しくは特定関係者の計算において有価証券を有しない当該有価証券の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る有価証券の数量又は違反者が自己若しくは特定関係者の

の計算において約定している第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引の数量として政令で定めるところにより算定する数量をいう。

6 この条において「買付等数量」とは、違反者若しくは特定関係者が所有している有価証券その他これに準ずる有価証券として政令で定めるものの数量又は違反者が自己若しくは特定関係者の計算において約定している第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引の数量として政令で定めるところにより算定する数量をいう。

7 この条において「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

8 特定関係者が違反者と同じ違反行為をした場合には、当該違反行為の開始時において当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について、特定関係者が自己の計算において有価証券を有しない当該有価証券の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る有価証券の数量又は特定関係者が自己の計算において約定している第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引の数量として政令で定めるところにより算定する数量については、売付等数量から除く

ものとする。

9 特定関係者が違反者と同じ違反行為をした場合には、当該違反行為の開始時において当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について、特定関係者が所有している有価証券その他これに準ずる有価証券として政令で定めるものの数量又は特定関係者が自己の計算において約定している第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引の数量として政令で定めるところにより算定する数量については、買付等数量から除くものとする。

10 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

11 一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

12 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

13 第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に必要事項は、政令で定める。

14 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項第一号に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に必要事項その他同項の課徴金の計算に必要事項は、政令で定める。

同条第一項を「同条第一項に改め、「定める額」の下に「次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額」を加え、同項第二号中「日前六月以内」を「以前六月以内」に改め、「行われたもの」の下に「(当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。)」を加え、同号ロ中「における」を「二週間における最も低い」に改め、同項第二号中「日前六月以内」を「以前六月以内」に改め、「行われたもの」の下に「(当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。)」を加え、同号イ中「における」を「二週間における最も高い」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第六十六條第一項に規定する売買等をした者(金融商品取引業者等に限る。が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。の顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者(第十項各号に掲げる者を除く。の計算において、当該売買等をした場合、当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

同条第一項を「同条第一項に改め、「定める額」の下に「次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額」を加え、同項第一号中「日前六月以内」を「以前六月以内」に改め、「行われたもの」の下に「(当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。)」を加え、同号ロ中「における」を「二週間における最も低い」に改め、同項第二号中「日前六月以内」を「以前六月以内」に改め、「行われたもの」の下に「(当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。)」を加え、同号イ中「における」を「二週間における最も高い」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は

同項に規定する株券等に係る売付け等をした者(金融商品取引業者等に限る。が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。の顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者(第十項各号に掲げる者を除く。の計算において、当該買付け等又は売付け等をした場合、当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第七十五條第五項中「第一項の」を「第一項第一号ロの」に、「における価格」を「二週間における最も低い価格」に、「日の翌日」を「時から二週間を経過するまでの間の各日」に、「最終」を「最低」に、「もの」を「ものをいい、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。のうちの最も低い価格」に改め、同条第八項中「第六項まで」を「第八項まで及び前二項」に、「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第一項の」を「第一項(第三号を除く。の」に、「同項各号中」を「同項第一号及び第二号中」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 第一項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第六十六條第一項に規定する売買等をした者は、自己の計算において当該売買等(当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

11 第二項の場合において、次の各号に掲げる

者の計算において第六百七十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者は、自己の計算において当該買付け等又は売付け等（当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした場合にあっては、当該買付け等又は売付け等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第二項の規定を適用する。

一 当該買付け等又は売付け等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 当該買付け等又は売付け等をした者と生計を一にする者その他の当該買付け等又は売付け等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

第六百七十五条第六項中「第二項」を「第二項第一号ロ」に、「における価格」を「二週間における最も低い価格」に、「一日の翌日」を「時から二週間を経過するまでの間の各日」に、「最終」を「最低」に、「もの」を「ものをいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。」のうち最も低い価格」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第二項第二号イの「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第六百六十七條第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六百七十七條の十九又は第六百三十條に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの

のをいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

第六百七十五條第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第二号イの「業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第六百六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六百七十七條の十九又は第六百三十條に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいい、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

第六百七十六條第四項中「第六百七十二條第一項若しくは第四項に規定する発行者、第六百七十二條の第二項若しくは第二項に規定する発行者、第六百七十三條第一項に規定する者」を「第六百七十二條各項に規定する者、第六百七十二條の第二項、第四項若しくは第六項に規定する発行者、第六百七十二條の三各項に規定する発行者、第六百七十二條の四第一項から第三項までに規定する発行者、第六百七十二條の五に規定する者、第六百七十二條の六各項に規定する者、第六百七十二條の七に規定する者、第六百七十二條の八に規定する者、第六百七十二條の九に規定する者、第六百七十二條の十第一項に規定する発行者、第六百七十二條の十一第一項に規定する発行者、第六百七十三條第一項に規定する違反者」に、「前条第一項を「第六百七十四條の二第一項に規定する違反者、第六百七十四條の三第一項に規定する違反者、前条第一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第六百七十七條中「第六百七十四條第一項」の下に、「第六百七十四條の二第一項、第六百七十四條の三第一項を加え、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第六百七十八條を次のように改める。

（審判手続開始の決定）

第六百七十八條 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 第六百七十二條第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第三項に該当する事実

二 第六百七十二條の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第六項に該当する事実

三 第六百七十二條の三各項に該当する事実

四 第六百七十二條の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に該当する事実

五 第六百七十二條の五に該当する事実

六 第六百七十二條の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に該当する事実

七 第六百七十二條の七に該当する事実

八 第六百七十二條の八に該当する事実

九 第六百七十二條の九に該当する事実

十 第六百七十二條の十各項に該当する事実

十一 第六百七十二條の十一第一項に該当する事実

十二 第六百七十三條第一項に該当する事実

十三 第六百七十四條第一項に該当する事実

十四 第六百七十四條の二第一項に該当する事実

十五 第六百七十四條の三第一項に該当する事実

十六 第六百七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

2 内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる

る事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

3 第四條第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該募集若しくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘に係る第一項第一号に掲げる事実（第六百七十二条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

4 第十五條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

5 第十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、目論見書を交付しないで売出しにより有価証券を売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

6 第二十三條の八第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

7 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は

四〇

總理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

24 第百七十四条の二第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項

第十四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

25 第百七十四条の三第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

26 第百六十六条第一項に規定する売買等が行

われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該買付け等又は売付け等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第七項を」第百八十五条の七第十七項に改める。

第百八十五条の七を次のように改める。

（課徴金の納付命令の決定等）

第百八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続

を經た後、第百七十八條第一項各号に掲げる事實のいずれかがあると認めるときは、こののちの條に別段の定めがある場合を除き、被審人に対し、第百七十二條第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第百七十二條の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)(同条第六項、第百七十二條の三第一項若しくは第六項、第百七十二條の三第一項若

若しくは第六項、第一百七十二条の三第一項若

一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十二項(同号)に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、第十三項(同号)に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。又は第十四項(同号)に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る継続開示書類等と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類等について

一 以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に應じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を

超えないときは、同条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額その額が次のイ又はロに掲げる額のいづれか高い額を超えるときは、当該高い額）

イ それぞれの有価証券報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第七十二条の四第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

ロ それぞれの四半期・半期・臨時報告書

等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二 当該既決定に係る第七十二条の四第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は前項、この項若しくは第十二項から第十四項までの規定による課徴金の額を合計した額

8 内閣総理大臣は、同一の公開買付けに係る二以上の公開買付書類等(公開買付開始公告等又は公開買付届出書等をいう。次項において同じ。)について第一項の決定(第七十八条第一項第六号に係るものに限る。)をしななければならないときは、第七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額をそれぞれの決定に係る事実について同項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

9 内閣総理大臣は、公開買付書類等について既に第一項(第七十八条第一項第六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、前項又は第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。)の規定により決定をしているときは、当該公開買付書類等と同一の公開買付けに係る公開買付書類等について第一項又は前項の規定により新たな決定をすることができない。

10 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の発行者等情報(発行者等情報に係る虚偽の情報を訂正し、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報の不備を補正する訂正発行者情報を除く。次項において同じ。)について第一項の決定(第七

七十八条第一項第十一号に係るものに限る。)をしなければならないときは、第七十二条の十一第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により算出した額(以下この項、次項及び第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。))において「個別決定」との算出額という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

11 内閣総理大臣は、第一項(第七十八条第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、次項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))、第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))又は第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る発行者等情報と同一の記載対象事業年度に係る発行者等情報について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二条の十一第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 当該既決定に係る第七十二条の十一第一項又は前項、この項若しくは次項から第十四項までの規定による課徴金の額を合計した額

12 内閣総理大臣は、第一項(第七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第七十二条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。に該当する事実、第七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第七十二条の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第七十八条第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実、第七十八条第一項第十一号に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第七十七条第五項第一項(同条第九項において準用する場合を含む。))に該当する事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、第六項、第七項又は前二項の決定をし

なければならない場合(同号に掲げる事実のうち同条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。))に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第六十六条第一項に規定する売買等が、第七十五条第九項に規定する上場会社等による会社法第六十五条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。))において、次の表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七十二条の二第二項に規定する発行者	第七十二条の二第二項	第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第七十二条の二第二項の規定による額(二以上の発行開示書類(同条第三項に規定する発行開示書類をいう。以下この項において同じ。))の提出又は目論見書に係る売出しについて第一項の決定をしなければならない場合には、当該発行開示書類の提出又は目論見書に係る売出しのうち当該提出又は当該売出しの開始が最も遅いものに係る額に限る。))
第七十二条の四第一項又は	第七十二条の四第一	第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。))の	第七十二条の四第一項若しくは

は第二項に規定する発行者	項又は第二項	規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいづれか	は第七項の規定による額(二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第七項の決定をしなければならない場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出のうち最も遅いものに係る額に限る。)
第百七十二条の七に規定する者	第百七十二条の七	第二十七条の三十第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいづれか	第百七十二条の七の規定による額(二以上の大量保有・変更報告書について第一項の決定をしなければならない場合には、当該大量保有・変更報告書のうちその提出期限が最も遅いものに係る額に限る。)
第百七十二条の十第一項に規定する発行者	第百七十二条の十第一項	第二十七条の三十五の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいづれか	第百七十二条の十第一項の規定による額(二以上の特定証券等情報の提供又は公表について第一項の決定をしなければならない場合には、当該提供又は公表のうち最も遅いものに係る額に限る。)
第百七十二条の十一第一項に規定する発行者	第百七十二条の十一第一項	第二十七条の三十五の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいづれか	第百七十二条の十一第一項又は前二項の規定による額(二以上の発行者等情報の提供又は公表について第一項又は前二項の決定をしなければならない場合には、当該提供又は公表のうち最も遅いものに係る額に限る。)
第百七十五条第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等	第百七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)	第百七十七条各号に掲げる処分のいづれか	第百七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)(二以上の第百六十六条第一項に規定する売買等について第一項の決定をしなければならない場合には、当該売買等のうち最も遅いもの

13 内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は前三項の規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日からさかのぼり五年以内に、第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令(当該課徴金納付命令に係る第百八十五条の十八第一項の訴えの提起があったときは、当該訴えに係る裁判が確定して			
第百七十二条第一項に規定する者	第百七十二条第二項に規定する発行者又は同項に規定する者	第百七十二条第三項に規定する者	第百七十二条第四項に規定する発行者又は同項に規定する者
第百七十二条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を開始した日	第百七十二条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)(二以上の発行者又は同項に規定する有価証券を募集又は第百七十二条第二項に規定する売出しにより取得させ、又は売り付けた日	第百七十二条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)(二以上の発行者又は同項に規定する有価証券を募集又は第百七十二条第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付けた日	第百七十二条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)(二以上の発行者又は同項に規定する有価証券を募集又は第百七十二条第四項に規定する売出しにより有価証券を売り付けた日
第百七十二条第一項又は同条第二項	第百七十二条第二項又は同条第三項	第百七十二条第三項	第百七十二条第四項

定する役員等	示書類を提出した日	一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条の二第一項に該当する事実があると認める場合に限る。
第百七十二条の二第四項に規定する発行者又はその同条第二項に規定する役員等	第百七十二条の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき同項に規定する重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る第百七十二条第三項に規定する売出しを開始した日	第百七十二条の二第四項において準用する同条第一項若しくは同条第五項において準用する同条第二項又は前項(第百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条の二第四項において準用する同条第一項に該当する事実があると認める場合に限る。)
第百七十二条の二第六項に規定する発行者	発行開示訂正書類を提出しないで募集又は第百七十二条第二項に規定する売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けた日	第百七十二条の二第六項
第百七十二条の三各項に規定する発行者	有価証券報告書又は四半期・半期報告書のそれぞれの提出期限(第二十四条第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書にあつては当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の三第一項若しくは第二項又は本条第四項若しくは第五項
第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者	重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日	第百七十二条の四第一項若しくは第二項又は本条第六項、第七項若しくは前項(第百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。)
第百七十二条の四第三項に規定する発行者	臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の四第三項において準用する同条第二項又は本条第六項

第百七十二条の五に規定する者	第百七十二条の六第一項に規定する者	第百七十二条の六第二項に規定する者	第百七十二条の七に規定する者	第百七十二条の八に規定する者	第百七十二条の九に規定する者
第二十七条の三第一項(第二十七条の二十の二第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで第二十七条の二第一項に規定する株券等又は上場株券等の同項又は第二十七條の二十二の二第一項に規定する買付け等が行われた日	重要な事項につき虚偽の表示があり、若しくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行つた日又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した日	公開買付訂正届出書等の提出期限(第二十七條の八第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書又は第二十七條の十第十二項において準用する第二十七條の八第二項の規定による訂正報告書にあつては、これらの書類のそれぞれを提出しなければならない事由が生じた日	大量保有・変更報告書の提出期限	重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した日	特定勧誘等を開始した日
項若しくは第七項第百七十二条の五	第百七十二条の六第一項又は本条第八項	第百七十二条の六第二項において準用する同条第一項又は本条第八項	第百七十二条の七又は前項(第百七十八条第一項第七号に掲げる事実があると認める場合に限る。)	第百七十二条の八	第百七十二条の九

第百七十二条の十第一項に規定する発行者又はその第百七十二条の二第二項に規定する役	虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した日	第百七十二条の十第一項若しくは第二項又は前項(第百七十八条第一項第十号に掲げる事
--	---------------------------	--

員等			
第百七十二条の十一第一項に規定する発行者	虚偽等のある発行者等情報を提供し、又は公表した日	第百七十二条の十一第一項又は本条第十項、第十一項若しくは前項（第百七十八條第一項第十一号に掲げる事実がある）と認める場合に限る。）	実があると認める場合に限る。）
第百七十三條第一項に規定する違反者	第百七十三條第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十三條第一項	
第百七十四條第一項に規定する違反者	第百七十四條第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四條第一項	
第百七十四條の二第一項に規定する違反者	第百七十四條の二第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四條の二第一項	
第百七十四條の三第一項に規定する違反者	第百七十四條の三第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四條の三第一項	
第百七十五條第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等	第百六十六條第一項に規定する売買等が行われた日又は第百六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日	第百七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は前項（第百七十八條第一項第十六号に掲げる事実がある）と認める場合に限る。）	

14 内閣総理大臣は、第一項（第百七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実がある）と認める場合に限る。）第六項、第七項、第十項、第十一項又は前二項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）以下この項において同じ。）の規定により一以上の決定をしなければならぬときであつて、同一事件について、被審人に對し、罰金の確定裁判があるときは、第百七十二條の四第一項若しくは第二項（同条第三

項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第百七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号

に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、第百七十二條の四第一項若しくは第二項、第百七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 当該一以上の決定に係る事実について第百七十二條の四第一項若しくは第二項、第百七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定により算出した額を合計した額

二 当該罰金の額

15 内閣総理大臣は、第一項（第百七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがありと認める場合に限る。）第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）以下この項において同じ。）又は第十三項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがありと認める場合に限る。）以下この項において同じ。）の場合において、同一事件について、被審人に対し、第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第百七十三條第一項、第百七十四條第一項、第百七十四條の二第一項、第百七十四條の三第一項若しくは第百七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定又は第十二項若しくは第十三項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の

価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。）を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第百七十三條第一項、第百七十四條第一項、第百七十四條の二第一項、第百七十四條の三第一項若しくは第百七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定又は第十二項若しくは第十三項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

16 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八條第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき又は第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書若しくは前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

17 第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から前項までの決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行われなければならない。

18 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

19 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

20 第十七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

21 第一項の決定（第百七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）並びに第六

項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）及び第十三項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定は、これらの決定の時にあって、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。	七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限り、又は第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十三項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。	規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十四條第六項（第二十七條において準用する場合を含む。）並びに第二十四條の二第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書、当該有価証券報告書及びその添付書類に係る事業年度	第一項第四号又は第十一号から第十六号までに、「前条第二項若しくは第三項」を「前条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第百七十八条第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）若しくは第十三項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）に改め、同条第二項中「第百七十八条第一項第二号」を「第百七十八条第一項第四号又は第十一号」に、「前条第二項若しくは第三項」を「前条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。第六項において同じ。）に改め、同条第三項中「第百七十八条第一項第三号から第五号まで」を「第百七十八条第一項第三号から第十六号まで」に改め、「同じ。」の下に「又は前条第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）若しくは第十三項（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）の決定」を加え、同条第四項及び第五項中「から第三項まで」を「第六項、第七項又は第十項から第十三項まで」に、「同条第九項」を「同条第十九項」に改め、同条第六項中「同条第二項若しくは第三項」を「同条第六項、第七項若しくは第十項から第十三項まで」に改め、同条第七項中「の決定の」を「の決定又は同条第十二項若しくは第十三項の決定の」に、「の決定」を「の決定」に改め、同項第一号中「又は」を「、第百七十四條の二第一項、第百七十四條の三第二項若しくは」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、
22 第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）並びに第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）及び第十三項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれれかがあると認める場合に限る。）の決定は、当該決定の時にあって、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、第二十項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。	25 第二十二項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時にあって、第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）又は第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十三項（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれれかがあると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。	二 第二十四條の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十四條の四の七第四項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書、当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度	三 第二十四條の五第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十四條の五第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による半期報告書及びその訂正報告書、当該半期報告書に係る期間の属する事業年度
23 第二十一項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時にあって、第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。	28 第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十四項までの規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。	四 第二十四條の五第四項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十四條の五第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による臨時報告書及びその訂正報告書、当該臨時報告書提出した日の属する事業年度	五 発行者情報及びその訂正発行者情報、当該発行者情報に係る事業年度
24 第二十一項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時にあって、第一項の決定（第百	29 第四項から第七項まで、第十項及び第十一項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。	一 第二十四條第一項又は第三項（これらの	一 第二十四條第一項又は第三項（これらの

「第二項」の下に「又は前条第十二項若しくは第十三項」を加え、同条第八項及び第十一項中「前条第一項から第三項まで」を「前条第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項まで」に改める。

第百八十五条の十中、第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第百八条並びに第百九条を「及び第百一条から第百九条まで」に改め、「とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」を削り、「職員」との下に「、同法第百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」とを加える。

第百八十五条の十一第一項第二号中（第二号及び第三号を除く。）を削る。

第百八十五条の十三中「第百八十五条の七第七項」を「第百八十五条の七第十七項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができる。

第百八十五条の十五第一項及び第百八十五条の十八第一項中「から第五項まで」を「第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項まで」に改める。

第百九十条第一項中「第二十七條の三十第一項」の下に「、第二十七條の三十五」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第百九十四条の七第二項第一号中「第五十六條の二第一項又は第三項」を「第五十六條の二第一項、第三項又は第四項」に改め、同条第三項中「第二十七條の三十」の下に「、第二十七條の三十五」を加え、「第三項まで」を「第四項ま

で」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融庁長官は、第一項の規定により委任された権限（前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第百八十七條の規定による権限（次号に掲げる権限に係るものに限る。）

二 第百九十二條第一項の規定による権限（第百九十五條中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。）

第百九十七條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十七條の三十一第二項の規定による特定証券情報（同条第三項の規定の適用を受ける特定証券情報の場合には、当該特定証券情報に係る参照情報を含む。）、同条第四項の規定による訂正特定証券情報（当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。）、第二十七條の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報又は同条第三項の規定による訂正発行者情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供又は公表をした者

第百九十七條の二第一号中「又は同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」の下に「又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「若しくは適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」を「、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘」に改め、同条第十号の次に次の三号を加える。

十の二 特定勧誘等について、当該特定勧誘

等に係る特定証券情報が提供され、又は公表されていないのに当該特定勧誘等又はその取扱いをした者

十の三 第二十七條の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしない者又は同条第四項の規定（発行者情報に係る部分に限る。）に違反した者

十の四 第四十條の四又は第六十六條の十四の二の規定に違反した者

第百九十二條の次に次の一号を加える。

十二の二 重要な事項につき第二十七條の三十一第四項の規定による訂正特定証券情報の提供若しくは公表をしない者又は当該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反した者

第百九十四條中「又は第七十八條の八第四項」を「、第七十八條の八第四項又は第七十九條の十三」に改める。

第百九十五條第一号中「第四條第三項、同条第五項を「第四條第四項、同条第六項」に改め、同条第五号中「第二十七條の三十」の下に「、第二十七條の三十五」を加え、同条第六号中「第二十七條の三十第一項」の下に「、第二十七條の三十五」を加える。

第百九十五條の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第百九十六條第一号中「第六十七條の十二」の下に「、第八十七條の二第一項」を加える。

第百九十七條第一項第六号中「第十四号及び第十五号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

第百九十八條第一号中「第四條第四項」を「第四條第五項」に改め、同条第四号中「第三十一條の四第四項」を「第三十一條の四第一項若しくは第二項」に改める。

第百九十九條第一号中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項」に改め、同条第二号中

「第四項」を「第五項」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十條の五第一項の規定に違反した者

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「適格機関投資家私募」を「適格機関投資家私募等」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 この法律において「適格機関投資家私募等」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、次に掲げる場合に該当するものをいう。

一 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

二 特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四條の三第四項（同法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）又は同法第三十四條の三第六項（同法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める者を含む。）、同法第三十四條の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定める者を除く。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

第三条第十項中「適格機関投資家私募」を「適格機関投資家私募等」に改める。

第四条第二項第二号中「適格機関投資家私募」の下に「（新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第二条第九項第一号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。）、特定投資家私募（新たに発行される受益

証券の取得の申込みの勧誘のうち、同項第二号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。」を加える。

第六条第六項第七号中「適格機関投資家私募」の下に、「特定投資家私募」を加える。

第八条第一項中「証券投資信託」を「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託」に改める。

第十三条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて、投資信託約款において第一項の書面を交付しない旨を定めている場合

二 投資信託財産についてその受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券に該当するものであつて、第一項の書面に記載すべき事項に係る

第三十五条第二項第五号の二

第一号

特定投資運用行為を行う業務並びに第一号

第二百二十三条の三第一項の表第三十五条第五項の項中「国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関」を「当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関」に改める。
(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第三条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項ただし書中「(次項ただし書)を(以下この条)に、」の運用財産(同法第三十五条第一項第十五号)を「が投資信託及び投資法人に関する法律第三十二条に規定する投資信託財産又は同法第十三条に規定する登録投資法人の資産(次項ただし書及び第四

情報同法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定によりすべての受益者(政令で定める者を含む。)に提供され、又は公表される場合(投資信託約款において第一項の書面の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

第四十九条第二項第十三号及び第五十条第二項第七号中「適格機関投資家私募」の下に、「特定投資家私募」を加える。

第九十七条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第二百二十三条の三第一項の表第二十九条の三第一項の項及び第三十一条第五項の項中「国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関」を「当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関」に改め、同表第三十一条第五項の項の次に次のように加える。

十条第二項において「投資信託財産等」という。

商品投資により運用することを内容とする商品投資契約及び投資運用業を行う者の運用財産(金融商品取引法第三十五条第一項第十五号)に改め、同条第二項ただし書中「商品投資に係る商品投資受益権」の下に「並びに投資運用業を行う者が投資信託財産等を商品投資により運用することを内容とする契約に係る商品投資受益権」を加える。

第四十条第二項中「者」の下に「投資信託財産等を商品投資により運用する場合及び」を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第六項第八号中「定める者」の下に

「(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。))を除く。」を加え、同項第十三号中「商品の価格」の下に「算定当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。))の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。))」を「次の事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)であつて、主務省令で定めるもの

第十條第十一項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同条第十八項中「第八項第二号及び第九項に規定する」を「第七項第四号から第六号までの」に改め、同条第十九項中「第九項」を「第七項第五号及び第六号」に改め、同項ただし書中「及び第七項から第十項まで」を「第七項及び第八項に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同条第二十四項中「第十九項ただし書及び第二十項」を「第十七項ただし書及び第十八項」に改め、同条第二十五項中「から第九項まで」を「及び第七項」に改め、同条第二十六項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第八項及び第九項を削る。

第十一條第二項中「から第九項まで」を「及び第七項」に改める。

第十一條の二の三第三号中「所属組合をいう」の下に「。第十一條の五の二第一項において同じ」を加え、「同項」を「第九十二條の二第三項」に改め、「特定信用事業代理業者をいう」の下に「。第十一條の五の二第一項において同じ」を加える。

第十一條の二の四中「、第四十條の二並びに第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。

第十一條の五の次に次の一條を加える。

第十一條の五の二 第十條第一項第三号の事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(同項第二号又は第三号の事業、第九十二條の二第二項に規定する特定信用事業代理業者その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることがないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じ

なければならない。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ）、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十一条の七第二項中「同条第十項」を「同条第八項」に改める。

第十一条の十の三中、「第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十一条の十二の次に次の一条を加える。

第十一条の十二の二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同号の事業その他の農林水産省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十一条の四十七第一項第一号中「（昭和五十六年法律第五十九号）を削り、同項第二号中「金融商品取引法第二条第九項に規定する」を削り、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同項第六号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第十項中「第十

第八項」を「第十条第七項」に、「同項第一号に掲げる」を「同項第三号の」に改める。

第十一条の四十八第三項、第十一条の四十九第一項第四号及び第十一号の五十第三項中開拓する会社の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第三十条の四第二項第二号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第九十二条の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同条第二項中「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改める。

第九十二条の五中、「第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第九十九条の六第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第一百条の二第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五十条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第七号中「定める者」の下に「外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」とい

う。）を除く。」を加え、同条第四項第二号中「に限る。」の下に「第十一条の十三第二項、第十五条の九の二第二項及び」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第十一条の四第二項中「第十一条の十三」を「第十一条の十四」に改める。

第十一条の八第三号中「所属組合をいう」の下に「。第十一条の十三第一項において同じ」を加え、「同項」を「第二百一十一条の二第三項」に改め、「特定信用事業代理業者をいう」の下に「。第十一条の十三第一項において同じ」を加える。

第十一条の九中、「第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十一条の十三を第十一条の十四とし、第十一条の十二の次に次の一条を加える。

（信用事業の利用者等の利益の保護のための体制整備）

第十一条の十三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同項第三号又は第四号の事業、第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業者その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する

金融商品取引業者をいう。第十五条の九の二第二項において同じ。）、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十五条の七中、「第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十五条の九の次に次の一条を加える。

（共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備）

第十五条の九の二 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同号の事業その他の農林水産省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第三十四条の四第二項第二号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五十七条の三中「第十一条の十三」を「第十一条の十四」に改める。

第八十七条第四項第七号中「定める者」の下に「（外国銀行を除く。）」を加え、同条第六項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社を加える。

第八十七条の四第三項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第九十二条第一項中「第十一條の十二まで」を「第十一條の十三まで」に、「及び第十一條の十一第一項」を「第十一條の十一第一項及び第十一條の十三第一項」に改める。

第九十三条第二項第七号中「定める者」の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第四項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第九十六条第一項中「第十一條の十三」を「第十一條の十三第一項、第十一條の十四」に改め、「組合員」との下に、「第十一條の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」とを加え、「から第十五條の十一まで」を「第十五條の九の二第一項、第十五條の十、第十五條の十一」に改める。

第九十七条第三項第七号中「定める者」の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第一百条第一項中「第十一條の十二まで」を「第十一條の十三まで」に、「及び第十一條の十一第一項」を「第十一條の十一第一項及び第十一條の十三第一項」に改め、「所屬員」との下に、「第十一條の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」とを加える。

第一百条の八第一項中「から第十五條の十一まで」を「第十五條の九の二第一項、第十五條の十、第十五條の十一」に改める。

第二百一十一條の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第二百一十一條の五中「、第四十條の二並びに

第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。

第二百二十九條の三第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二百二十九條の七第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二百三十條第一項第三号中「第十一條の十三」を「第十一條の十四」に改める。

第六條 中小企業等協同組合法の一部改正

第九條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

第九條の七の五第三項中「、第四十條の二並びに第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。

第九條の八第二項第十二号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九號)第二條第二項(定義等)に規定する銀行業を営む者(同法第四條第五項(営業の免許)に規定する銀行等を除く。))」を加え、同項第十七号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七號)第二條第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。))の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる行為を行う事業(第二項の規定に

定により行う事業を除く。)」を「次に掲げる事業(第五号及び第六号に掲げる事業にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三號)により行う同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業

四 信託法(平成十八年法律第百八號)第三條第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二號)により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)

第九條の八第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第八項第二号に掲げる事業及び前項に規定する」を「前項第四号から第六号までに掲げる」に改め、同項を同条第八項とする。

第九條の九第六項中「第五号」を「第七号」に改め、同項第五号中「前条第九項各号」を「前条第七項第五号及び第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の

次に次の一号を加える。

二 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)に規定する投資助言業務に係る事業

第九條の九第六項に次の一号を加える。

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(第一号の事業を除く。)

第九條の九第七項中「及び第十項」を「及び第八項」に、「同条第十項中「第八項第二号に掲げる事業及び前項に規定する」を「同条第八項中「前項第四号から第六号まで」に、「次条第六項第四号及び第五号に掲げる」を「次条第六項第五号及び第六号」に改める。

第五十七條の三第七項中「(昭和五十六年法律第五十九號)」を削る。

第五十八條の五の次に次の一号を加える。

(共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備)

第五十八條の五の二 共済事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(共済事業その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。))に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

二 前項の「子金融機関等」とは、前項の組合の子会社その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二條第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。))その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二百一十一條の五第三号中「又は」を「若しくは」

に改める。

第二百一十一條の五第三号中「又は」を「若しくは」

に改める。

第二百一十一條の五第三号中「又は」を「若しくは」

に改める。

第二百一十一條の五第三号中「又は」を「若しくは」

に改める。

第二百一十一條の五第三号中「又は」を「若しくは」

に改める。

第二百一十一條の五第三号中「又は」を「若しくは」

に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第七条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第二号及び第四条の三第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第四条の四第一項第七号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第七項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四条の五第二項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五条の四第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五条の五中「組合員又は会員」を「監事」に改める。

第六条第一項中「第十三条の三」を「第十三条の三（第二項を除く。）」に改め、「禁止行為」の下に「顧客の利益の保護のための体制整備」を加え、「第十八条第一項（利益準備金の積立て等）」を「第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）」に改め、同条第二項中「第十二条の二」の下に「及び第十三条の三」を加え、「同法第十三条の三（次条）」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」とを削

る。

第六条の五第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第六号の五の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十条の二（最良執行方針等）」並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務）」に改める。

第十条の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第十二条第一項第十六号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第八条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 全国連合会債の発行（第五十四条の二—第五十四条の二十）」を「第五章の二 外国銀行代理業務に関する特則（第五十条の三 全国連合会債の発行（第五十四条の二の四—第五十四条の二十）」に、「第五章の三」を「第五章の四」に改める。

第三十二条第六項中「第五章の三」を「第五章の四」に改める。

第三十四条第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第三十五条の六中「会員」を「監事」に改め

る。

第五十三条第三項第七号中「定める者」の下に「（外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。第五十四条の二十三第一項第六号において同じ。）を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）を、「業務」の下に「（次条第四項第七号の二に掲げる業務を除く。）」を加え、同項第十三号中「商品の価格」の下に「算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格」を加え、同条第六項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）」を「次に掲げる業務（第五号及び第六号に掲げる業務にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する

七 算定制当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

第五十三条第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、同条第十一項中「第七項第二号に掲げる業務及び第八項に規定する」を「第六項第四号から第六号までに掲げる」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十四条第四項第七号中「定める者」の下に「（外国銀行を除く。）」を、「業務」の下に「（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 当該信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務（内閣府令で定めるものに限る。）の代理又は媒介

第五十四条第四項第十三号中「商品の価格」の下に「算定制当量の価格」を加え、同条第五項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四 信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前項の規定により行う業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第五十四条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第九項から第十一項まで」を「第七項から第九項まで」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「第七項第二号に掲げる業務及び第八項」を「第六項第四号から第六号まで」に、「次条第六項第二号に掲げる業務及び同条第七項」を「次条第五項第四号から第六号まで」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十四条の二十一第一項第二号及び第五十四条の二十二第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五十四条の二十三第一項第六号中「(銀行法第二條第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。)」を削り、同項第十一号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第七項中「第五十四条第六項」を「第五十四条第五項」に、「同項第一号」を「同項第三号」に改める。

第五十四条の二十四第二項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五章の三を第五章の四とする。
第五十四条の二を第五十四条の二の四とする。

第五章の二を第五章の三とし、第五章の次の一章を加える。

第五章の二 外国銀行代理業務に関する特別

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十四条の二 信用金庫連合会は、前条第四項第七号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代理業務」という。)を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(以下「所屬外国銀行」という。)ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例)

第五十四条の二の二 信用金庫連合会が、前条の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業としてする預り金(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第二條第二項(預り金の禁止)に規定する預り金をいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二條第一項の規定は、適用しない。

(貸金業法の特例)

第五十四条の二の三 信用金庫連合会が、第五十四条の二の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業として行う貸付け(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二條第一項(定義)に規定する貸付けをいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

第六十一条の二第七項中「及び第六十一条の六」を、「次条、第六十一条の六及び第七十条」に改める。

第八十六条中「及び第三項」を、「第三項及び第五項」に改める。

第八十九条第一項中「第十三条の三」を「第十

三条の三の二(第二項を除く。))に改め、「禁止行為」の下に、「顧客の利益の保護のための体制整備」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで(所屬外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所屬外国銀行に関する資料の提出等、所屬外国銀行に関する届出等)、第五十二条の四十(標識の掲示)、第五十二条の四十一(名義貸しの禁止)、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで(分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業に係る禁止行為)、第五十二条の四十九(銀行代理業に関する帳簿書類)及び第五十二条の五十第一項(銀行代理業に関する報告書の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理金庫(第五十四条の二の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている信用金庫連合会をいう。以下「同じ。))について、所屬銀行に係るものにあつては所屬外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所屬外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する所屬外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の四十五第五号中「所屬銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八十九条の二(同じ。)の締結の下に「又は外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒

介」を加え、「及び社債」を、「社債」に改め、「受領に係る書面の交付」の下に、「第三十七条の六(書面による解除)」を加え、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改め、「又は信用金庫代理業者」を削り、「行う特定預金等契約の締結又はその代理」を「行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理」に改め、「媒介について」の下に、「同法第三十七条の六(書面による解除)の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介については、」を、「業務」との下に、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」とを加え、「同法第三十七条の六第三項」を「同条第三項」に改め、「規定する特定預金等契約」との下に、「」を過去に当該特定投資家との間で締結とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「締結する」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第五項第二号及び同法第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。))と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理金庫(同法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。))による代理若しくは媒介により対象

契約」とを加え、「(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。)」を、「当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行(信用金庫法第五十四条の二に規定する所属外国銀行をいう。)」に改め、「第三十七条の六」との下に、「(締結した」とあるのは(締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と加える。

第九十条第五号中「及び第三項を」、「第三項又は第五項」に改め、同条第六号中「他人に」の下に「外国銀行代理業務又はを加える。

第九十条の三第一号の二中「若しくは第二項の下に」、「第五十二条の二の六第一項を」、「同じ。の下に」、「第五十二条の二の六第二項を」、「違反して、銀行法第二十一条第四項の下に」、「第五十二条の二の六第二項を加える。

第九十条の四の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第九十一条第一項第十四号中「含む。」の下に「、第五十四条の二を」、「第三十八条の下に」、「第五十二条の二の九を加え、同項第十六号中「第五十四条の二第一項を」、「第五十四条の二の四第二項」に改め、同項第十七号中「第五十四条の二第二項を」、「第五十四条の二の四第二項」に改め、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(長期信用銀行法の一部改正)

第九条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百

第一類第五号 財務金融委員会議録第十七号

八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務

三 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。)を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの

第六条第三項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五号)を削り、同項第五号中「行う者」の下に「(外国銀行(銀行法第十條第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行をいう。以下同じ。))を除く。」を、「業務」の下に「(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(長期信用銀行の子会社(第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第六条の三第二項において同じ。))である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)

第六条第三項第十一号中「商品の価格」の下に「、算定割当量の価格」を加える。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(外国銀行代理業務に係る認可等)

第六条の三 長期信用銀行は、第六条第三項第五号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代理業務」という。)を営むときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(以下「所属外国銀行」という。))と、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受け

なければならない。

2 前項の規定は、長期信用銀行が当該長期信用銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該長期信用銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十三条の二第二項第十二号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同項第十三号中「とする持株会社」の下に「(第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項第六号中「(第一項を「第二項」に改める。

第十六条の四第一項中「会社(以下この条の下に「及び次条第二項」を加え、同項第十一号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条の次に次の一条を加える。(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第十六条の四の二 長期信用銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社(以下「特例子会社対象会社」という。)を子会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。)とすることができ

る。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社(次に掲げる会社を除く。)

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社(同号イに掲げる業務(次項において「従属業務」という。))を営む会社に限る。であつて、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社(長

期信用銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社

2 前条第一項第十一号に掲げる会社ロ 前条第一項各号(第十一号を除く。))に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社(前号ロに掲げる会社を除く。)

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社(前条第一項第十一号に掲げる会社を除く。))が営むことができる業務(従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。))以外の業務であつて、第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務(前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。))を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としてしている場合には、当該持株特定子会社が、その営む特例子会社対象業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由

平成二十年四月二十五日

により長期信用銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

6 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社
が、その持株特定子会社としている特例子会
社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対
象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株
特定子会社としようとするときについて準用
する。

7 第四項の規定は、第五項本文に規定する場合(同項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く。)には、適用しない。

第十七条中「外国銀行支店、第五十二條の二」の下に「（外国銀行代理業務に係る認可等）、第五十二條の二の二（外国銀行の免許に関する特例）、第五十二條の二の五（外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用）、第五十二條の二の十一を、「銀行持株会社の子会社の範圍等」の下に、「第五十二條の二十三の二（銀行持株会社の子会社の範圍等の特例）」を、「あつては長期信用銀行について」の下に、「外国銀行代理銀行に係るものにあつては外国銀行代理長期信用銀行（第六條の三第一項の認可を受け、又は同條第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行をいう。以下同じ。）について」を加え、「必要な」を「要な」に改める。

第十七条の二中「同じ。」の締結」の下に「又は外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは

は媒介」を加え、「及び社債を」、「社債に改め、
「受領に係る書面の交付」の下に、「第三十七条
の六書面による解除」を加え、「第四十条の
二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別
管理が確保されていない場合の売買等の禁止）」
を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで
（最良執行方針等、分別管理が確保されていな
い場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証
券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に

関する告知義務」に改め、「又は長期信用銀行代理業者」を削り、「行う特定預金等契約の締結又はその代理」を「行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理」に改め、「媒介について」の下に、「同法第三十七条の六書面による解除」の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約の締結又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介については「業務」との下に、「締結の勧誘又はその代理若しくは媒介」とを加え、「同法第三十七条の六第三項」を「同条第三項」に改め、「規定する特定預金等契約」との下に、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「を締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第五項第二号及び同法第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「長期信用銀行と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理長期信用銀行（長期信用銀行法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）による代理若しくは媒介

により対象契約」とを、「同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行」の下に」、「当該外国銀行代理長期信用銀行の所屬外国銀行（長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行をいう。）」を加え、「長期信用銀行法」を「同法」に改め、「第三十七条の六」との下に、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」とを加える。

第二十三条の二第五号中第五十二条の四十一」の下に（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）」を、「長期信用銀行代理業」の下に「銀行法第五十二条の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務」を加える。

第二十五条第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第六條の第三一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者

第二十五条第三号中「第五十二条の五十第一項」の下に、「（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号の三中「若しくは第二項の下に」、「第五十二条の二の六第一項を」、「同じ。」の下に、「第五十二条の二の六第二項を」、「銀行法第二十一条第四項」の下に、「第五十二条の二の六第二項」を加える。

第二十五条の二中「第五十二条の四十五第一号に係る部分に限る。」を「第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限り、銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十五条の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、「同条第四号中「又は」を「若しくは」

に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二十五條の三第二号中「第五十二條の四十第一項」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）を加え、同条第三号中「第五十二條の四十第二項」の下に「（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）を加え、同条第一項を「銀行法第五十二條の四十第一項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第二十五条第一号」を「第二十五条第一号の二」に改め、同項第四号中「第二十五条第六号」を「第二十五条第一号、第六号」に改める。

第二十七条第二号中「第十条第一項」を「第六
条の第三第二項、第十条第一項に改め、「第三十
八条」の下に、「第五十二條の二の九」を加え、
同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「該
当する子会社としたとき」の下に「又は第十六条
の四の二第六項において準用する同条第三項の
規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特
例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会
社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持
株特定子会社としたとき」を加え、同条第七号
中「条件」の下に「第六条の第三第一項」を加え、
「若しくは第十六条の四第三項を」、「第十六条
の四第三項」に改め、「同条第五項において準用
する場合を含む。」の下に「若しくは第十六条の
四の二第三項、同条第六項において準用する場
合を含む。」を加え、同条第十四号の次に次の
一号を加える。

十四の二 銀行法第五十二條の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第二十七条第十五号中「第五十二条の四十三」の下に「（銀行法第五十二条の二の十において準

用する場合を含む。」を加え、同条第十六号中「第五十二条の四十九の下に」(銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第三十七条の四中「会員」を「監事」に改める。

第五十八条第二項第十三号中「定める者の下に」(外国の法令に準拠して外国において銀行法第二項第二項(定義等)に規定する銀行業を営む者(同法第四項第五項(営業の免許)に規定する銀行等を除く。次条第一項第十一号において「外国銀行」という。を除く。))を加え、同項第十八号中「商品の価格の下に」(算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二項第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。))の価格を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第二項の規定により行う業務を除く。))」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第二項の規定により行う業務を除く。)
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務
- 四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条

第一類第五号 財務金融委員会議録第十七号

第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第二項の規定により行う業務を除く。))であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条第八項を削り、同条第九項中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十八条の二第一項第十一号中「定める者の下に」(外国銀行を除く。))を加え、同項第十六号中「商品の価格の下に」(算定割当量の価格を加え、同条第三項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第一項の規定により行う業務を除く。))」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第一項の規定により行う業務を除く。)
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務
- 四 信託法第三十三条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
- 五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務
- 七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介

平成二十年四月二十五日

介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第一項の規定により行う業務を除く。))であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の二第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第四項第二号に掲げる業務及び前項に規定する」を「前項第四号から第六号までに掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第五十八条の三第一項第二号及び第五十八條の四第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五十八條の五第一項第七号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第七項中「第五十八條の二第四項」を「第五十八條の二第三項」に、「同項第一号」を「同項第三号」に改める。

第五十八條の六第二項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第六十二条の五第七項中「及び第六十三條」を「次条、第六十四條及び第七十四條」に改める。

第九十四條第一項中「第十三條の三」を「第十三條の三の二(第二項を除く。))」に改め、「禁止行為」の下に「顧客の利益の保護のための体制整備」を加え、同条第三項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第九十四條の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十條の二(最良執行方針等)並びに第四十條の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第百条第五号中「及び」を「又は」に改める。

第百条の四の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(銀行法の一部改正)

第十一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二 株主」を「第七章の三 外国銀行代理業務に関する特則(第五十二條の株主

二」第五十二條の二の十)」に、「第五十二條の二」を「第五十二條の二の十一」に、「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第三條の二第一項中「第七章の二第一節」を「第七章の三第一節」に改める。

第四條第五項中「及び長期信用銀行」を「長期信用銀行」に改め、「同じ」の下に「その他内閣府令で定める金融機関」を加える。

第十條第二項第八号中「行う者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(第四條第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。を除く。))」を、「業務」の下に「(次号に掲げる業務に該当するものを除く。))」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)

第十條第二項第十四号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する

る法律(平成十年法律第十七号)第二十六条第六項(定義)に規定する算定相当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。の価格を加える。

第十一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務

第十一条に次の一号を加える。

四 算定相当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前条

第二項の規定により営む業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第十三条の三中「次条」を「第十三条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第十三条の三の二 銀行は、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務(銀行業、銀行代理業者その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十九条(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、保険会社(保険業法第二十一条(定義)に規定する保険会社をいう。以下同じ。)その他政令で定める者

令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十三条の四中「及び社債」を「社債」に、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第十六条の二第二項第三号中「(金融商品取引法第二十九条(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。第五十二条の四第一項において同じ。)」を削り、「(同法第二十八条第八項(定義)を「金融商品取引法第二十八条第八項(通則)」に改め、同項第四号ハ中「(定義)」を「(通則)」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 保険会社

第十六条の二第二項第十二号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与する」と認められる新たな事業活動を行う会社を加える。

第十六条の三第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第三十一条第一号中「第四項第五項に規定する銀行等をいう。」を「銀行及び長期信用銀行をいう。第五十二条の六十一を除き。」に改める。

第四十七條第一項中「外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)」を「外国銀行」に改め、同条第二項ただし書中「第七章の二」を「第七章の三」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

令で定める金融業を行う者をいう。

3 前項の場合において、第十条第二項(第八号の二に係る部分に限る。)及び本章の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定の適用については、外国銀行支店に係る外国銀行の主たる営業所及びその外国における支店その他の営業所(以下この項において「外国銀行外国営業所」と総称する。)は、一の外国銀行とみなし、当該外国銀行支店が行う当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所とその顧客の取引の仲介(外国銀行の業務の代理又は媒介に相当するものとして内閣府令で定めるものに限る。)は、当該一の外国銀行の業務の媒介とみなし、当該取引の仲介に係る外国銀行外国営業所は、当該外国銀行支店が当該一の外国銀行の業務の媒介の委託を受ける旨の契約の相手方とみなす。

第五十二条の四十五の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改め、「銀行代理業者が行う」の下に「銀行代理業に係る」を加える。

第七章の三を第七章の四とする。

第五十二条の二を第五十二条の二の十一とする。

第五十二条の四第一項及び第五十二条の五中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の二の十一第一項」に改める。

第五十二条の二の十一第一項中「及び第五十二条の二十三第三項各号に掲げる会社を」と、第五十二条の二十三第三項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第二項に規定する特例子会社対象会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第五十二条の二十一の二 銀行持株会社は、その子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う業務(銀行業、銀行代理業者その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行(当該銀行持株会社の子会社である銀行を除く。)、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第五十二条の二十三第一項中「会社(以下この条の下に「及び次条第二項」を加え、同項第十一号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、「次条第七項」を「第五十二条の二十四第七項」に改め、同条第三項中「次条第四項第四号」を「第五十二条の二十四第四項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第五十二条の二十三の二 銀行持株会社は、前

条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該銀行持株会社の子会社である銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社（同号イに掲げる業務（次項において「従属業務」という。）を営む会社に限る。）であつて、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社

ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社

二 前条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務（前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第六十五条第十七号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 銀行持株会社は、第一項の規定により特例

子会社対象会社を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が、その営む特例子会社対象業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日まで持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定は、銀行持株会社が、その持株特定子会社としての特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としようとするときについて準用する。

7 第四項の規定は、第五項本文に規定する場合（同項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く。）には、適用しない。

第五十二条の二十四第一項中「並びに前条第一項第一号を」、「第五十二条の二十三第一項第一号」に改め、「掲げる会社」の下に「並びに特例子会社対象会社」を加え、同条第四項第四号中「前条第三項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、同条第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第七章の二を第七章の三とし、第七章の次に

次の一章を加える。

第七章の二 外国銀行代理業務に関する

特例

（外国銀行代理業務に係る認可等）

第五十二条の二 銀行は、第十条第二項第八号の二に掲げる業務（次条第二号から第四号までを除き、以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（次条第二号から第四号までを除き、以下「所屬外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（外国銀行の免許に関する特例）

第五十二条の二の二 次各号に掲げる場合には、当該各号に定める業務（第十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る。）については、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

一 銀行が、前条第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行の当該外国銀行代理業務に係る業務

二 長期信用銀行が、長期信用銀行法第六条の三第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行（同条第一項に規

定する所屬外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

三 信用金庫連合会が、信用金庫法第五十四条の二（外国銀行代理業務に係る届出）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行（同条に規定する所屬外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

四 農林中央金庫が、農林中央金庫法第五十九条の四（外国銀行代理業務に係る届出）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行（同条に規定する所屬外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例）

第五十二条の二の三 銀行が、第五十二条の二第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第二条第二項（預り金の禁止）に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

（貸金業法の特例）

第五十二条の二の四 銀行が、第五十二条の二第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業として行う貸付け（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項（定義）に規定する貸付けをいう。）であつて

当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

(外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用)

第五十二条の二の五 金融商品取引法第三章第一節第五款第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。(特定投資家)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十七条の六(書面による解除)、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八條の二(禁止行為)、第三十九條第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)を除く。(通則)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。(雑則)の規定は、外国銀行代理銀行(第五十二条の二第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる銀行をいう。以下同じ。)が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金

融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第一条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「を締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第五項第二号及び同法第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「外国銀行代理銀行(銀行法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。)の所屬外国銀行(同法第五十二条の二第一項に規定する所屬外国銀行をいう。)」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める

取引を除く。又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三條の四」とあるのは「第三十七條の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。))及び第三十七條の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(所屬外国銀行に係る説明書類等の縦覧)
第五十二条の二の六 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所屬外国銀行及びその所屬外国銀行を子会社とする持株会社で外国の法令に準拠して設立された会社(以下この項において「外国銀行持株会社」という。))がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所屬外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの(第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。))を、当該所屬外国銀行のために外国銀行代理業務を営む国内のすべての営業所(無人の営業所を除く。次項において同じ。))に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、外国銀行代理業務を営むすべての営業所において、当該書面の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する書面を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(外国銀行代理業務の健全化措置)
第五十二条の二の七 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所屬外国銀行の業務又は財産の状況に関する事項の顧客への説明その他の当該外国銀行代理銀行が営む外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(所屬外国銀行に関する資料の提出等)
第五十二条の二の八 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所屬外国銀行(当該所屬外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。))の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(所属外国銀行に関する届出等)

第五十二条の二の九 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行(外国銀行代理銀行(外国銀行支店に限る。が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行(当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。を除く。が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資本金又は出資の額を変更したとき。

二 商号又は本店の所在地を変更したとき。

三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け(当該外国銀行支店のみに係るものを除く。をしたとき。

四 解散合併によるものを除く。をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。)を取り消されたとき。

六 破産手続開始の決定があつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外国銀行代理銀行は、前項(第二号から第六号までに係る部分に限る。)の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(準用)

第五十二条の二十 第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつ

ては外国銀行代理銀行について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十三条第三項第四号中「子会社になつたとき」の下に、「若しくは特例子会社対象会社に該当する特例特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない特例特定子会社になつたとき」を加える。

第六十一条第四号中「第十三条の四」の下に、「第五十二条の二の五」を加え、同条第七号中「第五十二条の四十一」の下に、「第五十二条の二の十において準用する場合を含む。」を、「銀行代理業務」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務)」を加える。

第六十三条第一号中「第五十二条の五十第一項」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号の三中「若しくは第二項」の下に「第五十二条の二の六第一項を、(同じ。)」の下に「第五十二条の二の六第二項を、(第二十一条第四項)の下に「第五十二条の二の六第二項」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十二条の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者

第六十三条の二中「第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)」を「第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限り、第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」に改める。

第六十三号の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第六十三号の二第三号中「第五十二条の四十第一項」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十第二項」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項を「第五十二条の四十第一項」に改める。

第六十四号の二まで」に改める。

第六十五号第四号中「若しくは第三項」の下に「第五十二条の二第二項、第五十二条の二の九を加え、同条第十二号中「若しくは第五十二条第二項」を、「第五十二条第二項若しくは第五十二条の二の八」に改め、同条第十三号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の二の十一第一項」に改め、同条第十七号中「又は」を「若しくは」に改め、「該当する子会社としたとき」の下に「又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特

例子会社対象業務を営む特例特定子会社としたとき」を加え、同条第十八号中「第五十二条の四十三」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十九号中「第五十二条の四十九」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二十号中「第四十七号の二」の下に「第五十二条の二第二項」を、「同条第五項において準用する場合を含む。)」の下に「第五十二条の二十三の二第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

(保険業法の一部改正)

第十二条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九百九十四条」を「第九百九十三条の二」に、「第二百七十一条の二」を「第二百七十一条の二」に改める。

第二条第十一項中「次条」の下に「、第一百条の二」を加える。

第八条の見出し中「兼職制限等」を「兼職制限」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用がある場合を除くほか」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第十七条の六第三項中「(剰余金の額)」の下に「並びに第四百六十一条第二号イ及び第六号(配当等の制限)」を加え、「同号」を「これらの規定」に改め、同条第四項を削る。

第二十八条第一項第三号中「(銀行)」の下に「(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十条の十四中「前項」とあるのは「第五十二条第二項(第二号)を「及び前項」とあるのは「第五十二条第二項第二号」に改める。

第五十三条の二第一項第三号中「金融商品取引法」の下に「(昭和二十三年法律第二十五号)」を加え、「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五十三条の十に次の一号を加える。

2 前項の規定にかかわらず、監査役の解任の決議をする場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

第五十三条の十一中「会社法第三百四十三条」の下に「(第四項を除く。)」を加え、「同法第三百四十三条第四項中「第三百四十一条」とあるのは「保険業法第五十三条の十」と、同法第三百四十五条第三項を「同条第三項」に改める。

第六十条の二第四項中「第三十条の五第二項及び第三項」の下に「並びに会社法第二百九条(第二号を除く。)(株主となる時期)」を加える。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(会社法の準用)

第六十三条の二 会社法第八百二十四条(会社の解散命令)、第八百二十六条(官庁等の法務大臣に対する通知義務)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)、第九百四条(法務大臣の関与)及び第九百三十七條第一項(第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は相互会社の解散の命令について、同法第八百二十五条(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八條第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条、第八百七十六条並びに第九百五条及び第九百六条(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における相互会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

第七十七條第六項中「同条第三項において準用する同法第八百三十一条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とある

のは「総代、取締役、監査役又は清算人」委員会設置会社にあつては、総代、取締役、執行役又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。)(規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。)」とあるのは「取締役、監査役又は清算人」とを削る。

第七十八條第四項を削る。

第八十四條第二項第七号及び第八号中「第六十九條第六項を「第六十九條第七項」に改め、同項第九号中「取締役」を「取締役」に改める。

第九十一条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組織変更後株式会社は、貸借対照表上の純資産額から組織変更剰余金額を控除した金額を超えて、剰余金の配当を行うことができる。

第九十八條第一項第八号中「商品の価格」の下に「算定割当量 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。の価格」を加える。

第九十九條第二項に次の二号を加える。

三 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡すること

を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前条第一項の規定により行う業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの
第九十九條第六項中「第二項各号」を「第二項

第一号及び第二号」に改め、「商法」及び「会社法」を削る。

第一百条の二の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第一百条の二の二 保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う業務(保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。)(顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、保険会社の株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第六十六條第一項第五号中「(金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。第二百七十一条の五第一項及び第三百三十三條第一項第一号において同じ。)」を削り、「有価証券関連業」の下に「金融商品取引法第二十八條第八項(通則)に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)」を加え、同項第六号ハ中「(定義)」を「(通則)」に改め、同項第十三号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第一百七七條第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第一百七十七條第一項中「この項において」を削る。

第一百六十四條第四項及び第六百六十五條第六項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六百六十五條の十一第一項ただし書中「公開会社でない種類株式発行会社において同条第五項本文に規定する場合」を「吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社が公開会社でないとき」に改める。

第六百六十五條の十二中「第六百六十五條の五及び第六百六十五條の七」を「第六百六十五條の五第二項及び第六百六十五條の七並びに会社法第七百九十七條第一項及び第二項(反対株主の株式買取請求)」に改める。

第六百六十五條の十八の見出し中「吸収合併等」を「吸収合併」に改める。

第六百六十五條の二十二第二項中「新設合併消滅相互会社」を「新設合併消滅会社」に改める。

第六百七十三條の四第十項中「並びに第七百六十六條第二項」を「第七百六十六條第二項」に改め、「持分会社を設立する新設分割の効力の発生等」の下に「第七百九十一条第一項第一号(吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等)、第八百一条第二項(吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等)並びに第八百十一条第一項第一号(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)」を、「第八百十條第二項又は同法第七百七十三條の四第二項」との下に「同法第七百九十一条第一項第一号、第八百一条第二項及び第八百十一条第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加える。
第二編第九章第二節中第九百九十四條の前に次

の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第百九十三条の二 外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う業務(保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、外国保険会社等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該外国保険会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、外国保険会社等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該外国保険会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二百七十一条の二 第一項中「次条第一項第二号の二」を「第二百七十一条の二第二項第二号の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第二百七十一条の二 第二項 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う業務(保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する

情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、保険持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二百七十一条の二 第二項第十三号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第二百七十二条の十三第二項中「から第百条の四まで」を「、第百条の三及び第百条の四」に改める。

第二百七十二条の二 中「及び社債」を「、社債」に、第四十条の二「最良執行方針等」並びに第四十条の三「分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第三百七十七條の二 第八号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百七十九條第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百七十九條第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第十三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百三十三條第一項中「第六十五号及び第七十一号」を「第六十四号及び第七十号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第三百三十三條第一項第二号中「第八條第二項」を「第八條第一項」に改め、同項第十二号中「第九十一條第三項」を「第九十一條第四項」に改め、同項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十三條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 業務(第五十四條―第五十九條の三)」を「第四章 業務(第五十四條―第五十九條の三)」を「第四章の二 外国銀行代理業務に九条の三」

に関する特則(第五十九條の四―第五十九條の八)」に改める。

第二十四條の四第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五十四條第四項第十号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九號)第二條第二項に規定する銀行業をいう。第七十二條第二項第五号において同じ。)を営む者(同法第四條第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。を除く。))を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務(主務省令で定めるものに限る。)

の代理又は媒介

第五十四條第四項第十六号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十一年法律第百十七號)第二條第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。)の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。))を営む」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三號)により行う同法第一條第一項に規定する信託業務

四 信託法(平成十八年法律第百八號)第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)であつて、主務省令で定めるもの

第五十四條第八項及び第九項を削り、同条第十項中「に掲げる業務並びに前項に規定する」を「並びに前項第四号に掲げる」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十九條中「農林中央金庫代理業者をいう。」の下に「第五十九條の二の二第一項」を加える。

第五十九條の二 中「次条」を「第五十九條の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(顧客の利益の保護のための体制整備)

銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んで農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中内閣府令とあるのは「主務省令」と、所属外国銀行とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十二条の四十五号中「所属銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十二条第一項第一号中「昭和五十六年法律第五十九号」を削り、同項第二号中「金融商品取引法第二十九条に規定する」を削り、「(同法を)金融商品取引法」に改め、同項第五号中「銀行法第二十九条に規定する銀行業をいう」を削り、同項第九号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第十一項中「第五十四条第八項」を「第五十四条第七項」に、「同項に規定する信託業務」を「同項第三号に掲げる業務」に改める。

第七十三条第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第九十五条の三第二項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第九十五条の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同条第二項中「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改める。

四十条の三を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改め、「農林中央金庫代理業者が行う」の下に「農林中央金庫代理業務に係る」を加える。

第九十八条の二第二号中「第五十九条の三」の下に「第五十九条の七」を加え、同条第五号中「準用銀行法」を「第五十九条の八又は第九十五条の四第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。))」に改め、「他人」の下に「外国銀行代理業務又は」を加える。

第九十九条第二号中「第二項若しくは準用銀行法」の下に「第五十二条の二の六第一項若しくは」を、「第八十一条第四項若しくは準用銀行法」の下に「第五十二条の二の六第二項若しくは」を加える。

第九十九条の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第九十九条の二の五十九号の四若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十九の三 準用銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十九の四 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九の五 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十九の六 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の六 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の七 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の八 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の十 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の十一 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の十二 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二の十三 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

同法第一項に規定する信託業務(以下「信託業務」という。)

四 信託法平成十八年法律第八号)第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することと内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務第四項の規定により営む業務を除く。であつて、主務省令で定めるもの

第二十一条第八項及び第九項を削り、同条第十項を同条第八項とする。

第二十八条中「次条」を「第二十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第二十八条の二 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫、代理組合等又は商工組合中央金庫の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う業務(主務省令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、商工組合中央金庫が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の商工組合中央金庫と密接な関係をする者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引業者(以下「金融商品取引業者」という。)、保険業法第二十九条に規定する保険会社(以下「保険会社」という。その他政令で定める金融業を行う者)をいう。

第二十九条中「第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第三十九条第一項第一号中「金融商品取引法第二十九条に規定する」を削り、「(同法)」を

券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十八条第二項の規定により同項の届出(以下この項において「旧届出」という。)をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出を

したときは、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る子銀行等（同条第二項に規定する子銀行等をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。）を兼ねることができる。

3 第三号施行日が特定日後である場合には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十八条第三項の規定により同項の届出（以下この項において「旧届出」という。）をした者が、特定日まで以内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る同条第三項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事することができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

5 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四条 新金融商品取引法第六十条の六において準用する新金融商品取引法第四十六条の三の規定は、施行日以後に終了する同条第一項に規定する事業年度に係る同項の事業報告書について適用し、当該事業年度の開始日の前日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。次項において同じ。）に係る旧金融商品取引法第六十条の六において準用する旧金融商品取引法第四十六条の三第一項の事業報告書については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第六十条の六において準用する新金融商品取引法第四十九条の三の規定は、施行日以後に終了する同条第一項に規定する事業年度に係る同項に規定する書類及び書面について適用し、当該事業年度の開始日の前日

の属する年度に係る旧金融商品取引法第六十条の六において準用する旧金融商品取引法第四十九条の三第一項に規定する書類及び書面については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第七十二条第一項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する有価証券の募集若しくは売出し又は新金融商品取引法第四十二条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘について、新金融商品取引法第七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定は施行日以後に開始する同条第二項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、同条第三項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

第六条 新金融商品取引法第七十二条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出される同条第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について適用し、施行日前に提出された旧金融商品取引法第七十二条第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第七十二条の二第四項及び第五項の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第七十二条第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した売出しにより有価証券を売り付ける行為については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第七十二条の二第六項の規定は、施行日以後に開始する同項に規定する募集又は売出しについて提出すべき同項に規定する発行開示訂正書類について適用する。

第七条 新金融商品取引法第七十二条の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度（同条各

項に規定する発行者が新金融商品取引法第五条第一項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る新金融商品取引法第二十四条第五項新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する新金融商品取引法第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条及び次条において同じ。）を記載対象事業年度（新金融商品取引法第八十五条の七第二十九項各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。次条において同じ。）とする新金融商品取引法第七十二条の三第一項に規定する有価証券報告書又は同条第二項に規定する四半期・半期報告書について適用する。

第八条 新金融商品取引法第七十二条の四の規定は、施行日以後に開始する事業年度を記載対象事業年度とする同条第一項に規定する有価証券報告書等、同条第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等又は同条第三項に規定する臨時報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度を記載対象事業年度とする旧金融商品取引法第七十二条の二第一項に規定する有価証券報告書等又は同条第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等については、なお従前の例による。

第九条 新金融商品取引法第七十二条の五の規定は、施行日以後に行われる同条に規定する株券等又は上場株券等の同条に規定する買付け等について適用する。

第十条 新金融商品取引法第七十二条の六第一項の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第七十二条の五に規定する公開買付け開始公告に係る公開買付け（新金融商品取引法第二十七条の二第一項又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをいう。次項において同じ。）について行われ、又は提出される新金融商品取引法第七十二条の六第一項に規

定する公開買付け開始公告等又は公開買付け届出書等について適用する。

2 新金融商品取引法第七十二条の六第二項の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第七十二条の五に規定する公開買付け開始公告に係る公開買付けについて提出すべき同項に規定する公開買付け訂正届出書等について適用する。

第十一条 新金融商品取引法第七十二条の七の規定は、施行日以後に提出期限が到来する同条に規定する大量保有・変更報告書について適用する。

第十二条 新金融商品取引法第七十二条の八の規定は、施行日以後に提出される同条に規定する大量保有・変更報告書等について適用する。

第十三条 新金融商品取引法第七十三条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七十三条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

第十四条 新金融商品取引法第七十四条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

第十五条 新金融商品取引法第七十四条の二の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七十四条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

第十六条 新金融商品取引法第七十四条の三の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

第十七条 新金融商品取引法第七十五条の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等につ

いて適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

第十八条 重要な事項につき虚偽の記載がある旧金融商品取引法第七十二条第三項に規定する発行開示書類であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第七項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

2 旧金融商品取引法第七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目録見書に係る同項に規定する売出しであつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為を開始した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第八項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

3 重要な事項につき虚偽の記載がある旧金融商品取引法第七十八条第五項に規定する継続開示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

4 旧金融商品取引法第七十三条第一項に規定する違反行為であつて、この法律の施行の際旧

金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十二項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

5 旧金融商品取引法第七十四条第一項に規定する違反行為であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が終了した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十四項の規定にかかわらず、同条第一項第十四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

6 旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十六項の規定にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

7 旧金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十七項の規定にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

第十九条 新金融商品取引法第八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から第十二項までの規定により決定をしな

ればならない場合において、同条第十三項の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日からさかのぼり五年以内に、旧金融商品取引法第八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあるとき(当該課徴金納付命令に係る旧金融商品取引法第八十五条の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。)又は旧金融商品取引法第八十五条の七第六項に規定する決定を受けたことがあるとき(同条第三項ただし書、第四項ただし書又は第五項ただし書に該当する場合に限る。)は、当該課徴金納付命令又は決定を新金融商品取引法第八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令であつて当該課徴金納付命令に係る新金融商品取引法第八十五条の十八第一項の訴えに係る裁判が確定しているものとみなして、新金融商品取引法第八十五条の七第十三項の規定を適用する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う調整規定)
第二十条 施行日が株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法附則第五十四条のうち農業協同組合法第十條第十一項第一号及び第八号並びに第十二項の改正規定中「第十條第十一項第一号及び第八号並びに第八号並びに第十五項」とする。

(担保付社債信託法の一部改正)
第二十一条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第五條第五号中「第九項第二号」を「(第七項第六号)に、「同条第六項第五号」を「(第七項第六号)に、「第九條の八第九項第二号に掲げる業務」を「第九條の八第七項第六号に掲げる業務」に改め、同条第六号中「第八項第二号」を「第六項第六号」に、「第七項第二号」を「第五項第六号」に改め、同条第七号中「第五項第二号」を「第三項第六号」に改め、同条第八号中「第九項第二

号」を「第七項第六号」に改める。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)
第二十二條 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改め、「第四十條」の下に、「第四十條の四、第四十條の五」を加える。
第二條の二中、「第四十條の二並びに第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。

第十九條第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。
(消費生活協同組合法の一部改正)
第二十三條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第二項中、「第四十條の二並びに第四十條の三」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで」に改める。
第九十八條の九第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第二十四條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項第一号中「第十條第十九項ただし書」を「第十條第十七項ただし書」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

第二十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号イ中「同条第九項」を「同法第四十二条第二十二号」に改める。

第六十八号の三の三第一項第一号ロ中「同条第九項」を「投資信託法第四十二条第二十二号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号(一)中「第四十七条第一項(外国銀行の免許等)」を「第十条第二項第八号(業務の範囲)」に改め、同号(イ及びロ)中「第四十七号第一項」を「第十条第二項第八号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の四の項中「第八十九条第三項」を「第八十九条第五項」に改め、同表の三の項中「同法第八十九条の二第一項の登記、同法第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項若しくは第八十九条の五第一項(これらの規定を同法第二百二条の十において準用する場合を含む。の登記及び、同法第二百二条の九第一項の登記を削る。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第二十八条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八号第二項中「第五十四号の二」を「第五十四号の二の四」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第二十九条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「長期信用銀行法第八号の下に」の規定による長期信用銀行債を加え、「長期信用銀行債、金融システム改革のた

第一類第五号 財務金融委員会議録第十七号

平成二十年四月二十五日

めの関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九号の規定により

なおその効力を有するものとされる同法附則第六十八号の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第七号の二第一項の規定による債券を「特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第九十九号の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第七号の二第一項において準用する場合を含む。の規定により発行される債券を含む。に、「第五十四号の二第一項」を「第五十四号の二の四第一項」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「から第九項まで」を「及び第七項」に改める。

一 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第四項第一号

二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第十八号)第二条第三項第一号

三 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第十五条第二項、第十六条第二項及び第十七条第五項

四 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百一十八号)第十八条第二項

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三十一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七号第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十三号第二項第三号中「第五十四号の二第一項」を「第五十四号の二の四第一項」に改め

る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十二条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第八号中「第二百条第一項」を「第二百条第三項」に改める。

第二百八十一号第一項第三号中「第九号の九第五項第一号」を「第九号の九第六項第一号」に改める。

第二百九号第一項中「第三十六号」を「第三十六号第一項」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第三十三条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二百六十六号中「(同法第六十五号の十二において準用する場合を含む。を」又は同法第六十五号の十二において準用する会社法第七百九十七号第一項」に、「同法第六十五号の二第一項」を「保険業法第六百六十五号の二第一項」に改める。

(信託業法の一部改正)

第三十四条 信託業法(平成十六年法律第五百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十条の二(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第二十九号の二第四項第二号中「第一項」を「前号」に改める。

第九十六号第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提

供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「から第百条の四まで」を「第百条の三及び第百条の四」に改める。

(会社法の一部改正)

第三十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二百一十号第五項及び第二百四十号第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三百三十一号第一項第三号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第三十七条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五号中「第五十二号の二十三」の下に「及び第五十二号の二十三の二」を加える。

第一百十号第一項第三号中「第七号」の下に「第八号の二」を加え、「第十一号第二号」を「第十一号第一号、第三号及び第四号」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第三十八号 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「財務大臣の認可を受けた場合を除くほか、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねてはならない)」を「金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行

役を兼ねることとなつた場合を含む。又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならないに改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十六条第一項中「第四条第二項の規定の適用がある場合を除くほか、」を削る。

第三十四条第二号中「又は第十六条第一項を削り、「認可を受けなかった」を「届出を行わなかった」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。

(金融庁設置法の一部改正)

第三十九条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「第二章の四」を「第二章の五」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。